

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月28日

【会社名】 ゴールドマン・サックス・インターナショナル
(Goldman Sachs International)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター
ステファン・ボリンジャー
(Stefan Bollinger, Managing Director)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 EC4A 2BB フリート・ストリート133、ピーターバラ・コート
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 福 田 淳
同 柴 田 育 尚
同 梶 谷 裕 紀
同 須 藤 綾 太
同 高 山 大 輝
同 宮 崎 太 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 3,650,000,000円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 本書における「GSI」、「当社」、「発行会社」および「我々」との記載は、文脈上別段の解釈が必要な場合を除き、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを指します。本書における「ゴールドマン・サックス」、「GS」および「GSグループ」との記載は、文脈上別段の解釈が必要な場合を除き、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（「グループ・インク」）およびその連結子会社を指します。

(注2) 本書において、別段の記載がある場合または文脈により別意に解すべき場合を除き、「円」または「¥」とは日本の法定通貨である日本円を意味します。

(注3) 本書中の表において計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ゴールドマン・サックス・インターナショナル 2021年10月29日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ロックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債（以下「本社債」といいます）（注1）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	3,650,000,000（予定）円 （注2）	売出価額の総額	3,650,000,000（予定）円 （注2）
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社（以下「売出人」といいます）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	100万円（以下「指定券面額」といいます）
満期償還日	自動期限前償還事由（以下に定義します）が発生しない限り、満期償還日は、2021年10月29日に到来する予定の利払日（以下に定義します）とします。		
利息金額	<p>本社債が社債要項に従い期限前に償還され、または調整されていない限り、（指定券面額の）本社債および各利払日につき、当該利払日に支払われるべき利息金額は、以下に従って決定されます。</p> <p>（ ）当該利払日直前の評価日（以下に定義します）の各参照指数（以下に定義します）の参照指数レベル（以下に定義します）が当該利払日に対応した各利率判定評価レベル（以下に定義します）以上である場合、（a）指定券面額に（b）11.00%を乗じ、さらに（c）当該利払日の到来予定日（同日を含みません）までの利息計算期間（以下に定義します）に対して適用される30/360日割計算係数（以下に定義します）を乗じた値に相当する円貨額とします。</p> <p>（ ）当該利払日直前の評価日の参照指数の参照指数レベルがいずれか一方でも当該利払日に対応した各利率判定評価レベルより低い場合、（a）指定券面額に（b）1.00%を乗じ、さらに（c）当該利払日の到来予定日（同日を含みません）までの利息計算期間に対して適用される30/360日割計算係数を乗じた値に相当する円貨額とします。</p>		

利払日	<p>2019年1月29日(同日を含みます)から2021年10月29日(同日を含みます)までの期間について、毎年1月、4月、7月および10月の暦日29日とします。ただし、最終利払日は、以下のうちいずれか早い日をいいます。</p> <p>() 満期償還日</p> <p>() 自動期限前償還事由が発生した最初の評価日(以下に定義します)直後の自動期限前償還日(以下に定義します)(もしあれば)</p> <p>上記の各利払日は修正翌営業日規定により調整されます。(注3)</p>
-----	---

(注1) 本社債が金融商品取引所に上場される予定はありません。

(注2) ユーロ市場において発行される本社債の元本総額は3,650,000,000円(予定)です。本社債の売出券面額の総額および売出価額の総額は、条件決定日(2018年10月22日(予定))に、本社債の売出しの市場における需要等を勘案した上で決定されます。したがって、市場における需要の状況によっては、最終的に決定され訂正有価証券届出書により特定される本社債の売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の値と大幅に異なるものとなる可能性があります。本社債の満期償還日における償還に際して支払われる金額は、以下の「2 売出しの条件」、「社債要項(償還および買入れ)」に記載する最終償還金額です。

(注3) 修正翌営業日規定とは、本社債の社債要項において当該規定に従い調整されるものとして指定されている日について、かかる日を翌営業日まで延期する(ただし、延期した日が翌暦月になる場合は、直前の営業日とします)調整規定をいいます。

(注4) 本社債の付利は、2018年10月30日(同日を含みます)から開始します。上記「利率」において使用される用語は「2 売出しの条件」、「社債要項(利息金額)」において定義されます。

(注5) 本社債に関し、発行者の申込みにより、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます)(以下「金商法」といいます)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される信用格付、または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

下表は、本書日付現在の当社の無担保債務の信用格付を示すものです。

長期債務格付

ムーディーズ・インベスターズ・サービス	A1
S&Pグローバル・レーティング	A+
フィッチ・レーティングス	A

各格付けの具体的な意味は、以下のとおり該当する格付機関のウェブサイトに記載されています：

ムーディーズ・インベスターズ・サービスについては、

https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx

S&Pグローバル・レーティングについては、

http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered

フィッチ・レーティングスについては、

<https://www.fitchratings.com/site/japan/>

格付けは、当社の有価証券のいずれかの購入、売却または保有を勧奨するものではありません。これらの格付けは、いずれも、時を問わず、当該格付けを付与した機関による見直しまたは撤回の対象となりえます。各格付けは、他の格付けとは無関係に評価されるべきものです。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」といいます)、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」といいます)およびフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」といいます)の上記信用格付は、本社債に個別に付されたものではありません。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っていますが、本書日付現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていません(以下それぞれ「無登録格付業者」といいます)。無登録格付業者は、

金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていません。

しかし、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されています。

(注6) 本社債には、いかなる財産または資産による担保も付されません。本社債は、2018年5月29日付で発効した私募目論見書(Private Placement Memorandum)(以下「私募目論見書(Private Placement Memorandum)」といいます)にその詳細が記載されている当社のシリーズKプログラムに基づく単一銘柄として日本国外で当初発行されます。本社債の要項は、本社債に関連して作成される発行条件補足書(Pricing Supplement)(以下「発行条件補足書(Pricing Supplement)」といいます)により完成および/または修正される私募目論見書(Private Placement Memorandum)において開示されている一般社債要項(以下「一般社債要項」といいます)および該当する特定商品要項(以下「特定商品要項」といいます)から構成されます。(発行条件補足書(Pricing Supplement)により完成および/または修正された一般社債要項および特定商品要項を、以下、本社債の「社債要項」といいます)。

(注7) 本社債は、アメリカ合衆国(以下「合衆国」といいます)において、または合衆国人に対して、直接・間接を問わず、募集、販売または引渡しを行うことができません。下記「2 売出しの条件(注5)」を参照下さい。本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含め、以下「米国証券法」といいます)またはいかなる州の証券法もしくはブルー・スカイ法のもとでも登録されておらず、今後も登録される予定はありません。米国証券取引委員会またはその他の合衆国もしくは合衆国の州の規制機関のいずれも、本社債を認可し、または不認可としたことはなく、また本書の正確性または不正確性について判断していません。本書は、合衆国における利用を目的としたものではなく、合衆国に向けて、または合衆国内においてこれを交付してはなりません。

(注8) 本社債は、銀行預金ではなく、英国金融サービス補償機構またはその他の政府もしくは政府機関もしくは民間機関による保険または保証の対象ではなく、また、いずれの法域の預金保護制度の対象でもありません。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100.00%	申込期間	2018年10月23日から 2018年10月29日まで (注2)
申込単位	額面100万円以上 100万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店および各支店 (注3)	受渡期日	2018年10月30日 (東京時間)(注2)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし		
売出しの委託契約の内容	該当なし		

- (注1) 市況、発行体の信用力、その他の関連要因に変化がないとしても、受渡期日における本社債の市場価値は、売出人がゴールドマン・サックスから本社債を購入する価格と売出価格の差（買値と売値間のスプレッド）やその他の要因から、売出価格を下回る可能性があります。本書の「本社債に関するリスク要因」の項も精読下さい。
- (注2) 本社債の発行日は2018年10月29日（ロンドン時間）です。本社債の日本における受渡期日は、2018年10月30日（東京時間）です。一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがあります。
- (注3) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされます。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければなりません。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行いません。
- (注4) 当社は、本書に記載されたものを除いて、いかなる者にも情報を提供または表明することを認めておりません。本書は、勧誘行為が違法となる法域においては、いかなる法域における、またいかなる対象者に対する勧誘も構成しないものとします。本書の提出または本書に基づく売出しのいずれについても、いかなる場合においても、ゴールドマン・サックス・インターナショナルについて本書の日付以降いかなる変動も生じていないことおよび本書に含まれる情報が本書の日付以降のいかなる時点においても正確であることを意図するものではありません。
- (注5) 販売制限
本社債は、日本以外のいかなる法域においても、直接・間接を問わず、募集、販売または引渡しを行うことができません。とりわけ本社債は、合衆国において、または合衆国人に対して、直接・間接を問わず、募集、販売または引渡しを行うことができません。本社債は、米国証券法のもとで登録されておらず、今後登録される予定はありません（本段落中の用語の定義は、米国証券法に基づくレギュレーションSの定義によります）。
- (注6) 本社債は、欧州経済領域（「EEA」）内のいかなる一般投資家に対しても募集、売しまたは入手可能とすることを意図しておらず、募集、売しまたは入手可能とされてはなりません。これらの文脈上、一般投資家とは、以下のいずれか一つまたは複数に当てはまる者を指します。（ ）指令2014/65/EU（「MiFID」）第4条（1）11項に定義される一般投資家、（ ）顧客がMiFID 第4条（1）10項で定義される専門的な顧客としての資格を有さない場合における、指令2002/92/EC（「IMD」）の定義の範囲内での顧客、または（ ）指令2003/71/EC（その後の改正も含まれます）において定義される資格を有さない投資家。その結果、本社債をEEA内の一般投資家に対して募集、売しまたは入手可能とするために規制（EU）番号1286/2014（「パッケージ型投資金融商品規制」）が要求する重要事項説明書は、作成されず、そのため、EEA内のあらゆる一般投資家に対する本社債の募集、売しまたはこれを入手可能にすることは、パッケージ型投資金融商品規制に基づき違法となる可能性があります。上記に関わらず、発行会社がその後、本社債に関連して、パッケージ型投資金融商品規制に基づき重要事項説明書を作成および公表した場合、本社債を一般投資家に対して募集、売しまたは利用可能にすることについての上記の禁止は適用されません。

(注7) 本社は、発行会社、登録機関を務めるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ドイチェラント・アーゲー(以下「登録機関」といいます。この用語にはプログラム代理人契約に従って選任される登録機関の承継人を含みます)、財務代理人を務めるシティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店(以下「財務代理人」といいます。この用語にはプログラム代理人契約に従って選任される財務代理人の承継人を含むものとします)、名義書換代理人を務めるシティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店(以下「名義書換代理人」といいます。この用語にはプログラム代理人契約に従って選任される名義書換代理人の承継人を含みます)および追加支払代理人を務めるゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「追加支払代理人」といいます。この用語にはプログラム代理人契約に従って選任される追加支払代理人の承継人を含み、以下、「財務代理人」および「名義書換代理人」と総称して「支払代理人」といいます)ならびにその他の者との間で2015年5月29日付で締結されたプログラム代理人契約(以下「プログラム代理人契約」といいます(その後の随時の修正、補足またはプログラムに基づく差替えを含みます))に基づき発行されます。本書において「代理人ら」とは、登録機関、名義書換代理人、財務代理人および支払代理人をいい、「代理人」とはそれらのいずれかをいいます。本社債権者(以下に定義します)はプログラム代理人契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされます。

社債要項

利息金額

本社債が社債要項に従い期限前に償還され、または調整されない限り、（指定券面額の）各本社債および各利払日につき、当該利払日に支払われるべき利息金額は計算代理人によって以下の（該当する）（ ）または（ ）に従って決定されます。

（ ）当該利払日直前の評価日における各参照指数の参照指数レベルが当該利払日に対応する各利率判定評価レベル以上である場合、（指定券面額の）本社債について支払われるべき利息金額は、（a）指定券面額に（b）11.00%を乗じ、さらに（c）当該利払日の到来予定日（同日を含みません）までの利息計算期間に対して適用される30/360日割計算係数を乗じた値に相当する円貨額（初回は27,194円とします）、または

（ ）当該利払日直前の評価日における参照指数の参照指数レベルがいずれか一方でも当該利払日に対応する各利率判定評価レベルより低い場合、（指定券面額の）本社債について支払われるべき利息金額は、（a）指定券面額に（b）1.00%を乗じ、さらに（c）当該利払日の到来予定日（同日を含みません）までの利息計算期間に対して適用される30/360日割計算係数を乗じた値に相当する円貨額（初回は2,472円とします）とします。

償還および買入れ

(a) 約定償還：

最終評価日前に自動期限前償還事由が発生しなかった場合、社債要項（支払 - 記名式社債）の規定に従い、本社債は、以下の（該当する）（ ）または（ ）に従って決定される「最終償還金額」の支払によって満期償還日に償還されます（疑義を避けるために明記すると、それぞれの場合において、満期償還日に到来する利払日に支払われるべき利息金額と共に償還されます）。

（ ）各参照指数の最終参照レベルが各プットストライク・レベル以上である場合、（指定券面額の）各本社債の最終償還金額は、指定券面額（すなわち、100万円）となります。

（ ）参照指数の最終参照レベルがいずれか一方でも各プットストライク・レベルより低い場合において、

（1） ノックイン事由が発生しなかったときには、（指定券面額の）各本社債の最終償還金額は、指定券面額（すなわち、100万円）となります。

（ ） ノックイン事由が発生したときには、（指定券面額の）各本社債の最終償還金額は、計算代理人によって決定された、以下の算式に従って計算された値に相当する円貨額とします。

$$\text{指定券面額} \times \frac{\text{満期償還額算出対象参照指数の最終参照レベル}}{\text{満期償還額算出対象参照指数のプットストライク・レベル}}$$

(b) 自動期限前償還：

計算代理人が各評価日（最終評価日を除きます）に自動期限前償還事由が発生したと決定する場合、本社債は、当該評価日に対応する自動期限前償還日において、自動期限前償還金額で償還されます。

自動期限前償還事由とは、評価日（最終評価日を除きます）の各参照指数の参照指数レベルが、かかる評価日直後の利払日に対応した各トリガー・レベル以上であると計算代理人が決定していることをいいます。

(c) その他の償還不可：

発行会社は、上記の社債要項（a）（約定償還）または（b）（自動期限前償還）および下記の社債要項に別途定める場合を除き、本社債を償還する権利を有していません。

(d) 買入れ：

発行会社またはその関連会社は、公開市場において、またはその他の方法で任意の価格で本社債を何時でも買い入れることができます。買入れされた本社債については、保有、消却目的の放棄、または再発行もしくは再販売することができ、再発行または再販売されたかかる本社債は、すべての目的上、本社債の当初シリーズの一部とみなされます。

参照指数に関する情報等

1. 参照指数に関する免責

各発行体および保有者は、各参照指数に関連して、本社債が参照指数または参照指数のスポンサーにより後援、推奨、販売または販売促進されるものではないことを同意および承認し、またいかなる参照指数のスポンサーも、明示または黙示を問わず、参照指数の使用により得られる結果および/または特定の日時等における参照指数のレベルについて、一切の表明をするものではありません。いかなる参照指数または参照指数のスポンサーも、参照指数の誤りについて、いかなる者に対しても(過失か否かを問わず)責任を負わないものとし、また参照指数のスポンサーは、いかなる者にもかかる参照指数の誤りを通知する義務を負うものではありません。いかなる参照指数のスポンサーも、明示または黙示を問わず、本社債に関連する購入またはリスクの引受けの妥当性について、一切の表明をするものではありません。発行体は、保有者に対して、参照指数の算出、調整または維持に関連する、参照指数のスポンサーによる作為または不作為について、責任を負わないものとします。関連する発行条件補足書(Pricing Supplement)に記載される発行日以前に開示される場合を除き、発行体、計算代理人またはこれらの各関連会社のいずれも、参照指数または参照指数のスポンサーとの間に関係はなく、またその管理も行っていないほか、参照指数の計算、構成、または公表についても管理を行っていません。計算代理人は、計算代理人が信頼性があると判断する公表文書から参照指数に関する情報を入手しますが、計算代理人はその情報を独自に検証するものではありません。したがって、発行体、発行体の関連会社および計算代理人は、参照指数に関する情報の正確性、完全性および適時性について、(明示または黙示を問わず)いかなる表明、保証または確約もせず、またいかなる責任も負うものではありません。

() 日経平均株価(以下「日経平均株価」といいます)

「日経」、「日経225」および「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社(以下「日経」といいます)の登録商標です。本書に記載される「日経」、「日経225」または「日経平均株価」は、本社債の性質を説明し、および/またはその関連参照資産を特定するためにのみ用いられます。本社債は、いかなる方法によっても日経またはその関連会社により後援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。日経およびその関連会社は、日経平均株価の誤りについて、または本社債に関連して、いかなる者に対しても(過失か否かを問わず)責任を負わないものとし、日経およびその関連会社は、本社債への投資の妥当性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。日経は、日経平均株価の詳細を変更し、その公表を停止する権利を有します。

() S&P500指数

Standard & Poor'sおよびS&Pは、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シー(Standard & Poor's Financial Services LLC)(以下「S&P」といいます)の登録商標であり、ダウ・ジョーンズは、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(Dow Jones Trademark Holdings LLC)(以下「ダウ・ジョーンズ」といいます)の登録商標です。かかる登録商標のライセンスはS&P Dow Jones Indices LLCに付与されており、特定目的での利用を許諾するサブライセンスは発行体に付与されています。S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー(S&P Dow Jones Indices LLC)の商品であり、これを利用するライセンスが発行体に付与されています。かかる商品は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー、ダウ・ジョーンズ、S&Pまたはそれらの各関連会社のいずれによっても(併せて「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」といいます)後援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、商品の保有者またはいかなる一般人に対して、有価証券全般または具体的に本社債への投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明

または保証も行いません。S&P500指数に関して、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスと発行体との間にある唯一の関係は、S&P500指数およびS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P500指数は発行体または本社債に関係なく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによって決定、構成、算出されます。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数の決定、構成または算出において発行体または本社債の保有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本商品の価格および数量、または本商品の発行もしくは販売のタイミングの決定、もしくは本社債が将来償還される算式の決定または算出に関して、責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P500指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは投資顧問会社ではありません。指数に有価証券が含まれることは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券の購入、売出し、または保有の推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとしてみなしてはなりません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、および/または完全性を保証しません。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P500指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、発行体、本社債の保有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスと発行体との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

2. 参照指数に関する情報

() 日経平均株価

・概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものです。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものです。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがあります。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日経新聞社が計算し公表する株価指数です。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映しています。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われています。

日経新聞社は、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いますが、本社債に関連して支払われるべき金額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正または変更しない保証はありません。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり(すなわち、日経平均株価における各株式銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当たりの株価に基づいています)、その計算方法は、()各株式銘柄の1株当たりの株価を、当該株式銘柄に対応する加重関数で乗じ、()その積を合計し、()その数値を除数で除したものです。除数は当初1949年に設定されたときは225でしたが、2018年9月28日現在26.950となり、下記のとおり調整されます。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する株式銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各株式銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されています。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止され、各株式銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとします

が、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいています。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価です。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中5秒毎に計算されています。

株式銘柄に影響する市場外の要因、例えば株式銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または(場合により)関連ある株式銘柄のみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されています。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されています。株式銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値(すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値)がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正されます。

株式銘柄は、日経新聞社により除外または追加されます。株式銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第1営業日に見直されます。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていません。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、株式銘柄から除外されます。

- () 倒産(会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など)による整理銘柄入りまたは上場廃止
- () 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- () 債務超過などその他の理由による上場廃止または整理銘柄入り
- () 東京証券取引所第二部への指定替え

監理銘柄については、原則除外候補となりますが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定されます。株式銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択します。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とします。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがあります。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持します。

・東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つです。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までです。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じています。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含みます。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできません。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されています。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがあります。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合(例えば、当該株式に関する異常な取引)には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければなりません。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがあります。

() S&P500指数

・指数について

S&P500指数は、米国の大型株の単一かつ最も優れた指標であると広く考えられており、米国の証券取引所で取引される米国株のパフォーマンスを測定するように設計されている株価指数の1つです。S&P500指数は、市場の中でも大型株のパフォーマンスを測定します。S&P500指数は米国の株式市場を代表する指標と考えられており、500の銘柄で構成されています。

・指数のガバナンス

S&P米国指数は、アメリカ・テーマ別および戦略別指数委員会が管理するS&P500指数トップ50を除き、米国株価指数委員会がこれを管理しています。同委員会の委員は全員、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのフルタイムの専門スタッフです。株価指数委員会は、月1回委員会を開催し、その都度、指数構成銘柄に影響を及ぼしうる企業活動、指数構成を市場と比較する統計、指数へ追加する候補銘柄として検討されている企業、市場における重要な事象等のレビューを行っています。また、同委員会は、銘柄選定のルール、配当の取扱い、株式数その他の事項について定めた指数方針を改訂することがあります。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数委員会は、必要な場合、そのメソドロジーを適用するに当たって例外を設ける権利を留保します。S&P米国指数のメソドロジーまたはその付属書類に記載された一般的な規則と異なる対応を行う場合、可能な限り常に、顧客は十分な通知を受領します。

日々の指数のガバナンスおよび指数のメソドロジーの管理に加え、株価指数委員会は、当該指数の目的の達成の継続、およびデータとメソドロジーの有効性を確保するために、少なくとも12ヶ月間に1回、メソドロジーを見直すものとし、特定の場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、外部の第三者からのコメントを求める諮問書を発表することがあります。

・指数への追加基準

・米国企業：企業の資産所在地と売上地域、組織構造、SEC提出書類の種類、上場場所を判断材料とします。

・時価総額：時価総額が61億米ドル以上の企業とします。市場環境との調和を確保するために、この最低基準額は随時見直されます。

・財務健全性：GAAPに基づく非継続事業を除いた純利益が直近4四半期の合計および直近の四半期においてプラスでなければなりません。

・流動性：浮動株調整後時価総額に対する年間売買高の比率が1.00以上で、評価日までの各6ヶ月間における売買高が最低25万株ある銘柄とします。

・企業の種類：ニューヨーク証券取引所(NYSE)、ナスダック(NASDAQ)、IEX(Investors Exchange)またはBatsに上場する米国会社の普通株式とします。エクイティREITおよびモーゲージREITも指数構成銘柄とすることができます。ビジネス・ディベロップメント・カンパニー(BDC)、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC)、クローズエンド型ファンド、ETF(上場投資信託)、ADR(米国預託証券)その他一定種類の証券は対象外です。

・IPOの扱い：新規公開株は、原則として対象の取引所で12ヶ月以上取引がなされたものについて、指数への追加が検討されます。

・トラッキング・ストックおよび複数種類株式：トラッキング・ストックおよび複数種類株式を発行する企業は対象外とします(なお、複数種類株式を発行しており、既に指数の構成企業となっている企業は、指数の対象に留まりません)。

・浮動株修正係数(IWF)：IWFが0.50以上の銘柄とします。

IWFについては、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの浮動調整メソドロジーを参照下さい。

指数を構成する企業の選択にあたっては、該当する市場の時価総額の範囲で、指数中のそれぞれのGICSセクターのウェイトとS&Pトータルマーケット指数におけるウェイトを比較することにより、セクター間のバランスも考慮されています。

・ 指数からの除外基準

- ・ 指数への追加基準の一項目以上を著しく逸脱した銘柄。
- ・ 合併、買収、大規模なリストラを実施したために追加基準を満たさなくなった銘柄。

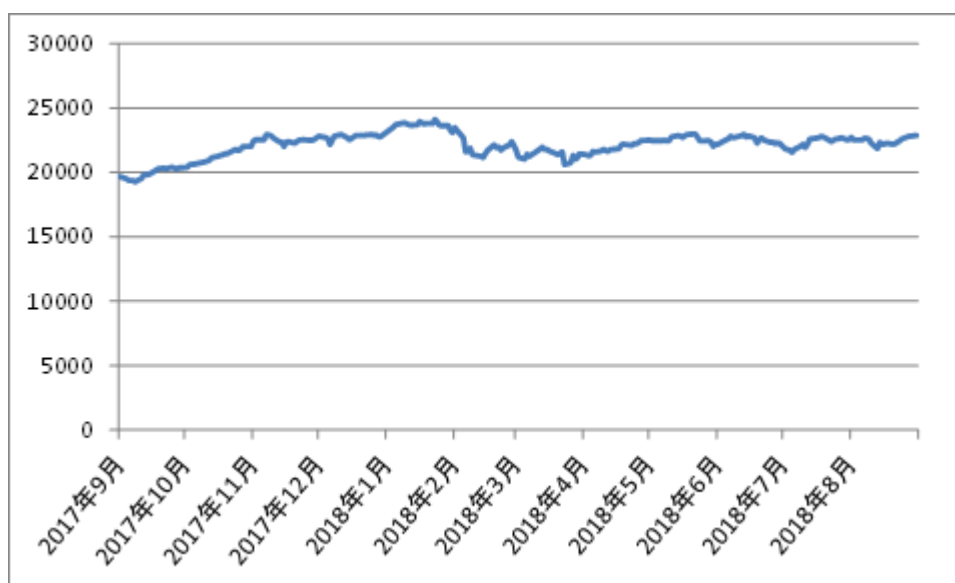
より詳細な基準および例外については、S&P米国指数のメソドロジーを参照下さい。

出所：S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイトより

3. 参照指数の過去のデータ

() 日経平均株価

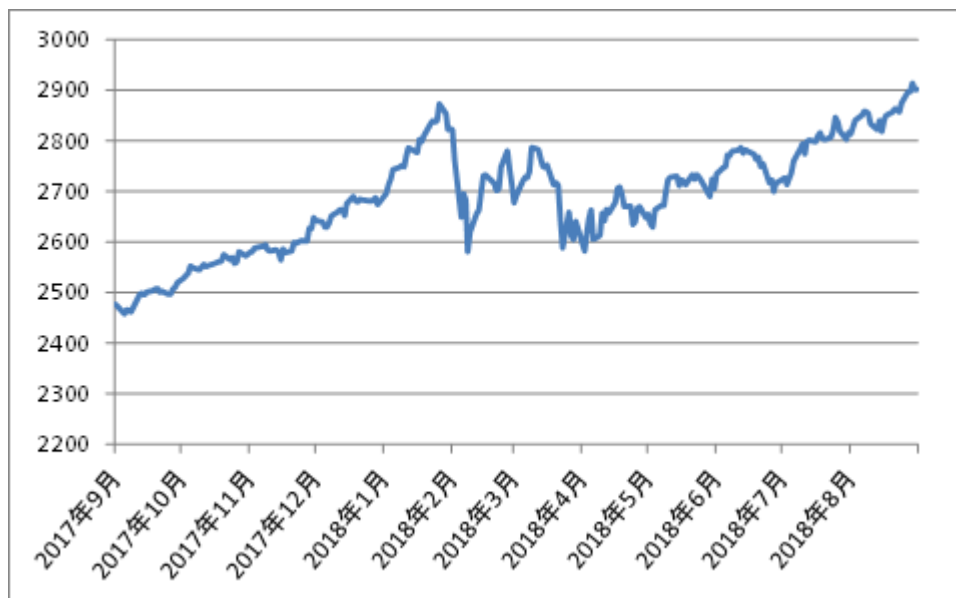
下記のグラフは、2017年9月1日から2018年8月31日までの日経平均株価の終値の推移を示したものです。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもありません。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではありません。



2018年8月31日現在、日経平均株価の終値は、22,865.15円でした。

() S&P500指数

下記のグラフは、2017年9月1日から2018年8月31日までのS&P500指数の終値の推移を示したものです。これは、様々な経済状況の下でS&P500指数がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、このS&P500指数の過去の推移はS&P500指数の将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもありません。過去の下記の期間においてS&P500指数が下記のように変動したことによって、S&P500指数および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではありません。



2018年8月31日現在、S&P500指数の終値は、2,901.52ポイントでした。

4. 参照指数および参照日 - 共通予定取引所営業日が個別の障害日である場合

参照指数に関して、当初評価日を含む各評価日（最終評価日を除きます）は、以下の規定に従い調整されます。

- (a) 計算代理人が、いずれかの予定評価日が共通予定取引所営業日であり、各参照指数の障害日でないと判断した場合、各参照指数の評価日はかかる予定評価日となります。
- (b) 計算代理人が、（ ）いずれかの予定評価日が共通予定取引所営業日であるが、特定の参照指数の障害日であると判断した場合、または（ ）いずれかの予定評価日がいずれかの参照指数の予定取引所営業日ではないと判断した場合、各参照指数の評価日は、かかる予定評価日の直後の共通予定取引所営業日となります。ただし、かかる共通予定取引所営業日が1つ以上の参照指数の障害日である場合は、（ ）および（ ）について、以下の規定が適用されます。
- （ ）計算代理人が、かかる共通予定取引所営業日が特定の参照指数の障害日でないと判断した場合、かかる参照指数の評価日はかかる共通予定取引所営業日となります。
- （ ）計算代理人が、かかる共通予定取引所営業日が特定の参照指数の障害日であると判断した場合、かかる参照指数の評価日は、計算代理人がかかる参照指数の障害日でないと判断した直後の予定取引所営業日となります。ただし、計算代理人が、かかる共通予定取引所営業日の直後の予定取引所営業日3日に相当する連続する予定取引所営業日がかかる参照指数の障害日であると判断した場合は、
- (A) かかる連続する予定取引所営業日の最終日が、かかる日がかかる参照指数の障害日である事実にかかわらず、かかる参照指数の評価日とみなされます。
- (B) 計算代理人は、最初の障害日の発生する直前に有効であったかかる参照指数の算出に用いられる算式および算出方法に従い、かかる参照指数中の各構成銘柄の連続する予定取引所営業日の最終日における該当する評価時刻時点の取引所の取引価格または市場相場価格を用いて、かかる連続する予定取引所営業日の最終日における、かかる参照指数の該当する評価時刻時点の参照指数レベルを決定し（または、連続する予定取引所営業日の最終日において株式であるいずれかの構成銘柄に関して株式障害日を引き起こす事由が発生した場合は、連続する予定取引所営業日の最終日の該当する評価時刻時点における、該当する構成銘柄の公正な見積価格を用い、また、かかる参照指数に関して、本項（B）に基づいた計算代理人による決定は、該当する評価日に関して、該当する評価時刻時点の参照指数レベルとみなされます）。

5. 参照指数および参照日 - 共通予定取引所営業日が共通の障害日である場合

参照指数に関連して、最終評価日は、以下の規定に従い調整されます。

- (a) 計算代理人が、いずれかの予定最終評価日がいずれかの参照指数の障害日でない共通予定取引所営業日であると判断した場合、各参照指数の最終評価日はかかる予定最終評価日となります。
- (b) 計算代理人が、いずれかの予定最終評価日がいずれかの参照指数の予定取引所営業日でないか、またはいずれかの参照指数の共通予定取引所営業日かつ障害日であると判断した場合、各参照指数の最終評価日は、計算代理人がいずれかの参照指数の障害日でないと判断した予定最終評価日の直後の共通予定取引所営業日となります。ただし、計算代理人が、かかる予定最終評価日の直後の共通予定取引所営業日3日に相当する連続する各共通予定取引所営業日が1つ以上の参照指数の障害日であると判断した場合は、
- () かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日が、かかる日が1つ以上の参照指数の障害日である事実にかかわらず(かかる参照指数は、かかる最終評価日において「該当参照指数」となります)、各参照指数の最終評価日とみなされます。
 - () 該当参照指数以外の各参照指数については、該当する参照指数レベルは、計算代理人により、かかる連続する共通予定取引所営業日の最終日において適用される評価時刻時点の関連スクリーンページを参照して決定されます。
 - () 各該当参照指数については、計算代理人は、最初の障害日の発生する直前に有効であったかかる該当参照指数の算出に用いられる算式および算出方法に従い、かかる参照指数中の各構成銘柄の連続する予定取引所営業日の最終日における関連評価時刻時点の取引所の取引価格または市場相場価格を用いて、かかる連続する予定取引所営業日の最終日における、かかる該当参照指数の該当する評価時刻時点の参照指数レベルを決定します(または、連続する予定取引所営業日の最終日において株式であるいずれかの構成銘柄に関して株式障害日を伴う事由が発生した場合は、連続する予定取引所営業日の最終日の該当する評価時刻時点における、該当する構成銘柄の公正な見積価格を用い、また、かかる参照指数に関して、本項()に基づいた計算代理人による決定は、かかる最終評価日に関して、該当する評価時刻時点の参照指数レベルとみなされます)。

6. スポンサー承継人または承継参照指数

特定の参照指数が、()参照指数のスポンサーにより算出および公表されたものではないが、計算代理人の認める参照指数のスポンサーの承継人(以下「スポンサー承継人」といいます)により算出および公表されたものであるか、()計算代理人の判断により、かかる参照指数の算出に用いられる算式および算出方法と同一のまたは実質的に同一の算式および算出方法を用いる承継参照指数により置き換えられた場合、かかる指数(以下「承継参照指数」といいます)が参照指数とみなされます。

7. 参照指数調整事由の発生

計算代理人が、特定の参照指数に関して、()いずれかの参照日、観察日またはその他の関連日以前に、該当する参照指数のスポンサーまたは(適用がある場合)スポンサー承継人が、該当する参照指数の算出に用いる算式または算出方法の重大な変更を行い、もしくはこれを公表し、または別の方法によりかかる参照指数の重大な修正を行う場合(構成銘柄、株式資本および/またはその他の日常的事象の変化がある場合にかかる参照指数を調整するため当該算式または算出方法に規定されている修正を除きます)(以下「参照指数の修正」といいます)、もしくは該当する参照指数の算定を永久的に中止し、かかる中止日現在いかなる承継参照指数も存在しない場合(以下「参照指数の算定中止」といいます)、または()いずれかの参照日、観察日またはその他の関連日に、参照指数のスポンサーまたは(適用がある場合)スポンサー承継人が、該当する参照指数の算出および公表を怠った場合(以下「参照指数の中断」といいます)であると決定した場合をいいます(ただし、S&P500指数については、計算代理人は、その裁量により、かかる事由により障害日が発生すると判断することができます)。計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを判断し、重大な影響があると判断した場合、かかる公表された参照指数レベルの代わりに、関連する参照指数調整事由が発生する直前に有効で

あったかかる参照指数の算式および算出方法に基づき、かかる参照指数調整事由が発生する直前においてかかる参照指数の構成銘柄であった銘柄のみを用い(かかる参照指数調整事由発生以降、関連する取引所に上場されなくなった構成銘柄を除きます)、計算代理人が決定する(該当する)かかる参照日、観察日またはその他の関連日における評価時刻時点のかかる参照指数レベルを用いて、該当する参照指数レベルを算出します。

8. 法の変更の発生

計算代理人が、法の変更が発生したと判断した後、計算代理人は、以下のいずれかを行います。

- (a) 計算代理人が法の変更に対応するために適切だと判断する、本社債の1つ以上の条件(かかる社債の受渡または支払に関連する変数または条件を含みますが、これらに限定されません)について適切な調整(もしあれば)を決定し、かかる調整の効力発生日を決定します。
- (b) 社債要項(通知)に従い保有者に対して通知を行うことにより、本社債の一部ではなく全部を償還します。かかる本社債がこれにより全部償還された場合、発行体は、各保有者に対し、かかる保有者が保有する社債について、かかる社債の予定外期限前償還額に相当する金額を、法の変更を考慮の上、計算代理人の決定により支払います。支払は、状況に応じ、社債要項(通知)に従い保有者に対して通知される方法により行われます。

9. 参照指数レベルの修正

算出または決定に用いられる参照指数レベルが、いずれかの日に参照指数のスポンサーにより公表され、その後修正され、かかる修正が、いずれかの参照指数に関して、当初の公表後1決済周期内にかかる参照指数のスポンサーにより公表された場合、計算代理人は、かかる修正の結果として支払われるべきまたは交付可能な金額を決定する何らかの決定をし、必要な範囲で、かかる修正に応じ、本社債の関連する条件を調整します。ただし、計算代理人は、関連する修正カットオフ日の後に公表された修正を、関連する金額の決定もしくは算出および/または関連する発行条件補足書(Pricing Supplement)に記載されるいずれかの事由が発生したかの決定に際して勘案しません。

支払の端数取扱い規定

本社債について、()本社債につき支払が行われるべき米ドルの金額(もしあれば)はすべて端数を四捨五入され(0.5セントは1セントへと切上げられます)、()本社債につき支払が行われるべき日本円の金額(もしあれば)はすべて端数を四捨五入され(0.5円は1円へと切上げられます)、()本社債につき支払が行われるべきその他あらゆる通貨建ての金額はすべて(もしあれば)、端数を四捨五入されます(0.5補助通貨単位は1補助通貨単位へと切上げられます)。

様式および単位

記名式社債：本社債は、記名式で発行され(以下「記名式社債」といいます)、また、発行会社等により発行された2015年5月29日付約款証書(deed of covenant)によって構成され、また、その効果が及びます。記名式社債の指定券面額は、100万円単位とします。記名式社債は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグ(いずれか該当する方)(以下、それぞれを「決済機関」といいます)のために預託機関または共通預託機関が保管する包括形式による記名式社債(以下「記名式包括社債券」といいます)によって表章されます。記名式包括社債券に記載の限定された条件を満たした場合、記名式包括社債券を個別の社債券(以下「個別社債券」または個別の「社債券」といいます)に交換することができます。

所有権

- (a) 記名式包括社債券により表章される本社債の所有権：

本社債が、決済機関のために預託機関または共通預託機関が保管する記名式包括社債券により表章されている限り、決済機関においてその時々において本社債の特定の元本(いずれかの者の口座で保有される本社債の元本に関して決済機関が発行する証明書または書面は、明白な誤謬または疑う余地のない誤謬がない限り、すべての目的上、終局的かつ拘束力を有するものとする)の保有者として記帳されている各人(決済機関を除きます)は、当該本社債に対する元利金(利息については、生じている場合)の支払に関するものを除くすべての目的上、本社債の元本の保有者として発行会社および代理人らから取り扱われます(当該本社債に対する元利金の支払に関する目的上は、本社債のかかる元本の保有者として記名された者が、記名式包括社債券の要項に従って、本社債のかかる元本の保有者として発行会社および各代理人から取り扱われます)。「本社債権者」および「本社債保有者」ならびにこれらの関連用語は、これに従って解釈されます。記名式包括社債券によって表章される本社債の譲渡は、当該時点における該当する決済機関の規則および手続に基づいてのみ行われます。いずれの決済機関に関する記載も、文脈上許容される場合において、追加または代替の決済機関を含むものとみなされません。

(b) 決済機関ならびにその代理人および運営者の免責：

いずれの決済機関(またはその代理人もしくは運営者)によって行われる支払またはその他の行為もしくは義務に関する社債要項の規定も、かかる決済機関(ならびにその代理人および運営者)の関連規則および/または運営に対する発行会社の理解のみに基づいています。発行会社は、当該情報が正確であること、または、いかなる場合も、決済機関(その代理人もしくは運営者)が当該規定に従ってかかる支払またはその他の行為もしくは職務を実行することを表明保証しません。したがって、本書に定めるその他の記載にかかわらず、発行会社または代理人らのいずれも、本書ならびに/または運営管理規則および手続に基づく決済機関(またはその代理人もしくは運営者)による支払、引渡し、保有者の身分証明または本社債に関するその他の義務の履行に関する責任を一切負いません。

記名式社債の譲渡

(a) 譲渡：

下記の社債要項（d）（登録停止期間）および社債要項（e）（譲渡および登録に関する規則）に従い、社債券により表章される記名式社債は、登録機関の指定事務所（各代理人の指定事務所についてはプログラム代理人契約で定義される意味を有します）において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付されたかかる社債券を、譲渡人の所有権および譲渡証書の署名者個人の権限を証明するために登録機関が合理的に要求する証拠を添付の上引き渡すことで譲渡できます。ただし、記名式社債は、譲渡される記名式社債の元本金額および（保有者の保有する記名式社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡対象外の記名式社債の残高に係る元本金額が指定券面額でない場合には、譲渡不可とします。引き渡された社債券の表章する記名式社債の全部が譲渡対象ではない場合、譲渡人に対し、記名式社債の残高に係る新規の社債券が発行されます。

(b) 社債券の登録および交付：

登録機関は、上記の社債要項本項（a）（譲渡）に基づく社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所においてまたは（当該保有者の請求により、当該保有者の危険負担において）当該保有者がかかる目的上指定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外の住所の場合は航空便）による郵送で、譲渡された記名式社債と同額の元本金額を記載した新規の社債券を関連する各保有者に対し交付します。なお、本項において「営業日」とは、登録機関の指定事務所が所在する都市内で商業銀行が営業（外貨取引を含みます）する日をいいます。

(c) 費用負担なし：

社債券により表章される記名式社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関またはこれらを代理する者によって費用の負担なく行われますが、当該譲渡に関連して賦課または課税される各種の公租公課は、登録機関の請求に応じて補償されます。

(d) 登録停止期間：

本社債権者は、記名式社債の元利金の支払期日（同日を含みます）前15日間において、社債券により表章される本社債の譲渡の登録を要求できません。

(e) 譲渡および登録に関する規則：

社債券により表章される記名式社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入に際しては、プログラム代理人契約の別紙である記名式社債の譲渡に関する規則に従います。当該規則は、登録機関の事前の書面による承認を得た上で、発行会社により変更される場合があります。現行規則の写しは、これを書面で請求した本社債権者に対し、登録機関から（無料で）郵送されます。

(f) 最低取引数量：

本社債の1取引につき譲渡可能な本社債の最小元本金額は、額面金額で100万円（以下「最低取引数量」といいます）とします。また、本社債の最低取引数量を超過して本社債を譲渡する取引の場合には、最低取引数量と額面金額100万円の整数倍（以下「可能取引単位」といいます）または発行会社が要項（通知）に基づき保有者に随時通知するその他の最低取引数量もしくはその他の可能取引単位の合計と同等の数量によって本社債を譲渡するものとします。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接的、非劣後、無条件および無担保の債務を構成し、これらの間において同順位とします。

営業日

別段の定めのある場合を除き、本書において「営業日」および「支払営業日」とは、東京、ロンドンおよびニューヨーク州において商業銀行および為替市場が支払決済を一般に行っている日（土日を除きます）をいいます。

利息金額の計算

利息金額の計算：上記「利息金額」に記載の内容をご参照下さい。本社債の利息は、100万円に相当する本社債当たりの計算金額に関して計算されます。

本書において、「30/360日割計算係数」は、日数計算規定として指定されており、支払が行われる利息計算期間中（以下「計算期間」といいます）の日数を360で除し、以下の計算式で計算します。

$$\text{日割計算係数} = \frac{360 \times (Y(2) - Y(1)) + 30 \times (M(2) - M(1)) + (D(2) - D(1))}{360}$$

ただし、上式において、

「Y(1)」は、計算期間の初日が属する年を表します（数で表記）。

「Y(2)」は、計算期間の最終日の翌日が属する年を表します（数で表記）。

「M(1)」は、計算期間の初日が属する暦月を表します（数で表記）。

「M(2)」は、計算期間の最終日の翌日が属する暦月を表します（数で表記）。

「D(1)」は、計算期間の初暦日を表します（数で表記）。ただし、当該日が31日の場合、D(1)は30とします。

「D(2)」は、計算期間の最終日の翌暦日を表します（数で表記）。ただし、当該日が31日で、かつD(1)が29より大きい場合、D(2)は30とします。

支払 - 記名式社債

(a) 元本：

確定様式による記名式社債に関する元本の支払は、振出通貨建てで振り出された小切手により、または（財務代理人の指定事務所に対して該当する支払期日の15日前までに記名式社債の保有者が申請した場合には）支払受領者が東京の銀行において保有する当該振出通貨建ての口座に振り込むことにより行われます。また、（償還の場合）支払代理人の指定事務所における該当する社債券の引渡し（一部支払のみの場合には裏書）により行われます。

(b) 利息：

確定様式による記名式社債に関する利息の支払は、振出通貨建てで振り出された小切手により、または（財務代理人の指定事務所に対して該当する支払期日の15日前までに記名式社債の保有者が申請した場合には）支払受領者が東京の銀行に

において維持する当該振出通貨建ての口座に振り込むことにより行われます。また、（償還の場合）支払代理人の指定事務所における該当する社債券の引渡し（一部支払のみの場合には裏書）により行われます。

(c) 記名式包括社債券に関する支払：

記名式包括社債券に関するすべての支払は、登録機関の社債登録簿（以下「社債登録簿」といいます）に記帳される者に対して行われるものとし、記名式包括社債券に関する支払が今後行われない場合には、登録機関に対しましてはその命令により、かかる記名式包括社債券が引き渡されます。発行会社は、記名式包括社債券に関する元利金の各支払において、支払予定表に当該支払を確実に記録させるものとし、記名式包括社債券に係る「基準日」とは、支払期日の前営業日における（決済機関の）営業終了時をいいます。

(d) 基準日：

確定様式による記名式社債に関する各支払は、該当する支払期日の15日前（確定様式による記名式社債に関する「基準日」をいいます）において登録機関の指定事務所の営業開始時点に社債登録簿に保有者として記帳されている者に対して行われます。記名式社債に関する支払が小切手による場合、当該小切手は、当該基準日の営業開始時点において社債登録簿上に保有者の住所として記載される住所に宛てて郵送されます。記名式包括社債券に係る「基準日」とは、支払期日前の決済機関営業日における（当該決済機関の）営業終了時をいいます。なお、「決済機関営業日」とは、当該決済機関が営業している日をいいます。

(e) 会計関連法令に基づく支払：

記名式社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、支払地で適用される会計その他の法令に従って（ただし社債要項（課税）の規定に影響を及ぼすことなく）行われます。かかる支払に関して、本社債権者はいかなる手数料または費用も請求されません。

(f) 営業日における支払：

確定様式による記名式社債について、支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付で）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、（ ）（償還時に支払われるべき元利金の支払の場合）支払期日または支払代理人の指定事務所における該当する社債券の引渡日（一部支払の場合には裏書日）のいずれか後に到来する日に、および（ ）（償還以外の未払利息の支払の場合）支払期日に郵送されます。本社債に関する何らの未払金の支払期日が支払営業日に該当しない場合、保有者は翌支払営業日まで当該指定事務所においてかかる支払を受領する権利がなく、またかかる遅延に関する利息その他の支払を受領することはできません。記名式社債保有者は、支払期日が支払営業日に該当しないことに起因する支払の遅延に関して利息その他の支払を受領することはできません。

(g) 一部支払：

支払代理人が確定様式による記名式社債に関し一部のみ支払った場合、発行会社は、かかる支払金額および日付を社債登録簿に記載し、また社債券の呈示に対して一部支払が行われた場合には、かかる支払金額および日付をかかす社債券に裏書きさせるものとし、

期限の利益喪失事由

(a) 期限の利益喪失事由：

本社債の発行に関する期限の利益喪失事由（以下「期限の利益喪失事由」といいます）は、以下のいずれかをいいます。

- () 発行会社が、本社債の元本を支払期日に支払わない場合。
- () 発行会社が、本社債の未払利息の支払を支払期日に行わず、かつ保有者からの是正通知を発行会社が受領してから30日を経過してもかかる不履行が継続する場合。
- () 発行会社の解散、清算もしくは整理について決定が下された場合または有効な決議が採択された場合(ただし、支払能力を有する状態での合併、組織再編または再建を目的とする場合を除きます)。

(b) 結果：

期限の利益喪失事由が発生し継続する場合、本社債権者は、発行会社宛の書面による通知を発行会社または財務代理人の指定事務所に送付することにより、当該通知の受領前に発行会社によってかかる不履行がすべて是正された場合を除き、本社債の期限の利益喪失を直ちに宣言することができます。この場合、予定外期限前償還額および生じた利息(あれば)の支払期日が直ちに到来します。

変更、権利放棄、社債権者集会

(a) プログラム代理人契約：

保有者の利益に重大な悪影響を及ぼすものではないと発行会社が考えるプログラム代理人契約の変更については、保有者の同意なく、同契約の当事者によって変更することができます。

(b) 社債要項：

社債要項は、計算代理人の承認を得た上で、保有者の同意なく、発行会社により変更することができます。ただし、かかる変更が、()形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであること、()明白なもしくは疑う余地のない誤謬または記載漏れを訂正するものであること、または()保有者の利益に重大な悪影響を及ぼさないことを、発行会社および計算代理人が合理的に判断する場合には、保有者の同意は不要とします。

社債要項本項(a)(プログラム代理人契約)および(b)(社債要項)に基づく変更は、社債要項(通知)に従ってなされる保有者に対する通知をもって、その効力が発生します。

(c) 社債権者集会：

プログラム代理人契約には、本社債に関連する事項(これには、発行会社の同意の上で、本社債のシリーズに関する社債要項を修正することが含まれます)を検討するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれています。適用シリーズ(本社債に関してプログラム代理人契約において定義されます)の発行済本社債の保有者のみが社債権者集会に出席することができます。社債権者集会は、当該シリーズの発行済本社債の元本総額の10分の1以上を保有する本社債権者が書面により請求した場合に、発行会社によって招集されます。社債権者集会において決議(プログラム代理人契約で定義される意味を有します)に関する議決を行うための要件は、2名以上の者が議決権を行使し、これらの者が当該シリーズの発行済本社債の元本総額の過半数を保有または代理することとします。なお、延会においては、2名以上の者が議決権を行使し、これらの者が発行済本社債の元本総額の4分の1以上を保有または代理することとします。かかる社債権者集会で適正に採択された決議は、出欠の有無にかかわらず、適用シリーズのすべての本社債権者を拘束します。

(d) 書面による決議：

当該時点において社債権者集会の通知を受領する権利を有する本社債権者全員によりまたはこれを代理して署名され、または当該時点における関連する決済機関のシステムおよび手続により電子的に承認された書面による決議は、かかる決議が社債権者集会で採択された場合と同一の効力を有します。当該書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に各々1名以上の本社債権者もしくはその代理人が署名するか、またはSWIFTその他関連する決済機関の規則および手続上認められる電子的指図によることが認められます。

代り社債券

確定様式による本社債の紛失、盗難、毀損、汚損または破損の場合、適用される一切の法令および監督当局ならびに証券取引所および/または相場システム上の要件に従って、登録機関（なお、本社債がその後、監督当局、証券取引所および/または相場システムにおける上場、取引および/または値付けが認められた結果、特定の場所における支払代理人の任命を要する場合には、監督当局、証券取引所および/または相場システムが義務付ける場所に指定事務所を有する支払代理人とします）の指定事務所において、その代り社債券に関連する費用を請求者が支払った上で、かつ発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り社債券が発行されます。毀損または汚損した本社債は、代り社債券の発行前に引き渡されなければなりません。

法の変更

法の変更事由が発生した場合、発行者は社債要項（通知）に基づき本社債の償還の日について保有者に通知したのち、かかる償還の日本社債を償還する権利を有します。また、同日に、適用法に基づき許可される限り、またその範囲において、予定外期限前償還額を各本社債について保有者に支払うことができます（かかる金額は適用法の変更を加味の上決定することができます）。「法の変更事由」は、（a）政府機関、行政機関、法的機関または司法機関の適用ある法律、規則、規制、判決、命令、制裁措置もしくは指図（以下「適用法」といいます）の採択もしくは変更、または（b）適正な管轄権を有する裁判所、司法機関もしくは規制当局による適用法の公式または非公式の解釈の制定もしくは変更により、以下のパラグラフ（a）および（b）の全部または一部が違法または実行不可能となる影響がある、または直近の未来においてかかる影響がある見込みが高いと（その単独かつ絶対的な裁量により）発行会社が認識した場合、発生したものとみなされます。

- (a) 本社債に基づく発行会社の履行または関連するヘッジポジション（原資産またはその他の当該原資産の構成要素に関連するもの両方）に基づく発行会社もしくは関連会社の履行
- (b) 発行会社の関連会社が本社債の発行者であった場合、当該関連会社の本社債に基づく履行、または当該関連会社がヘッジ契約の当事者であった場合、関連するヘッジポジション（原資産またはその他の当該原資産の構成要素に関連するもの両方）に基づく履行

代理人ら

代理人らは、プログラム代理人契約に基づき本社債に関連して行為する場合、発行会社の代理人としてのみ行い、本社債権者に対する義務または本社債権者のためのもしくは本社債権者との代理もしくは信託関係を引き受けるものではありません。

発行会社は、何時でも支払代理人の任命を変更または解任し、後任の財務代理人もしくは計算代理人および追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保します。ただし、発行会社は、常に以下を維持するものとします。

- (a) 財務代理人および登録機関
- (b) 計算代理人

代理人らのいずれかまたはその指定事務所の変更は、本社債権者に対し速やかに通知されることとします。

計算代理人は、保有者の代理を務めず、発行会社の代理を務めるものとします。本書に基づくそのすべての計算、決定および調整は誠実かつ商業上合理な方法で行われ、（明白なまたは疑いの余地のない誤謬がある場合を除き）これは終局的であり、発行会社および保有者を拘束するものとします。社債要項上、計算代理人に要求されるすべての計算業務に関する機能は、計算代理人が自らの絶対的な裁量で決定するその他の者に委託することができます。

「計算代理人」とは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。

追加発行

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、特定シリーズの本社債と単一シリーズを構成する本社債の追加発行を随時自由に行うことができます。

通知

(a) 本社債権者に対する通知は、下記の社債要項本項(b)(記名式包括社債券)によるほか、ルクセンブルクで一般に普及している有力紙(Luxemburger Wortが想定されています)またはルクセンブルク証券取引所のウェブサイト(www.bourse.lu)に掲載される場合、もしくは(かかる両方の掲載が実務上不可能な場合には)欧州で一般に普及している英文日刊紙上で掲載された場合に有効とします。当該通知は、掲載初日(1紙以上の掲載が必要な場合には、すべての必要な紙上に掲載された初日とします)になされたものとみなされます。

(b) 記名式包括社債券:

社債要項本項(通知)における記載にかかわらず、本社債のすべてが一以上の記名式包括社債券により表章され、記名式包括社債券が関連する決済機関の預託機関または共同預託機関によって保管されている限り、本社債権者への通知は、関連する決済機関に当該通知を送付することで行うことができます。この場合、当該通知は、社債要項本項に従って関連する決済機関への通知送付日に本社債権者に対して行われたとみなされます。

為替に関する補償

(a) 発行会社に対する請求もしくは証明の申立て、(b) 裁判所その他の司法機関からの命令もしくは判決の取得、または(c) 本社債に関する命令もしくは判決の執行の目的上、本社債または本社債に関する命令もしくは判決に関連して発行会社から支払われる金員を社債要項、当該命令または判決に基づき支払われるべき通貨(以下「第1通貨」といいます)から別の通貨(以下「第2通貨」といいます)へと換算する必要がある場合、発行会社は、各本社債権者から発行会社宛の書面による請求が発行会社もしくは財務代理人の指定事務所に送付された場合に、() 当該金員を第1通貨から第2通貨に換算するために使用される為替レートと、() かかる本社債権者が、かかる命令、判決、請求もしくは証明の全部または一部を充足するために支払われた金員を受領した時点で通常の業務において第2通貨によって第1通貨を取得するために使用する為替レートとの間の相違に起因する損失について、各本社債権者を補償します。

当該補償は、発行会社の独立した別個の義務を構成し、独立した別個の請求原因となります。

端数の取扱い

(a) 社債要項に定める計算上、社債要項に別段の規定がある場合を除き、() 当該計算で使用または算出されるすべての価額およびすべての割合は、必要に応じて、(A) 価額の場合、小数点第5位未満を四捨五入し(0.000005は0.00001に切上げされます)、(B) 割合の場合、1パーセントの10万分の1未満を四捨五入し(0.000005パーセントは、0.00001パーセントに切上げされます)、また() すべての未払円貨額は端数を四捨五入します(0.5円は1円へと切上げされます)。

(b) 社債要項またはプログラム代理人契約の別段の規定にかかわらず、各本社債に関し支払われるべき現金額の各計算は、当該日現在で発行済であるすべての本社債の額面総額または数(またはそのうち関係する部分)に基づくものとし、これは、上記(a)の記載に従って端数の取扱いがなされた上で、決裁機関の関連する規則、規制その他の手続により分配されます。

代替

(a) 発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、別会社がザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全子会社であることを条件に、本社債に基づくまたは本社債に関するすべての債務について、発行会社の地位をかかると別会社(以下「新発行会社」といいます)に何時でも代替させることができます。ただし、以下を条件とします。

() プログラム代理人契約別紙8の様式に実質的に従った平型捺印証書によって、本社債に起因またはこれに関連する発行会社のすべての債務および義務を新発行会社が引き受けること(以下「引受け」といいます)。

- () 引受けが、本社債保有者に対して法律上および税務上の悪影響を及ぼすものではないこと。
 - () 発行会社を新発行会社に代替させたことのみ起因して支払義務が発生する追加の公租公課に関し、新発行会社が本社債保有者のために補償すること。
 - () 新発行会社による本社債に起因または関連するあらゆる義務の履行を可能とさせるため、新発行会社が規制当局からすべての承認を取得済みであること。
- (b) 発行会社が新発行会社に代替された場合、社債要項における発行会社に関する記述は、新発行会社に関する記述とみなされます。
- (c) 社債要項(代替)(a)に基づく発行会社の代替は、社債要項(通知)に基づき公表されます。社債要項(代替)(a)に基づく代替後、新発行会社は、すべての事項において発行会社を代替するものであり、発行会社は、本社債に起因または関連する発行会社の機能に関連する本社債保有者に対する一切の義務から免責されます。

時効

元利金の請求権は、かかる記名式社債が該当の関連日から10年以内に支払のために呈示されなければ無効となります。「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期日が到来する日、または(b)(当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額を東京において受領していない場合には)(全額を受領後に)本社債権者に対して全額を受領について通知された日のうち、いずれか遅くに到来する日を意味します。

課税

発行会社によってまたはこれらに代わって行われる本社債に関する元利金の一切の支払は、現行または将来のあらゆる種類の租税等、負担金、賦課金もしくは公租公課を免除されており、これらのためにまたはこれらの勘定において、源泉徴収または控除が一切行われぬものとします。ただし、かかる租税等、負担金、賦課金または公租公課の源泉徴収または控除が法律上義務付けられている場合はこの限りではありません。かかる場合、適切な源泉徴収または控除が行われ、発行会社は、かかる源泉徴収または控除を補償するために本社債権者に対して追加の支払を行う義務を負わないものとします。

また、発行会社による、または発行会社の代理人による、本社債に対する支払は、1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます)(以下「内国歳入法」といいます)の第1471条ないし第1474条、これらに関する現行のもしくは将来の規則または公式解釈、内国歳入法第1471条(b)に基づく契約、または内国歳入法のこれらの条項の実施に関連して締結された政府間契約に基づき導入された会計関連法、規制法、規則もしくは慣行に基づき課されるかまたは義務づけられる控除または源泉徴収を行った後の金額とし、発行会社がこれらの控除または源泉徴収により追加の支払を行う義務は生じません。

「ヘッジポジション」とは、発行会社またはその関連会社が、本社債のヘッジ目的でまたはこれに関連して購入、売却、締結または維持する一以上の証券のポジション、デリバティブポジションその他の証書または取決め(その名称を問いません)をいいます。「租税等」とは、本社債(もしくはヘッジポジション)の発行、譲渡もしくは行使または現金配当に関連して、発行会社(またはその関連会社)が負担しあるいは課徴される適用ある印紙税、印紙保留税、不動産税、相続税、贈与税、譲渡税、資本利得税、法人税、所得税、財産税、源泉徴収税および/もしくはその他の公租公課、または経費、費用もしくは手数料(ヘッジポジションの場合を除き、その他の仲介手数料も含まれます)(ブローカー、ディーラー、関連市場、手形交換所もしくはヘッジ取引の相手方の債務不履行もしくは支払遅延に起因する費用を含みますがこれらに限定されないものとします。また、本社債に関して締結されたヘッジポジションに課徴される税金、費用、手数料も含まれます)をいいますが、これは、租税条約その他の取決めに基づく払戻し、繰延またはその他の便益もしくは減額を考慮しません。

準拠法

本社債(および本社債または本社債の組成に起因または関連して発生するあらゆる種類(契約上、契約外その他)の紛争、争議、手続もしくは請求)は、英国法に準拠します。

裁判管轄

本社債（その組成も含みます）に起因または関連して生じるあらゆる種類の紛争、争議、手続または請求に関する裁判管轄権は、英国裁判所が有するものとします。したがって、英国裁判所においてかかる訴訟または手続（以下「法的手続等」といいます）を提起することができます。発行会社は、英国裁判所の裁判管轄に撤回不能な形で服し、行為地を理由にまたは法廷地が不便であることを理由にかかる裁判所で法的手続等が行われることに対する異議申立を行う権利を放棄します。かかる服従は、各本社債保有者の利益のために行われるものであり、本社債保有者のいずれかが他の管轄裁判所において法的手続等を提起する権利に何ら影響を与えるものではなく、また、一以上の裁判管轄において法的手続等を行うことは、（同時であるか否かに関係なく）他の裁判管轄地で法的手続等を行うことを妨げるものではありません。

第三者当事者の権利

いかなる者も、1999年契約（第三者の権利）法に基づく、本社債の要項を執行する権利を有していません。

定義

「株式障害日」とは、	ある構成銘柄について、当該構成銘柄に関する予定取引日であって、当該構成銘柄の該当する取引所もしくはいずれかの関係取引所が、その通常取引時間中に取引のための営業を行えなかったと計算代理人がその裁量において判断した日、または当該構成銘柄について市場障害事由が発生したと計算代理人がその裁量において判断した日をいいます。
「関係取引所」とは、	(a) 日経平均株価については大阪取引所をいい、(b) S&P500指数についてはシカゴ・マーカンタイル取引所をいいます。
「観察期間」とは、	各参照指数について、該当する観察期間開始日から該当する観察期間終了日までの期間をいいます。
「観察期間開始日」とは、	各参照指数について、2018年10月30日より後（当該日を除きます）の当該参照指数の第1 予定取引所営業日（当該日は観察期間に含まれます）をいいます。
「観察期間終了日」とは、	各参照指数について、最終評価日（当該日は観察期間に含まれます）をいいます。
「観察日」とは、	各参照指数について、観察期間中に到来する当該参照指数の障害日ではない各予定取引所営業日をいいます。ある参照指数の最終評価日は、本社債に関する目的上、当該参照指数に係る観察日とみなされるものとします。
「共通予定取引所営業日」とは、	すべての参照指数について予定取引所営業日である日をいいます。
「決済周期」とは、	各参照指数について、取引所における当該参照指数の原構成銘柄の取引後に到来する、当該取引所の規則に従い通常決済が行われる各構成銘柄決済機関営業日の期間（または、ある参照指数について取引所が複数存在する場合、当該期間のうち最も長いもの）をいいます。
「決済障害事由」とは、	ある参照指数の構成銘柄について、該当する構成銘柄決済機関が当該構成銘柄の譲渡を決済することができなくなり、発行体および/またはその関連会社の支配が及ばないと計算代理人が判断する事由をいいます。

- 「構成銘柄」とは、ある参照指数について、計算代理人が決定する、当該参照指数を構成する一切の株式、有価証券、コモディティ、レート、指数またはその他の構成銘柄をいいます。
- 「構成銘柄決済機関」とは、ある参照指数の構成銘柄について、計算代理人が決定する、該当する日付において該当する構成銘柄の取引の決済のために通常用いられる国内の主要な決済機関をいいます。
- 「構成銘柄決済機関営業日」とは、ある構成銘柄決済機関について、当該構成銘柄決済機関が、決済指図の受領・実行のために営業を行う（または、決済障害事由が発生しなければ営業を行っていたはずの）日をいいます。
- 「最終参照指数パフォーマンス」とは、各参照指数および最終評価日について、計算代理人によって決定される、（ ）当該参照指数の最終参照レベルを（ ）当該参照指数の当初参照レベルで除した値（小数第5位を四捨五入して第4位まで求めるものとする）に相当する金額をいいます。
- 「最終参照レベル」とは、各参照指数について、計算代理人が決定する、最終評価日における当該参照指数の参照指数レベルをいいます。
- 「債務不履行時相場表示期間」とは、予定外期限前償還額の支払期日が最初に到来する日から、当該支払期日の3営業日後までの期間をいいます。ただし、以下の場合を除きます。
- （ ）当該期間中に「予定外期限前償還額」の定義の（A）項に記載する相場表示を入手できない場合、または
- （ ）当該記載に基づき入手された各相場表示につき、「予定外期限前償還額」の定義の（A）項において定める支払期日から5営業日以内に異議申立が行われた場合。
- 上記（ ）または（ ）において定める事由のいずれかが生じた場合、債務不履行時相場表示期間は、「予定外期限前償還額」の定義の（A）項において定める相場表示につき速やかに通知がなされた最初の営業日の3営業日後まで継続します。ただし、「予定外期限前償還額」の定義の（A）項において定めるとおりに当該最初の営業日から5営業日以内に当該相場表示につき異議申立が行われた場合はこの限りではなく、この場合には、債務不履行時相場表示期間は、本項において定めるところに従い継続するものとする。上記に関わらず、債務不履行時相場表示期間（およびその後の2営業日にわたる異議申立期間）が満期償還日までに終了しない場合、当該本社債に係る予定外期限前償還額は、本社債の最終償還金額に相当する金額になります。
- 「参照指数調整事由」とは、参照指数の算定中止、参照指数の中断および参照指数の修正のそれぞれをいいます。
- 「参照指数のスポンサー」とは、（a）日経平均株価については株式会社日本経済新聞社をいい、（b）S&P500指数についてはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCをいいます。

「参照指数レベル」とは、

該当する日付および各参照指数について、該当する参照指数のスポンサーにより計算および公表され、計算代理人により決定された、当該日における評価時刻現在の当該参照指数の公式の終値をいいます。

「参照日」とは、

参照指数の当初評価日および各評価日をいいます。

「市場障害事由」とは、

(a) 日経平均株価については、() 該当する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する取引障害、
() 該当する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する取引所障害、または() 早期終了が発生もしくは存在していることをいいます。

ある時点における日経平均株価に関する市場障害事由の有無の判定の目的上、当該日経平均株価を構成する構成銘柄に関して市場障害事由が発生したと判断された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場障害事由発生直前の(x)日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と(y)日経平均株価全体の水準を比較することで算定されます。

(b) S&P500指数については、以下のいずれかをいいます。

() () ある構成銘柄について、以下のいずれかが発生または存在していること。

(A) 当該構成銘柄が取引されている主要な取引所に関する、該当する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する当該構成銘柄に関する取引障害

(B) 当該構成銘柄が取引されている主要な取引所に関する、該当する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する当該構成銘柄に関する取引所障害

(C) 当該構成銘柄に関する早期終了

() 取引障害、取引所障害または早期終了が発生もしくは存在しているすべての構成銘柄の合計が、S&P500指数の水準の20パーセント以上を占めること。

() S&P500指数に関連する先物取引契約もしくはオプション契約について、() 関係取引所に関する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する取引障害、
() 関係取引所に関する評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると判断する取引所障害、または() 早期終了が発生もしくは存在していること。

ある時点における、S&P500指数に関する市場障害事由の有無の判定の目的上、当該時点において、ある構成銘柄につき早期終了、取引所障害、または取引障害が発生したと判定された場合には、S&P500指数の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場障害事由発生直前の(x) S&P500指数参照指数の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と(y) S&P500指数全体の水準を比較することで算定されます。

「自動期限前償還日」とは、

各評価日（最終評価日を除きます）について、当該評価日の翌利払日をいいます。

「自動期限前償還金額」とは、

（指定券面額の）各本社債および各評価日（最終評価日を除きます）について、指定券面額に相当する日本円の金額をいいます。

「修正カットオフ日」とは、

(a) 当初評価日については第1利払日の2営業日前の日付をいい、
(b) 各評価日（最終評価日を除きます）については、当該評価日の直後に到来する予定の利払日の2営業日前の日付をいい、(c) 各観察日および最終評価日については、満期償還日の2営業日前の日付をいいます。

「障害日」とは、

(a) 日経平均株価については、() 関連する取引所もしくは関係取引所のいずれかがその通常取引時間の間に取引を行うことができない、または() 市場障害事由が生じている予定取引所営業日をいい、(b) S&P500指数については、() 参照指数のスポンサーが参照指数の水準を公表することができない（ただし、計算代理人が、その裁量において、当該事由の結果として参照指数の中断が発生したと判断できることを条件とします）、() 関係取引所がその通常取引時間の間に取引を行うことができない、または() 市場障害事由が生じている予定取引所営業日をいいます。

「早期終了」とは、

(a) 日経平均株価については、日経平均株価の20パーセント以上を構成する構成銘柄に関する取引所または関係取引所のいずれかがいずれかの取引所営業日において予定終了時前に終了することをいい（ただし、当該取引所または関係取引所が、() 当該取引所営業日における当該取引所または関係取引所の通常取引時間における実際の終了時刻および() 当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために取引所または関係取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除きます）、(b) S&P500指数については、いずれかの構成銘柄に関する取引所または関係取引所が、S&P500指数について取引所営業日において予定終了時前に終了することをいいます（ただし、当該取引所または関係取引所（該当する場合）が、() 当該取引所営業日における当該取引所または関係取引所（該当する場合）の通常取引時間における実際の終了時刻および() 当該取引所営業日の該当する評価時刻における取引実行のために当該取引所または関係取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了のアナウンスをした場合を除きます）。

「適格金融機関」とは、

いずれかの時点における予定外期限前償還額を決定する目的上、アメリカ合衆国または欧州のいずれかの法域の法律に基づき設立された金融機関であって、当該時点において、指定満期日が発行日から1年以内に到来し、かつ、以下のいずれかの格付を有する未払債務を有しているものをいいます。

- () スタンダード&プアーズ・レーティングス・グループもしくはその承継機関によるA-1以上の格付、または当該格付機関が当該時点において利用しているこれと同等のその他の格付
- () ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクもしくはその承継機関によるP-1以上の格付、または当該格付機関が当該時点において利用しているこれと同等のその他の格付

「当初参照レベル」とは、

各参照指数について、計算代理人が決定する、当初評価日における当該参照指数の参照指数レベルをいいます。

「当初評価日」とは、

各参照指数について、2018年10月30日をいいます。ただし、上記「4. 参照指数および参照日 - 共通予定取引所営業日が個別の障害日である場合」に従い調整を行うものとします。

「トリガー・レベル」とは、

各評価日(最終評価日を除きます)および各参照指数について、下表の「トリガー・レベル」のうち該当する参照指数欄において定める、該当する評価日の直後の利払日であって、評価日に関連して予定されている利払日(「予定利払日」欄の日付をいいます)に対応する当該参照指数の水準(それぞれ四捨五入して小数第2位まで算出されます)をいいます。

予定利払日	トリガー・レベル	
	日経平均株価	S&P500指数
2019年1月29日	当初参照レベルの105%	当初参照レベルの105%
2019年4月29日	当初参照レベルの104%	当初参照レベルの104%
2019年7月29日	当初参照レベルの103%	当初参照レベルの103%
2019年10月29日	当初参照レベルの102%	当初参照レベルの102%
2020年1月29日	当初参照レベルの101%	当初参照レベルの101%
2020年4月29日	当初参照レベルの100%	当初参照レベルの100%
2020年7月29日	当初参照レベルの99%	当初参照レベルの99%
2020年10月29日	当初参照レベルの98%	当初参照レベルの98%
2021年1月29日	当初参照レベルの97%	当初参照レベルの97%
2021年4月29日	当初参照レベルの96%	当初参照レベルの96%
2021年7月29日	当初参照レベルの95%	当初参照レベルの95%
2021年10月29日	該当なし	該当なし

「取引所」とは、

(a) 日経平均株価については東京証券取引所をいい、(b) S&P500指数については、S&P500指数の各構成銘柄の取引が主に行われている取引市場として計算代理人が決定する、もしくはその他計算代理人が決定する各取引所、当該取引所もしくは相場表示システムの承継機関である各取引所、またはS&P500指数の対象となる構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場表示システムにおいてS&P500指数の対象となる構成銘柄が元の取引所に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とします）である各取引所をいいます。

「取引障害」とは、

(a) 日経平均株価については、() 該当する取引所において日経平均株価の20パーセント以上を構成する構成銘柄に関する、または() 該当する関係取引所における日経平均株価に関連する先物取引契約もしくはオプション契約に関する、該当する取引所または関係取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする当該取引所または関係取引所による取引の停止もしくは当該取引に課せられた制限をいい、(b) S&P500指数については、() 当該構成銘柄に関する取引所におけるいずれかの構成銘柄に関する、または() 関係取引所におけるS&P500指数に関連する先物取引契約もしくはオプション契約に関する、該当する取引所または関係取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする当該取引所または関係取引所による取引の停止もしくは当該取引に課せられた制限をいいます。

「取引所営業日」とは、

(a) 日経平均株価については、当該日経平均株価に係る各取引所および各関係取引所においてその通常取引時間の間に取引が行われる予定取引所営業日をいい（当該取引所または関係取引所における取引が予定終了前に終了するか否かを問いません）、(b) S&P500指数については、() 参照指数のスポンサーがS&P500指数の水準を計算・公表し、() 当該S&P500指数に係る関係取引所においてその通常取引時間の間に取引が行われる予定取引所営業日をいいます（関係取引所における取引が予定終了前に終了するか否かを問いません）。

「取引所障害」とは、

(a) 日経平均株価については、市場参加者が一般に() 日経平均株価の20パーセント以上を構成する構成銘柄に関連する取引所においてかかる構成銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得し、または() 該当する関係取引所において日経平均株価に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、または毀損すると計算代理人が判断する事由（早期終了に係る事由を除きます）をいい、(b) S&P500指数については、市場参加者が一般に() いずれかの構成銘柄に関する取引所において当該構成銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得し、または() 関係取引所においてS&P500指数に関連する先物契約もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、または毀損すると計算代理人が判断する事由（早期終了に係る事由を除きます）をいいます。

「ロックイン事由」とは、

該当する参照指数に係る観察日におけるいずれかの参照指数について、当該参照指数の参照指数レベルがそのロックイン・レベルを下回ったと計算代理人が判断した場合をいいます（また、かかる場合に生じたものとみなされます）。

- 「**ロックイン・レベル**」とは、各参照指数について、計算代理人が決定する、それぞれの当初参照レベルの55パーセント(四捨五入して小数第2位まで算出されます)をいいます。
- 「**評価時刻**」とは、
(a) 日経平均株価については、()市場障害事由が発生しているかどうかを判定する目的においては、(A)ある構成銘柄については当該構成銘柄に関する取引所における予定終了時をいい(ただし、該当する取引所がその予定終了時よりも早く終了した場合には、評価時刻は当該実際の終了時刻とします)、また(B)日経平均株価におけるオプション契約または先物取引契約については関係取引所における取引終了時刻をいい、()その他のあらゆる状況においては、参照指数のスポンサーによって日経平均株価の公式の終値が計算され、公表される時刻をいいます。
(b) S&P500指数については、()市場障害事由が発生しているかどうかを判定する目的においては、(A)ある構成銘柄については当該構成銘柄に関する取引所における予定終了時をいい(ただし、該当する取引所がその予定終了時よりも早く終了した場合には、評価時刻は当該実際の終了時刻とします)、また(B)S&P500指数におけるオプション契約または先物取引契約については関係取引所における取引終了時刻をいい、()その他のあらゆる状況においては、参照指数のスポンサーによってS&P500指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいいます。
- 「**評価日**」とは、各利払日について、当該利払日の10共通予定取引所営業日前の日をいいます。
満期償還日に到来する利払日に関する評価日を「**最終評価日**」とします。
- 「**ブットストライク・レベル**」とは、各参照指数について、計算代理人が決定する、それぞれの当初参照レベルの100パーセント(四捨五入して小数第2位まで算出されます)をいいます。
- 「**法の変更**」とは、発行日以降、()適用される法令(税法を含みますがこれに限定されません)の採択もしくは変更、または()正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用される法令の解釈の公表もしくは変更(税務当局が講じたあらゆる措置を含みます)により、計算代理人、発行体および/またはそのいずれかの関連会社が、本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含みますが、これらに限定されません)負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいいます。
- 「**満期償還額算出対象参照指数**」とは、計算代理人が決定する、最終参照指数パフォーマンスのより低い参照指数をいいます。該当する参照指数の双方が同じ最終参照指数パフォーマンスを有している場合、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量において、いずれの参照指数を満期償還額算出対象参照指数とするかを決定するものとし、また計算代理人によって選定された当該参照指数が満期償還額算出対象参照指数とみなされるものとします。
- 「**予定外期限前償還額**」とは、いずれかの日において、下記(A)または(B)のいずれかに従い計算代理人によって決定される日本円建ての金額をいいます。

(A) 債務不履行事由の発生により予定外期限前償還額が支払われるべき場合において、本社債につき、いずれかの日において、債務不履行または期限の利益喪失事由が発生しなかったものとして当該本社債に関する当該日現在の発行体のあらゆる支払義務およびその他の債務を適格金融機関に明示的に負わせること（または本書に基づく発行体の義務として、該当する本社債保有者に対して実質的に同等の経済的価値を提供するためのその他の義務を負わせること）に関連する費用に相当する金額。当該費用は、以下の合計に相当する金額になります。

- (1) 適格金融機関（下記のとおりを選択されたもの）が上記の義務または債務を引き受ける上で請求する最低金額
- (2) 当該義務または債務の引受に必要な書類を作成する上で本社債保有者が負担した合理的な費用（合理的な弁護士費用を含みます）

債務不履行時相場表示期間中、各本社債保有者および発行体（またはその代理人としての計算代理人）は、適格金融機関に対し、当該引受を行う上で請求する金額の相場を表示するよう要請することができ、また、当該相場表示を入手した場合には、当該相場表示を書面により他方当事者に通知しなければなりません。上記（1）の金額は、その入手した相場表示の最低金額（または、金額が1つだけの場合には当該金額）に相当するものになり、かかる金額について、債務不履行時相場表示期間中に上記のとおりのお知らせが行われます。ただし、いずれの相場表示についても、当該相場表示を入手しなかった当事者は、合理的かつ重要な理由がある場合に、当該相場表示を提供した適格金融機関による当該引受の実施に対して異議を申し立てることができ、また、債務不履行時相場表示期間の最終日から2営業日以内に他方当事者に対して当該理由を書面により通知することができます。かかる場合において、当該相場表示は、予定外期限前償還額を決定する上で考慮されません。

(B) その他の場合においては、いずれかの日において、3つの適格金融機関による相場表示に基づく金額であって、本社債の適切な市場価格であり、その残存現在価値を考慮した、償還直前における価格をいいます。3つの適格金融機関から相場表示を入手することができない場合、当該金額は、残存現在価値を考慮の上、計算代理人によって本社債の公正市場価格として誠実に決定される償還直前における金額とし、発行体および/またはその関連会社の合理的な諸費用（計算代理人が決定する、一切の原資産ならびに/または関連するヘッジおよび資金調達取決めの解消に関する費用を含みます）を十分に考慮すべく調整されるものとします。

「予定終了時」とは、

参照指数について、取引所または関係取引所および予定取引所営業日に関し、当該予定取引所営業日における当該取引所または関係取引所の週日の予定された終了時刻をいいます。時間外または通常取引時間外のその他の取引は考慮しません。

「**予定取引所営業日**」とは、

(a) 日経平均株価については、日経平均株価に係る各取引所および各関係取引所がそれぞれ通常の取引のために開設する予定の日をいい、(b) S&P500指数については、() 参照指数のスポンサーがS&P500指数の水準を公表する予定であり、かつ() S&P500指数に係る関係取引所が通常の取引のために開設する予定の日をいいます。

「**予定評価日**」とは、

参照指数については、かかる日付が当該参照指数に係る予定取引所営業日ではなかった場合、またはかかる日付が当該参照指数に係る障害日であった場合に、評価日となっていたはずの当初の日付をいいます。

「**利息計算期間**」とは、

2018年10月30日（同日を含みます）から次の利払日（同日を除きます）までの期間および利払日（同日を含みます）から次の利払日（同日を除きます）までの各期間をいいます。また、各利息計算期間は、社債要項に基づき当該利払日について適用される一切の調整にかかわらず、該当する利払日が到来する予定の日付に開始し、または（場合により）終了します。

「**利率判定評価レベル**」とは、

各利払日および各参照指数について、下表の「利率判定評価レベル」のうち該当する参照指数欄において定める、当該利払日が到来する予定の日付（「予定利払日」欄の日付をいいます）に対応する当該参照指数の水準（それぞれ四捨五入して小数第2位まで算出されます）をいいます。

予定利払日	利率判定評価レベル	
	日経平均株価	S&P500指数
2019年1月29日	当初参照レベルの105%	当初参照レベルの105%
2019年4月29日	当初参照レベルの104%	当初参照レベルの104%
2019年7月29日	当初参照レベルの103%	当初参照レベルの103%
2019年10月29日	当初参照レベルの102%	当初参照レベルの102%
2020年1月29日	当初参照レベルの101%	当初参照レベルの101%
2020年4月29日	当初参照レベルの100%	当初参照レベルの100%
2020年7月29日	当初参照レベルの99%	当初参照レベルの99%
2020年10月29日	当初参照レベルの98%	当初参照レベルの98%
2021年1月29日	当初参照レベルの97%	当初参照レベルの97%
2021年4月29日	当初参照レベルの96%	当初参照レベルの96%
2021年7月29日	当初参照レベルの95%	当初参照レベルの95%
2021年10月29日	当初参照レベルの94%	当初参照レベルの94%

課税上の取扱い

日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要があります。

本社債に投資した場合の日本における課税上の取扱いは、現在以下のとおりです。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」といいます）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられますが、その取扱いが確定しているわけではありません。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性があります。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはありません。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性があります。

- （ ）本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （ ）本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられます。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税が課されます（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率が適用されます。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となります。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができます。
- （ ）本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となります。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じです。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成します。
- （ ）日本国の居住者である個人に帰属する本社債の利息、譲渡損益および償還差益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができます。
- （ ）外国の発行会社により発行された社債に係る利息および償還差益は、日本国の国内源泉所得として取扱われません。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されません。同様に、本社債の譲渡により生じる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されません。

米国の租税

以下は、米国外国人社債保有者に対する主要な米国の連邦所得税および遺産税の影響の概要です。本社債権者は、本社債の実質的な保有者であり、以下のいずれかに該当し、かつ米国内の商売または事業の経営に関連して本社債を保有していない場合は、米国の連邦所得税の制度上、米国外国人社債保有者とみなされます。

- ・ 非居住外国人個人

- ・ 外国会社
- ・ 外国パートナーシップ
- ・ 本社債の利息または売却 / 償却益につき純利益を基準とした米国の連邦所得税の課税対象とならない、不動産または信託

本項の内容は、米国外国人社債保有者ではない本社債保有者にはあてはまりません。

合衆国株式（合衆国株式を含む参照指数またはバスケットを含みます）のパフォーマンスを直接または間接に参照する本有価証券の保有者は、かかる本有価証券が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含みます）（以下「内国歳入法」といいます）第871条（m）の源泉徴収税の課税対象となる可能性について、下記「**配当相当支払金**」における記載をご覧ください。

内国歳入法およびその他の租税管轄区域の法律に基づく、本社債を保有することの影響についての各自固有の状況については、各自の税務顧問の助言をお求め下さい。

「**外国税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収**」、「**配当相当支払金**」および「**情報報告と予備源泉徴収**」において記載の場合を除き、かかる本社債に関連して発生する支払は、一般的に米国の連邦所得税、源泉徴収税または相続税の対象となることはありません。

外国税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収

合衆国の外国税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます）により、本社債の支払で本社債権者または本社債権者のためにそれらの収入を受領する米国人ではない者もしくは米国外の事業体（以下「非米国受領者」といいます）に対して行われるものについては、本社債権者および一連の支払の流れの中の各非米国受領者が適用ある情報報告、口座情報、源泉徴収、認証およびその他のFATCA関連の義務を遵守していない場合は、30%の源泉徴収税が課される可能性があります。この源泉徴収税は、早ければ2019年1月1日の支払から適用される可能性があります。しかしながら、この源泉徴収税は、本社債が「外国パススルー支払」を発生させるとみなされ、かつ、（ ）米国財務省が、何をもって「外国パススルー支払」を構成するのかを定義する規制案の確定版を発行してから6ヶ月が経過した日以降に発行され（ただし、当該日より後に、本社債の要項が米国の租税の適用上再発行されたものと扱われる方法により修正されていないことを条件とします）、（ ）償還日または期間の記載が欠如している（例えば、オープン・エンド型の商品も含まれます）、または（ ）米国の連邦所得税の制度上正式に株式として扱われているものでない限り、一般的には本社債には適用されません。現在のところ、何をもって「外国パススルー支払」を構成するのか、または確定版の規制がいつ発行されるかに関する規則は策定されていません。

さらに、本社債により参照される、米国株式を含む原資産、ポジション、インデックスまたはバスケットが変更、調整または停止された場合、米国内国歳入法は、米国の連邦所得税の制度上、本社債のその全部または一部が再発行されたときとみなす主張する可能性があります。このため、直前のパラグラフの（ ）において記載の日付より前に本社債を取得した本社債保有者は、米国内国歳入法がかかる日付より後に米国の連邦所得税の制度上本社債のその全部または一部が再発行されたときとみなすことに成功した場合、将来FATCA源泉徴収税の対象となる可能性があります。

いずれかの本社債の支払に当該源泉徴収税が適用される場合であっても、受領者が非米国金融機関（例えば、決済機構、保管機関、ノミニーまたはブローカー）である場合、当該金融機関がその米国口座保有者（これには、米国外の事業体であるものの米国人により所有される事業体である口座保有者が含まれます）の十分な情報を収集し（米国またはその他の関係税務当局に対して）報告を行うことを課すFATCAの義務を遵守しているときは、通常源泉徴収税は課されません。個人を含むその他の受領者は、税務上の居住者に関する証拠または秘密保持法の放棄証書を、また、米国外の事業体については、米国人による所有に関する証明または情報の提供を求められる場合があります。かかる源泉徴収税の仕組みのもとでは、受領者が上記の義務を遵守しない限り、源泉徴収税は一連の支払の流れのいずれの時点においても課される可能性があります。かかる流れとは、例えば以下のようなものが考えられます：支払額が、支払代理人を通じて決済機構に送金され、決済機構は各参加者に支払を行うこと。そして、最終的に、決済機構の参加者が本社債権者が本社債を保有するにあたって介する米国外の銀行またはブローカーに支払を行ったうえで、本社債権者の口座に入金されます。したがって、本社債権者

に対する支払の流れに米国外の銀行またはブローカーといった非米国受領者が1つもしくは2つ以上含まれる場合で、例えば、本社債権者が本社債を保有するにあたって介する米国外の銀行またはブローカーがFATCAの義務を遵守していないために源泉徴収の対象となったときに、本社債権者への支払が源泉徴収の対象となる可能性があります。このことは、たとえ本社債権者が直接的には源泉徴収の対象となっていなくても妥当する可能性があります。

多くの国々は、FATCAが義務づける情報報告を円滑にするための契約を米国と締結しており、またその他のいくつかの国々も締結予定です。これらの契約の存在によっても本社債が上記の源泉徴収の対象となるリスクを排除することはできないものの、これらの国々における投資家(またはこれらの国々の金融機関を通じて間接的に本社債を保有する投資家)の源泉徴収に関するリスクを減少させると予想されます。米国は、これらの契約を英国および日本とそれぞれ締結しています。これらの契約に基づき、契約の要件を満たしている英国内または日本国内(場合に応じて)に所在する金融機関は、それらが受領する支払について上記の源泉徴収税の適用対象とならず、かつ、一般的に本社債の支払を含む米国外を源泉とする所得の支払に対して源泉徴収を行う義務を負いません。

当社は、この源泉徴収税に関連した追加の支払は一切行いません。そのため、もしこの源泉徴収が適用された場合、本社債権者が受領する金額は、この源泉徴収が適用されなかった場合より少なくなる可能性があります。

当社がこの源泉徴収税に従い何らかの金額の源泉徴収を行う必要がある場合、本社債権者の状況により、この源泉徴収税の一部または全部について還付もしくは控除を受けることができる可能性があります。しかし、仮に本社債権者が源泉徴収の還付を受けることができる場合でも、必要な手続きが煩雑となり、また、源泉徴収された金額を本社債権者が受領するまでに大幅な遅れが生じる可能性があります。本社債権者は、FATCAについて自身の税務顧問に相談する必要があります。また、投資家が本社債を保有するに際して介することとなる自身の銀行またはブローカーにも、それら本社債に対する(本社債権者への入金のための)支払が一連の支払の流れの中で源泉徴収の対象となる可能性についてご相談下さい。

配当相当支払金

内国歳入法第871条(m)は、合衆国株式のパフォーマンスを参照する特定の金融商品に関して国外投資家に支払われる「配当同等物」に対する30パーセントの源泉徴収税(適用条約に従い減額の対象となります)を規定しています。2017年1月1日より後に発行された本社債が、合衆国法人の株式のパフォーマンスに対する「デルタ・ワン」エクスポージャーについて定めている場合、当社は、上記の規定に従い、かかる本社債が参照する法人の株式に対して支払われる実際の配当について、本社債権者に対してかかる配当を実際に送金しない場合においても、合衆国の源泉徴収税の課税対象とする義務を負います。かかる源泉徴収税は、本社債が合衆国法人の株式を含む参照指数またはバスケットに対するデルタ・ワン・エクスポージャーについて定めている場合も適用します(ただし、下記に記載するとおり、かかる参照指数またはバスケットが「適格参照指数」である場合は適用されません)。かかる参照指数またはバスケットが「適格参照指数」でない場合は、かかる源泉徴収税は、参照指数に含まれる合衆国法人株式の配当にのみ適用されます。本社債は、かかる本社債の期間中に参照する株式のパフォーマンスのすべての増価および減価について、100パーセントの感応を規定している場合、一般的に「デルタ・ワン」ポジションについて定めているものとして扱われます。当社は、株式、参照指数または株式もしくは参照指数を含むバスケットのパフォーマンスを参照する特定の本社債が、かかる本社債の発行日現在内国歳入法第871条(m)の対象となると判断した場合、かかる本社債の発行条件補足書(Pricing Supplement)においてこれを記載します。

特定の本社債が、内国歳入法第871条(m)の対象となった場合、かかる本社債の参照する合衆国株式に対して支払われる配当は、当社がかかる本社債に対する分配を、かかる本社債の償還日または満期日まで行わないにもかかわらず、かかる配当が支払われた時点で(または一定の場合には、かかる配当が支払われる四半期の終了時点で)源泉徴収税の対象となります。当社は、かかる源泉徴収税を米国内国歳入庁に送金します。かかる場合、本社債の参照する資産、参照指数またはバスケットは、本社債権者の保有する本社債の参照する株式に関連して支払われる「正味」配当金によってのみ増額します(つまり、かかる増額は本項に記載する源泉徴収税の正味金額となります)。かかる税について課される税率は、本社債権者がその他の場合では適用条約に従い税率の減額の対象となるときも、減額されません。また、本社債権者は、適用条約に従い課される税に対する源泉徴収税の超過分について還付を請求するために必要な情報報告を受領しない場合があります。さらに、本社債権者は、本社債権者が納税の義務を負っている法域において、内国歳入法第871条(m)源泉徴収税の控除を

請求することができない可能性があり、したがって本社債権者は、かかる控除を請求できるか否かについて、かかる法域の税務顧問に相談する必要があります。当社が徴収する源泉徴収税は、本社債権者の内国歳入法第871条(m)の租税債務を完全に履行するものであり、したがって、他のいかなる源泉徴収義務者(本社債の所有権の連鎖に含まれる金融仲介機関も含みます)も本社債に関連して追加の内国歳入法第871条(m)源泉徴収税を課す義務を負いません。

内国歳入法第871条(m)源泉徴収税は、一般的に、適格参照指数を参照する本社債には、かかる本社債がその他の特徴においては「デルタ・ワン」社債であっても、適用しません。「適格参照指数」とは、受動的かつ多様であり、市場参加者に広く用いられ、そして合衆国財務省規則に定められた複数の技術的要件を満たす参照指数をいいます。本社債は、その保有者が特定の参照指数を構成する有価証券の1つまたは複数について関連するショートポジション(参照指数全体のショートポジション、またはかかる参照指数のロングポジションの価値の5パーセント以下の価値を持つ「僅少な」ショートポジションを除きます)を保有している場合、かかる参照指数がその他の特徴においては「適格参照指数」であっても、かかる保有者については、「適格参照指数」を参照するものとして扱われない場合があります。このため、保管機関およびその他の源泉徴収義務者は、「適格参照指数」を参照する本社債の保有者に対し、かかる参照指数の構成銘柄に関連して保有するショートポジションの性質について表明または認証を求め場合があります。

また、保有者は、保有する本社債が上記の規定に基づく「デルタ・ワン」社債でない場合であっても、(a)本社債における保有者のポジションが、かかる保有者の保有するその他の関連するポジションと組み合わせられたときに、「デルタ・ワン」となる場合、または(b)保有者の本社債への投資の主目的が、第871条(m)の適用を避けることにあり、これにより特別な第871条(m)の濫用対抗規定が保有者の本社債への投資に適用される場合には、第871条(m)の対象となる可能性があります。かかる場合においては、米国外国人社債保有者は、本社債について源泉徴収税が必要でない場合も、本社債について第871条(m)の税を支払う義務が生じる場合があります。

さらに、2018年1月1日以降に発行された本社債は、上記の規定に基づく「デルタ・ワン」でない場合でも、第871条(m)の対象となる場合があります。米国内国歳入庁は、かかる日付より前に発行された本社債が、かかる本社債が参照する資産、ポジション、参照指数またはバスケットのリバランスまたは調整に伴い、2018年1月1日以降に課税目的で再発行されたときとみなすと主張する可能性があります。かかる場合には、本社債が2018年1月1日より前に発行され、「デルタ・ワン」でない場合(したがって、当初は第871条(m)の適用外であった場合)も、再発行とみなされた日付以降に第871条(m)の対象となる可能性があります。

また、2019年1月1日より前に発行された本社債は、一般的に(上記「外国税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収」に記載のとおり)FATCAから適用除外されることが予想されますが、内国歳入法第871条(m)源泉徴収税の対象となる本社債に対する支払はいずれも、投資家または仲介機関が適用する認証および識別の要件に準拠しない場合、FATCA源泉徴収税の対象となる可能性があります。

本社債に対する第871条(m)の適用は複雑であり、かかる第871条(m)の本社債に対する適用について、不確実性が存在する可能性もあります。本社債権者が米国外国人社債保有者である場合、保有する本社債に対する第871条(m)の適用について、税務顧問の助言を受けるべきです。

情報報告と予備源泉徴収

下記の要件を満たしている場合、合衆国のブローカーの事務所において行われた本社債の売却による収益の支払は、予備源泉徴収および情報報告の対象とはなりません。

- (1) ブローカーが、本社債権者が合衆国人であることの実知識を持たず、また持つべき理由もない場合。かつ、本社債権者が、ブローカーに対して以下のいずれかを提供した場合
 - (a) 本社債権者が合衆国人ではないことを、偽証罪によって罰せられるという条件で証明する適切な内国歳入庁様式W-8または適切な代替様式
 - (b) ブローカーが、その支払を、合衆国財務省の規定に基づき非合衆国人に対して行うものとして扱うにあたって依拠することのできる、その他の書類
- (2) 本社債権者がその他の適用除外を証明した場合

本社債権者が適用除外を証明できず、ブローカーが購入者の非合衆国人の地位を証明する適切な書類を所有しない場合、かかる支払は情報報告および予備源泉徴収の対象となる可能性があります。ただし、予備源泉徴収は本社債権者によって維持されるオフショア口座への振込については適用されません（ただし、本社債権者が合衆国人であるという実知識をブローカーが有している場合は、その限りではありません）。

一般的には、外国のブローカーの事務所において行われた本社債の売却による収益の支払は、情報報告および予備源泉徴収の対象とはなりません。ただし、以下の要件のいずれかを満たしている場合は、外国のブローカーの事務所において行われた売却も、情報報告および予備源泉徴収の対象となります。

- (1) 手収金が本社債権者により維持される合衆国内の口座に送金された場合
- (2) 手収金収益の支払または売約確認書が合衆国内の住所に送付された場合
- (3) 当該売却が、合衆国財務省の規定に記載される、合衆国とその他の特定の関連性を有している場合

ただし、本社債権者が合衆国人であることの実知識をブローカーが持たず、また持つべき理由もない場合、または上記に記載の書類要件（合衆国のブローカーの事務所において行われた本社債の売却に関連するもの）が満たされた場合、もしくは本社債権者がその他の方法により適用除外を証明した場合は、この限りではありません。

さらに、外国のブローカーの事務所において行われた本社債の売却による収益の支払は、ブローカーが以下の要件を満たしている場合、情報報告の対象となりますが、予備源泉徴収の対象とはなりません。

- (1) 合衆国人である
- (2) 合衆国の税務上、被支配外国会社である
- (3) その総所得の50パーセント以上が合衆国における事業活動と実際上関連しており、特定の3年間の間その状態が維持されている外国人
- (4) 該当する課税年度において、以下の要件を満たす外国パートナーシップ
 - (a) 1社以上のパートナーが合衆国財務省の規定による「合衆国人」であり、パートナーシップにおいて収益または資本利子の50パーセント以上を保持している、または
 - (b) かかる外国パートナーシップにより、合衆国における事業活動を行っている

ただし、本社債権者が合衆国人であることの実知識をブローカーが持たず、また持つべき理由もない場合、または上記に記載の書類要件（合衆国のブローカーの事務所において行われた本社債の売却に関連するもの）が満たされた場合、もしくは本社債権者がその他の方法により適用除外を証明した場合は、この限りではありません。

本社債に関するリスク要因

1. 本社債の価値および流動性に関連するリスク

1.1 本社債の要項が取引日に決定される時点での本社債の見積価値（これは、当社の用いる価格設定モデルを参照して決定されます）は、本社債の当初の発行価格を下回ります。

本社債の当初の発行価格は、当社の価格設定モデルを参照し、かつ当社の信用スプレッドを勘案して決定されるため、取引日時点での本社債の見積価値を上回ります。本社債の要項が決定された時点での本社債の見積価値と当初の発行価格の差額は、発行に際しての（適用法により認められる場合は引受ディスカウントおよび手数料）本社債のストラクチャ組成、書類作成およびマーケティングにより発生する費用および当社の内部資金調達費用等（当社が同様の償還日を有する非仕組み証券の保有者に対し支払う金額に基づきます）を含む複数の要因によるものです。かかる差額は、流通市場における本社債の取引開始時に増大し、本社債の期間の経過と共に次第に減額する可能性があります。これらの手数料および費用等の額は発行条件補足書（Pricing Supplement）に記載され、要求に基づき発行会社から入手することができます。

本社債の要項が決定された時点での本社債の価値を推計するに際し、当社の価格設定モデルは特定の変数を考慮し、それらには、当社の信用スプレッド、利率（予測、実勢および過去の利率）、ボラティリティ、価格感応度分析および本社債の償還残存期間を主に含みます。これらの価格設定モデルは、当社独自のものであり、一部将来の事象に関する特定の前提に基づいていますが、これらの推測は実際には誤っている可能性があります。結果として、本社債を流通市場（もしあれば）にて他者に売却した場合に受け取る実際の価格は、他者が使用する価格設定モデルまたは前提との相違により、当社のモデルを参照し決定された本社債の見積価値と重大な差異が生じる可能性があります。

1.2 本社債の価値または相場（該当する場合には）は、何時でも多数の要因を反映するものであり、予測不能です。

本社債の価値または相場（該当する場合には）は、何時でも多数の要因を反映するものであり、予測不能です。以下の要因の多くは、当社の支配が及ばないものですが、本社債の市場価値に影響する可能性があります。

- ・ 原資産または原資産バスケットの水準のボラティリティ（すなわち、変動の頻度および規模）
- ・ 本社債がバスケット型の原資産に連動していること
- ・ 本社債が連動している原資産の水準、価格、価値もしくはその他の指標、参加比率、加重乗数、上限水準およびノもしくはバッファ水準ならびにノまたはその他の支払条件
- ・ 原資産を裏付ける株式の配当率
- ・ 原資産またはバスケットの終値水準に影響する可能性のある、株式市場全般および原資産または原資産バスケットを裏付ける株式に影響する国内外の経済、金融、規制、政治、軍事その他に関連する事由
- ・ 原資産の水準、価値または価格に影響を与える経済、金融、規制、地理的、司法上の、政治的およびその他の展開、およびこれらの要因における現実のまたは予想される変化
- ・ 市場金利および市場利回り
- ・ 本社債の償還日までの残存期間
- ・ 現実のもしくは認識された当社の信用力（これには当社の信用格付における実際のものもしくは予測された格上げもしくは格下げまたはその他信用指標における変更を含みます）

当社が本社債のマーケット・メイキングを行う場合、本社債のために当社が提示する価格は、市況およびその他の関連要因（当社の現実のもしくは認識された信用力の低下を含みます）の変化を反映します。かかる変化は、マーケット・メイキング取引で本社債権者が本社債について割り当てられる可能性がある価格を含む、本社債の価値に悪影響を与える可能性があります。当社が本社債のマーケット・メイキングを行う範囲において、相場は、当該時点に当社の価格設定モデルを参照して決定された見積価値に、同様の規模の仕組み証券取引に対する買値と売値間の通例のスプレッドを加えた

または除いた数値を反映し、また、上記リスク要因第1.1項(「**本社債の要項が取引日に決定される時点での本社債の見積り価値(これは、当社の用いる価格設定モデルを参照して決定されます)**は、**本社債の当初の発行価格を下回ります。**」)に記載された超過額逓減の影響を受けます。

さらに、本社債を売却する場合、購入者に対して流通市場取引に関する手数料が請求される可能性が高く、また、価格がディーラー・ディスカウントを反映したものとなる可能性が高くなります。かかる手数料またはディスカウントにより、購入者が本社債に対して流通市場から受領すべき利益のさらなる減少がもたらされます。

償還前に本社債を売却する場合、本社債の額面または当初購入額を下回る額を受領する可能性があります。当該原資産の将来のパフォーマンスを過去のパフォーマンスに基づき予測することができません。

本社債の発行価格および/または売出価格は、引受手数料、販売手数料、顧問手数料、ストラクチャリング手数料およびその他の追加手数料を含む場合があります。これらの手数料は、流通市場におけるかかる本社債の価格の決定の際に勘案することはできないため、本社債の当初の発行価格および/または売出価格、理論的価値、および/または流通市場の仲介機関が提示する実際の買値/売値の間の差をもたらす可能性があります。かかる差は、本社債の価値に悪影響をもたらす可能性があり、特に売出しおよび当該本社債の発行日の直後に(当初の投資家による流通市場におけるかかる手数料を差し引いた価格の当該本社債の売却が可能となるため)悪影響が懸念されます。

当社またはその他の当事者がいかなる価格においても本社債の購入を希望することは保証されておらず、本件に関しては、当社は本社債のマーケット・メイキングを行うことを義務付けられていません。下記リスク要因第1.4項(「**本社債は活発な取引市場を有しない可能性があります。ある時点で発行済であるすべての本社債の額面総額は、発行日に発行済である本社債の額面総額よりも著しく小さい場合があります、本社債保有者の本社債を流通市場において売却する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。**」)を参照下さい。

1.3 **本社債は金利が上昇した場合、価値が減少する可能性があります。**

特に、原資産に連動しておらず期間が10年以上である固定金利債については、かかる本社債の期間中の金利の上昇は本社債の価値の減額を招くことが多く、本社債権者が償還より前に本社債を売却した場合、本社債の額面価格より少ない額を受け取ることになります。

1.4 **本社債は活発な取引市場を有しない可能性があります。ある時点で発行済であるすべての本社債の額面総額は、発行日に発行済である本社債の額面総額よりも著しく小さい場合があります、本社債保有者の本社債を流通市場において売却する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。**

当社が別途明確に説明する場合を除いて、また当社が本社債の上場および取引が認められた証券取引所の規則において本社債に関連して流動性を維持することが要求される限度以外に、本社債は流通市場をほとんどまたは全く有せず、本社債権者は本社債を売却できない可能性があります。

当社が本社債のマーケット・メイキングを行ったとしても、これは通知なく何時でも停止されることがあり、当社は本社債権者に有利な本社債の買値・売値を提示する義務を負いません。

たとえ流通市場が発達したとしても、それによる流動性の大規模な提供が行われない可能性があり、流動市場における取引費用は高額である場合があります。そのため、本社債の流通市場における買値と売値の差異が大きくなる可能性があります。上記リスク要因第1.2項(「**本社債の価値または相場(該当する場合には)は、いつでも多数の要因を反映するものであり、予測不能です。**」)も参照下さい。

また、本社債が一般投資家のみに対して売出され、機関投資家には売出されなかった場合、流通市場における流動性は低くなる可能性があります。

発行条件補足書(Pricing Supplement)に記載があった場合、発行日に特定の金額の本社債が発行され、(ディーラーの役割を務める)GSIによって売出されます。ただし、発行会社および(ディーラーの役割を務める)GSIは、本社債の最終償還期日の前日まで、GSIが保有する一部または全部の本社債を随時消却する権利を保有します。したがって、あ

る時点における発行済の本社債の券面総額は、発行日に発行済の本社債の券面総額よりも著しく小さい可能性があります。これにより本社債権者の本社債を流通市場において売却する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。GSIの保有する消却の権利は適用法、本社債の諸条件ならびに関連する証券取引所および市場の適用する規則に従って行使されます(通知についても同様です)。そのため、本社債の有効期間中において本社債が特定の時期または特定の価格で売却可能であると当然視するべきではなく、本社債が償還を迎えるまで保持することが必要となる可能性があることと想定すべきです。

2. 本社債の特定の条件に関連するリスク(調整、早期償還、代替、発行会社のコール・オプション、行使および変更を含みます)

2.1 「低い方のパフォーマンス」の性質とは、本社債権者が各原資産のパフォーマンスおよび、とりわけ最も低いパフォーマンスを示す原資産による影響を受けることを意味します。

本社債の要項には、本社債のリターンが原資産バスケットの「低い方のパフォーマンス」によって決まるとの記載があり、本社債権者は各原資産のパフォーマンスおよび、とりわけ「低い方のパフォーマンス」の原資産による影響を受けます。これは、他の原資産のパフォーマンスに関係なく、1つ以上の原資産が利払いまたは一切の償還金額の計算について関連する基準値または障害を満たさない場合、本社債権者は利払いを受けられないおよび/または投資元本の一部もしくは全部を失う可能性があることを意味します。

2.2 本社債は、法の変更事由により満期償還日前に償還され、本社債権者は投資額の一部または全部を失う可能性があります。

法の変更事由により、本社債に基づく当社の履行または本社債に関連するヘッジ取引が違法または実行不可能となった(または直近の未来において違法または実行不可能となる見込みが高い)場合、当社は、当社の裁量において、本社債を償還する可能性があります。

当社が早期償還を行う場合、適用法で認められる場合に、当社は、本社債権者に対し予定外期限前償還額に相当する金額を支払います。予定外期限前償還額は、適格金融機関から得られる市場相場に基づき決定され、または市場相場の入手が不十分な場合には、当社の関連するヘッジおよび資金調達取決めの解消に関する費用(該当する場合には)を含む、一切の当社の合理的な費用額に十分に調整した、当該早期償還の直前の(当該違法性を考慮した)当該社債の公正な市場価格として当社により決定される額とされます。予定外期限前償還額は、投資元本より少ない可能性があります。そのため本社債権者は投資額の一部または全部を失う可能性があります。

本社債の早期償還に従い、本社債購入者は、同様のリスクレベルに対し同等のリターンおよび/または同等の金利で手取金を再投資することができない可能性があります。本社債権者は、本社債購入時点で投資可能な他の投資対象に照らして再投資リスクを検討する必要があります。

2.3 本社債の発行会社は他の会社に代替される可能性があります。

発行会社は、本社債に基づく主たる債務者として、ゴールドマン・サックス・グループのその他の完全所有子会社によって代替されることができます。新発行会社は、本社債権者に対し、かかる代替のみを理由に発生する追加の公租公課を補償するものの、本社債権者は、かかる代替について同意する権利はありません。

2.4 当社は、本社債の要項を一定の場合に本社債権者の同意なく変更する可能性があり、本社債の変更は本社債購入者全員を拘束します。

発行会社は、以下のいずれかの場合には本社債保有者としての本社債権者の同意なく社債要項を変更することができます。

- ・ 明白なもしくは疑う余地のない誤謬または記載漏れを訂正するものである場合
- ・ 変更が形式的、軽微もしくは技術的な性質のものである場合

- ・ 保有者の利益を重大な悪影響を及ぼさない場合

その他の場合には、かかる本社債購入者の所定過半数による同意が変更の要件となります。

社債要項には、本社債保有者に対し、購入者の利益一般に影響する事項について議決権を行使するために集会を招集し、これに出席する、またはかかる集会が招集されない場合には書面による決議を採択する旨の規定があります。当該集会で採択されたまたは書面にて採択された決議は、当該集会に欠席して議決権を行使しなかった投資家または変更に対抗する旨の議決権を行使した投資家を含む本社債保有者全員を拘束できます。

2.5 **本社債の価額およびリターンは、原資産のパフォーマンスによって決まります。**

本社債のリターンは、原資産のパフォーマンスによって決まります。原資産の水準、価格、率または関連するその他の値は、時間の経過に伴い、予想外の変化の影響を受ける可能性があります。この変化の度合いは「ボラティリティ」として知られています。原資産のボラティリティは、政府の措置を含む国内外の財政的、政治的、軍事的もしくは経済的事象、または関連市場における参加者の活動に影響を受ける可能性があります。これらの事象または活動の一切は、本社債の価額およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。ボラティリティは、水準、価格、率または関連するその他の値の傾向を意味するものではありませんが、よりボラティリティの高い原資産はよりボラティリティの低いものと比べ、より頻繁におよび/またはより大きくその価額が増減する可能性があります。

本社債に関する原資産のパフォーマンスが「ヨーロッパ基準」(すなわち、パフォーマンスを決定するため、開始日および将来日における原資産の水準、価格、率または関連するその他の値の間で比較がなされます)で計算される場合、本社債権者は、開始日から本社債のために原資産の価格が決定される指定期日(同日を含みません)までの原資産の水準、価格、率または関連するその他の値の増加の一切から利益を得ません。

2.6 **原資産の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスを示すものではありません。**

本社債権者は、原資産の過去のパフォーマンスについての一切の情報を、将来起こりうる原資産の変動の範囲または傾向を示すものとみなしてはなりません。

2.7 **本社債権者は、原資産についていかなる所有権も有しません。**

原資産は、当社が本社債権者の利益のために保有するものではなく、同様に、本社債権者は一切の原資産に関していかなる所有権(一切の投票権、配当もしくはその他の分配を受ける権利またはその他の権利を含み、これらに限定されません)も有しません。

2.8 **障害事由の発生に従い、原資産の評価は延期され、および/または当社の裁量において当社により評価される可能性があります。**

当社が(計算代理人として)、関連する日における原資産の水準、価格、率または関連するその他の値の決定に影響する当該原資産に関する障害事由が発生したと判断する場合、当社は評価を延期し、最終的にはその裁量において水準、価格、率または関連するその他の値を決定する可能性があります。このような延期および/または代替的な評価の一切は、本社債の価額およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。原資産の評価日が延期された場合、本社債の最終的な現金決済または現物引渡しがなされる日が延期される可能性があります。

2.9 **原資産に関する特定の特別事由の発生に従い、または参照指数リンク有価証券に関して、参照指数調整事由の発生に従い、本社債の要項は調整される可能性があり、または本社債は、予定外期限前償還額で期限前に償還される可能性があります。**

当社が（計算代理人として）原資産に関して特別事由（それぞれの原資産の種類に関して下記に記載されるもの）が発生したと判断する場合、または参照指数に関して参照指数調整事由が発生したと判断する場合、当社は、当該事由を勘案して（本社債権者の同意なく）本社債の要項を調整し、または本社債を期限前に償還する可能性があります。本社債の要項に対してなされる一切の調整は、本社債の価額およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

早期償還の場合、当社は本社債権者に対し予定外期限前償還額を支払います。予定外期限前償還額は適格金融機関から得られる市場相場に基づき決定され、または市場相場の入手が不十分な場合には、一切の原資産および/または関連するヘッジおよび資金調達取決めの解消に関する費用を含む当社の合理的な費用額に十分に調整した、当該早期償還の直前の（および当該早期償還の原因となる環境を考慮した）本社債の公正な市場価格として当社により決定される額とされま（また、このような環境が考慮されるという事実は、早期償還において本社債について支払われるべき金額の一切を減らす傾向にあります）。予定外期限前償還額は、投資元本より少ない可能性があり、そのため本社債権者は投資額の一部または全部を失う可能性があります。

本社債のこのような早期償還に従い、本社債権者は、投資から得る手取金を同様のリスクレベルに対し同等のリターンおよび/または同等の金利で再投資することができない可能性があります。本社債権者は、本社債を購入する際には、投資可能な他の投資対象に照らしてこのような再投資リスクを検討する必要があります。

3. 原資産としての参照指数に関連したリスク

3.1 様々な予測不可能な要素が株価指数のパフォーマンスに影響を与える可能性があります。

株価指数は株式の合成ポートフォリオから構成され、同様に、参照指数のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格水準、為替相場の動き、利益の状況・市場での地位・リスク状況・株主構成・配当方針等の政治的要因および会社特有の要因、ならびに参照指数の構成といった、当該参照指数の基礎となる株式に関連した、時間と共に変化する可能性のあるマクロ経済的要因により決定されます。

3.2 参照指数のスポンサーの行動は、本社債に悪影響を及ぼす可能性があります。

各参照指数のスポンサーは、本社債の募集および売出しには一切関与せず、また本社債の保有者に対して一切義務を負いません。例えば、スポンサーはその裁量において参照指数の構成要素を追加、削除または置換することができ、また、参照指数の水準の計算に使用された方法を変更する可能性があります。スポンサーは、参照指数の計算または発信を変更、中止または一時中断する可能性もあります。これら一切の行為は、参照指数の水準に悪影響をもたらす可能性があり、これを受けて、本社債の価額およびリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

3.3 本社債権者は、株式指数に連動する社債について、基礎となる株式を直接保有する場合より低いリターンを得る可能性があります。

1つ以上の株式指数のパフォーマンスによって決定される社債の価額およびリターンは、参照指数の要素を構成している会社の株式を直接保有した際の価額およびリターンより少ない可能性があります。これは、特定の評価日における参照指数レベルの終値が、それらの要素である株式の配当支払を考慮せずに当該参照指数の要素の価格を反映する可能性があるためです。その結果、本社債権者は、1つ以上の株式指数に連動する社債については、当該株式に直接投資した場合に得られたリターンより少ないリターンを得る可能性があります。

3.4 参照指数調整事由の発生またはスポンサー承継人による参照指数のスポンサーの交代は、本社債に悪影響を及ぼす可能性があります。

参照指数のスポンサーが当該参照指数につき重大な変更を行った場合または当該参照指数を取り消しかつその承継となる参照指数が存在しない場合、またはスポンサーが参照指数の計算および公表を誤った場合、当社は、（計算代理人と

して)当該事象が本社債に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合、過去の算式および算出方法に従い参照指数レベルを算出します。かかる措置は、いずれも本社債の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記で提案した措置では商業的に妥当な結果が達成されないと判断した場合、本社債を期限前に償還する可能性があります。かかる事情においては、当社は、本社債権者に対し、予定外期限前償還額を支払います。予定外期限前償還額は、本社債権者の当初の投資額より少ない可能性があり、本社債権者は、金額の一部または全部を失う可能性があります。上記リスク要因第2.9項(「原資産に関する特定の特別事由の発生に従い、または参照指数リンク有価証券に関して、参照指数調整事由の発生に従い、本社債の要項は調整される可能性があり、または本社債は、予定外期限前償還額で期限前に償還される可能性があります。」)をご参照ください。

参照指数が後任の当該指数のスポンサーによって算出される場合、または、承継参照指数と置き換えられる場合、承継参照指数または承継参照指数のスポンサーによって算出された参照指数は、当社(計算代理人としての)が承認する場合に、参照指数とみなされます。かかる承継参照指数のパフォーマンスが不十分である可能性および本社債の保持者が想定より少ない額を受け取る結果となる可能性があります。

これらの事由は、いずれも本社債の価値およびリターンに対し悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 発行会社および計算代理人の裁量権に関連したリスク(当社のヘッジ取決めに関連したものを含みます)

リスク要因の他の箇所にも記載されているとおり、一定の事由(発行会社、当社のヘッジ取決め、原資産、租税、関連する通貨またはその他の事項に関連するもの)が生じた場合、本社債の要項に基づき(発行会社または計算代理人としての)当社が裁量権を行使できるようになる可能性があります。

原資産に関しては、本社債の主要な投資目的は、本社債権者が原資産に対して経済的なエクスポージャーを取れるようにすることです。したがって、予期しない事由により原資産に重大な影響が及んだ場合、または、関連する水準、価格、率もしくは関連するその他の値がもはや計算できなくなった場合、本社債の当初の要項に基づく投資目的を達成することが不可能となる可能性があります。このような場合、当社は本社債の要項に基づく裁量権(リスク要因の他の箇所にも記載されています)を行使し、()当初の経済的条件および原理を保つため本社債の要項を調整し、()一定の状況下では、原資産を他の資産により代替し、()当社自身で関連する水準、価格、率もしくは関連するその他の値の計算を行い、()支払を延期し、()本社債を早期に償還し、または()これらの一定の組み合わせを行う可能性があります。

当社のヘッジ取決めに關しては、当社(発行会社の1つまたは2つ以上の関連会社を介する場合を含みます)は、本社債の支払期限が到来した際に行う現金の支払または資産の交付に係る当社のリスクをヘッジするため1つまたは2つ以上の取決めを結ぶ場合があります。当社が結ぶ可能性がある取決めの種類の一部については、リスク要因の第6.1項(「ゴールドマン・サックスおよび当社の分配業者による予測されたヘッジ活動は、本社債の投資家に対し悪影響を及ぼす可能性があります。当社ならびに当社のクライアントおよび他方当事者の利益は本社債の投資家の利益と相反している可能性があります。」)で説明しています。当社が結ぶ個別のヘッジ取決め(もしあれば)およびその費用は、本社債の価格および経済的条件の重要な決定因子となる可能性が高く、したがって、当社のヘッジ取決めに悪影響を及ぼす事由が発生した場合、当社は、当社のヘッジ取決めに對する影響を勘案して、直前のパラグラフに記載したとおり、本社債の要項に基づく裁量権を行使する可能性があります。当社がかかる裁量権を行使した場合、本社債の価額およびリターンに悪影響が及ぶ可能性があります。

5. 租税に関するリスク

5.1 税法は変更される可能性があり、かかる変更は本社債に悪影響を及ぼす可能性があります。

税法および税慣行は、遡及的な適用を伴って変更される場合があります、本社債権者が有する本社債の価値および/または本社債全般の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる変更は、()本社債権者が購入時点で理解していたポジションからかかる本社債の税務上の取扱いが変更されること、()本社債に関連する税法および税慣行に関する本書の記載が本社債の全部もしくは一部について不正確もしくは適用外となること、または一定の本社債に係る重要な税

務上の検討事項が本書から欠如することになること、または() 本社債に関連した本社債ヘッジ取引に基づく当社の履行が違法もしくは実行不可能となることをもたらす可能性がある場合(リスク要因第2.2項(「本社債は、法の変更事由により満期償還日前に償還され、本社債権者は投資額の一部または全部を失う可能性があります。」)をご参照下さい)には、本社債を早期に償還することを可能とする権限を発生させる可能性があります。本社債の潜在的購入者は、本社債の保有および本社債に関連する取引の税務上の影響について、各自の税務顧問に相談する必要があります。

5.2 米国株式を直接または間接的に参照している本社債の支払は、米国源泉徴収税に従う可能性があります。

米国株式のパフォーマンスを直接または間接的に参照する本社債(インデックスまたは米国株式を含むバスケットを含みます)は、その後の改正を含む1986年内国歳入法871条に基づいて、源泉徴収税に従う可能性があります。本社債のその後の保有者は、詳細な情報について上記の「米国の租税 - 配当相当支払金」における議論を参照する必要があります。

6. ゴールドマン・サックスと本社債の購入者との間の利益相反に関連するリスク

ゴールドマン・サックスの様々な役割およびトレーディング活動により、本社債権者と当社との間に利益相反が生じる可能性があります。

6.1 ゴールドマン・サックスおよび当社の分配業者による予測されたヘッジ活動は、本社債の投資家に対し悪影響を及ぼす可能性があります。当社ならびに当社のクライアントおよび他方当事者の利益は本社債の投資家の利益と相反している可能性があります。

本社債の売出しに先立ち、当社および/または当社の関連会社は、先物および/または原資産もしくは当該原資産の構成要素に関連したその他の金融商品または、もし適用あれば、原資産の基準通貨となっている外国通貨を購入することによって本社債に基づく当社の債権をヘッジすることを見込んでいます。また、これらおよびおそらく原資産やその一部(「原資産構成要素」)に関連したその他の金融商品を随時売買することやその他の方法によってヘッジの調整を行い、本社債の最終評価日以前にこれらを売却することによってヘッジを解消することを想定しています。代案として、類似した市場活動を行うと当社が予測する本社債の販売業者であって当社の関連会社ではない者との間で、本社債に関する当社の義務の一部またはすべてを分散させる可能性があります。当社は、リターンが原資産または(該当する場合)1つ以上の原資産構成要素の水準の変化と関連している原資産関連証券と関係のあるヘッジ取引を締結、修正および解消する可能性があります。

上記の取引の締結または販売業者によるかかる取引の締結に加えて、ゴールドマン・サックスは、クライアントまたは他方当事者に対しかかる取引を構築し、かかる契約を結ぶための助言または支援を行う可能性があります。これらの活動は、様々な目的を達成するために行われます。当該目的には、本社債またはその他証券のその他の購入者に対して彼らの投資の一部または全体のヘッジを許容すること、本社債の投資家と一致しないまたは相反するビジネス上の目的または投資戦略を有する可能性のある他のクライアントまたは相手方当事者へ取引の促進をすること、ゴールドマン・サックスの本社債へのエクスポージャー(売出しプロセスの一部として、マーケット・メイキング活動等を通して、またはその他の理由により、再取得または所有する本社債の金利を含みます)をヘッジすること、ゴールドマン・サックスが内部リスク制限を遵守することまたは会社全体、事業単位もしくは商品単位のリスクを管理することを可能にすること、および/または、ゴールドマン・サックス自身またはその顧客もしくは相手方当事者の代理として関連市場について、本社債の投資家の見識または目的と一致しないまたは相反する方向性を見識をとることを可能にすることを含みます。

これらのヘッジまたはその他の活動は、直接または間接的に原資産構成要素の価格に影響を与えることによって原資産の水準および本社債の市場価値および償還に当社が本社債に対して支払う金額(もしあれば)に対し悪影響を与える可能性があります。加えて、これらの取引はゴールドマン・サックスまたはそのクライアント、相手方当事者もしくは販売業者が本社債の投資家の利益と一致せず相反する経済的利益およびインセンティブを有することを想定する必要があります。ゴールドマン・サックスまたは販売業者のいずれも、本社債の投資家への潜在的な影響に基づいてこれらの取引に対

して何らかの行動をとる義務、行動を差し控える義務、または行動を中止する義務も負っておらず、本社債の価格が下がっている間にヘッジまたはその他の活動から多大なリターンを取得する可能性があります。また、本社債を購入した販売業者が本社債に関連してヘッジ活動を行う予定である場合、当該販売業者はヘッジ活動から利益を得る可能性があります、かかる利益は、投資家への本社債の売出しから受領した報酬とは別個に得られるものです。

6.2 ゴールドマン・サックスの自己勘定またはクライアントのための取引および投資活動は、本社債の投資家に悪影響を及ぼす可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、グローバル規模の投資銀行、広い金融サービスを多くのそして多様な顧客基盤(企業、金融機関、政府および富裕層の顧客を含みます)に提供する証券および投資管理会社です。したがって、投資家、投資金融業者、リサーチ・プロバイダー、投資管理会社、投資顧問、マーケットメーカー、トレーダー、プライム・ブローカーおよびレンダーとしての役割を担います。これらの役割において、ゴールドマン・サックスは、広い範囲の投資商品を購入、売却または保有し、積極的に証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、インデックス、バスケットおよびその他金融商品ならびに自己勘定または顧客勘定で商品を取引します。グローバル債権、通貨、コモディティ、株式、銀行ローンおよびその他市場におけるその他の直接または間接的な利益を有します。ゴールドマン・サックスの金融市場における活動は、個別にまたは全体として本社債の市場に悪影響を及ぼす可能性があります。投資家は、ゴールドマン・サックスまたはそのクライアントもしくは相手方当事者の利益は、時に本社債の投資家の利益に反することがあると想定する必要があります。

ゴールドマン・サックスは、本社債に類似した既存または新規の商品または原資産に類似もしくは関連のある商品を含む幅広い証券、金融商品およびその他商品を定期的に市場に提供します。本社債の投資家は、ゴールドマン・サックスは、流動性、研究分野その他において競合する証券、金融商品、本社債およびその他商品を提供すると想定する必要があります。

6.3 ゴールドマン・サックスのマーケット・メイキング活動は、本社債の投資家に悪影響を与える可能性があります。

ゴールドマン・サックスは積極的にマーケット・メイキングを行い、自己または顧客の勘定において金融商品の取引を行います。これらの金融商品は、債権および株式証券、通貨、コモディティ、銀行ローン、インデックス、バスケットならびにその他の商品を含みます。ゴールドマン・サックスの活動は、デリバティブ商品などを通して大規模なブロック取引の実行ならびに直接または間接的に買持ちおよび売持ちポジションをとることを含みます。ゴールドマン・サックスがポジションをとったまたはとると予測されている証券および金融商品は、原資産もしくは当該原資産の原資産構成要素の証券および金融商品、それらに類似もしくは関連した証券もしくは商品またはその基準となっている通貨を含みます。マーケット・メイキングとは、顧客の需要を満たすため、ゴールドマン・サックスが顧客を代行または自己勘定において売買を行う活動です。性質上、マーケット・メイキングは、証券または商品に対して異なる見識を有する市場参加者の間での取引を促進することを含みます。その結果、ゴールドマン・サックスが本社債の投資家の投資目的と一致しないまたは悪影響を与えるポジションをとることを想定する必要があります。

ゴールドマン・サックスが原資産または(該当する場合)当該原資産の原資産構成要素の保有者となる場合、マーケット・メイカー等としての権限の下、ゴールドマン・サックスが証券の保有者としての権限に基づいてとった行動(議決権行使または同意の付与を含みます)は、本社債の投資家の利益と必ずしも合致せず食い違う可能性があります。

6.4 ゴールドマン・サックス職員が本社債の投資家に悪影響を与える可能性があるリサーチ・ポジションもしくは提案、投資への助言またはマーケットカラーを提供し、トレーディング戦略を促進することを想定する必要があります。

ゴールドマン・サックスおよびその職員は(販売およびトレーディング、投資研究ならびに投資管理担当職員を含みます)、定期的に投資について提案し、マーケット・カラーまたはトレーディング・アイデアを提供し、幅広い市場、発

行体、証券および金融商品について独立した見識を述べ公表します。彼らは、定期的にこれらの市場、発行体、証券および金融商品に関連した様々な投資戦略を導入または導入することを提案します。これらの戦略は、例えば、債務不履行または発行体もしくは金融機関を巻き込んだその他の事由に対する信用プロテクションの購入または売却を含みます。これらの提案および見識はいずれも原資産または(該当する場合)当該原資産の原資産構成要素その他それらに類似または関連した証券もしくは金融商品に関して悪影響を与え、また、結果的に市場、特に非流動的な市場において、上記の証券または金融商品に悪影響を与えうるトレーディング戦略となる可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスにおけるトレーディングおよび投資事業の担当職員は、原資産もしくは当該原資産の原資産構成要素または関連業界もしくはその他市況について本社債の投資家の見識または目的と合致しない可能性がある独立した見識を有するまたは生み出す可能性があることを想定する必要があります。

6.5 ゴールドマン・サックスは定期的にサービスを提供し、また、原資産もしくは当該原資産の原資産構成要素のまたはその他の取引に関わる事業体のスポンサーまたは発行体を含む幅広いクライアントとビジネス上の関係を有し
ず。

ゴールドマン・サックスは、定期的に金融顧問サービス、投資顧問および取引サービスを大規模かつ多様な顧客基盤に提供しており、ゴールドマン・サックスは、現状または将来的にかかるサービスを提供し、また、原資産および当該原資産の原資産構成要素のスポンサーまたは発行体との取引に従事し、また、証券もしくは商品の取引または直接もしくは間接的に前述と関連している当事者との取引を行う可能性があることを想定する必要があります。これらのサービスは、金融助言サービスもしくはその他投資銀行サービスまたは研究レポートの提供を行い、上記の会社へのローンまたは株式投資を含む可能性があります。ゴールドマン・サックスは、上記のサービスを提供し、取引に従事し、自己勘定で行動する上で、原資産または(該当する場合)当該原資産の原資産構成要素に直接または間接的な影響を与え、このような行動は、本社債の投資家の利益に悪影響を与える可能性があることを想定する必要があります。加えて、ゴールドマン・サックスは、未公表情報の機密性保護のために設計された内部の情報バリアーを設置しているため、上記の活動に関連して、特定のゴールドマン・サックス職員は、これらの当事者に関する重要な未公表の機密情報(かかる取引に従事していないゴールドマン・サックス従業員には開示されません)へのアクセスを有します。そのため、重要な未公表の機密情報は、本社債または本社債の投資家との間でストラクチャ組成、売出しまたはマーケット・メイキングに關与するゴールドマン・サックスの従業員には共有されません。

本プログラム下の売出しおよびゴールドマン・サックスが提供されたサービスまたはその他あらゆる当事者との取引に関連したあらゆる形式による料金またはその他の報酬を受領するあらゆる状況において、本社債に関して何らの会計処理、相殺または支払も要求または実行されません。ゴールドマン・サックスはかかる手数料およびその他の金額を取得する権利を有し、支払われるべき手数料および報酬は、ゴールドマン・サックスによるかかる手数料およびその他の金額の受領によって減額されません。ゴールドマン・サックスによって受領されるかかる手数料またはその他の金額は、適用法または規制に従って支払われるものです。

6.6 本社債の募集により、ゴールドマン・サックスの既存のエクスポージャーが軽減され、またはゴールドマン・サックスもしくはその他の当事者の目的に適う取引もしくはポジションを促進する可能性があります。

本社債の売出しが完了した場合、原資産もしくは(該当する場合)原資産構成要素、上記に類似する、もしくは上記と連動する有価証券および金融商品、またはこれらの指定通貨に対するゴールドマン・サックスの既存のエクスポージャー(本売出しを見越してヘッジされた取引を通じて得られたエクスポージャーを含みます)が軽減される可能性があります。本社債の売出しにより、ゴールドマン・サックスのエクスポージャーの一部が(また、ゴールドマン・サックスのヘッジまたはその他のカウンターパーティーのエクスポージャーが間接的に)本社債の投資家に対して事実上移転します。

売出しの条件(原資産の選定およびその他の取引条件の設定を含みます)は、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの他のクライアントもしくは相手方当事者の投資またはその他の目的に適合することを目的として選定されることがあります。この場合、ゴールドマン・サックスは、通常、本売出し、本売出しによりヘッジされる取引または関連する取引に関わっている、その他本売出し、本売出しによりヘッジされる取引または関連する取引に対して利害を有している他の当事者についての情報を受領します。これら他の当事者のインセンティブは、通常、本社債の投資家のインセンティブとは異なっており、また多くの場合においてこれと反するものになっています。

本社債の当該売出しはそれぞれ、適用あるあらゆる法律上および規制上の要件(プロダクト・ガバナンスの要件を含みます)に従い設計、販売およびモニターされます。

6.7 一部の当社債の投資家は、他の投資家と異なる利害を有している可能性があります。

本社債の投資家は、有価証券保有者としての資格において救済措置または議決権もしくはその他の権利を行使する上で、あるいは当社に対して他の取引条件の設定を要請または提言する上で、他の投資家の利害を考慮することを要求されません。一部の投資家の利害は、状況によっては、他の投資家の利害に反する可能性があります。例えば、一部の投資家は、他の投資家の本社債、原資産または他の投資家の本社債の市場もしくは価値に対して悪影響を及ぼす可能性のあるその他類似の有価証券と同一もしくは類似の資産に対してショートポジションを(直接またはデリバティブ取引を通じて間接的に)取る可能性があります。

6.8 計算代理人としての当社は、当社債の市場価値およびリターンに影響を及ぼす可能性がある決定を行う権限を有しています。

計算代理人は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが務めます。計算代理人は、()本社債に係る社債要項に規定される特定の事由および/または事項の発生の有無を決定する権限、ならびに()本社債に関する計算の修正、調整、延期または早期の償還の可能性を含めた、当該事由により必要となる事項を決定する権限を有しています。リスク要因第4項(「発行会社および計算代理人の裁量権に関連したリスク(当社のヘッジ取決めに関連したものを含みます)」)をご参照下さい。計算代理人により行使されるこれらの決定は、(明白なまたは疑いの余地のない誤謬がある場合を除き)発行会社および本社債購入者全員を拘束するものとします。これらの決定は、本社債の価額およびリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 発行会社に関連するリスク

本社債の潜在的投資家は、発行会社に関連するリスクに関して有価証券報告書およびその添付書類を参照すべきであり、これらは共に、本書に組み込まれています。

7.1 信用リスク

発行会社は、本社債に基づく自らの義務の一部またはすべてを履行できないことがあります。したがって、投資家は、投資判断を行う上で発行会社の信用力を考慮すべきです。信用リスクとは、発行会社の破産または非流動性リスク、すなわち、その利払いおよび返済義務を適時に充足することができない潜在的、一時的または最終的なリスクをいいます。破産リスクの増大は、信用力の低い発行体にとって代表的なリスクです。

本社債に対するリターンは原資産(該当する場合)のパフォーマンスに基づくものとなりますが、本社債の支払期日が到来している金額の支払または本社債に基づき交付可能な資産の交付は、発行会社の信用リスクの影響を受けます。本社債は、当社の無担保債務です。投資家は、本社債の支払期日が到来している金額を支払う当社の能力または本社債に基づき交付可能な資産を交付する当社の能力に依存しており、そのため当社の信用リスクおよび当社の信用格付に対する市場評価の変動の影響を受けます。

本社債は、銀行預金ではなく、英国金融サービス補償機構またはその他の政府もしくは政府機関もしくは民営機関による保険または保証の対象ではなく、また、いずれの法域の預金保護制度の対象でもありません。投資家は、本社債の支払期日が到来している金額を支払う社の能力に依存しており、そのため当社の信用リスクおよび当社の信用格付に対する市場評価の変動の影響を受けます。

発行会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクを株式会社とする企業グループ(「ゴールドマン・サックス・グループ」または「ゴールドマン・サックス」)の一社です。しかし、本社債は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(「GSG」)またはGSGの関連会社もしくはその他いかなる企業による保険または保証の対象ではありません。本社債保有者は、本社債のパフォーマンスに関し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクまたはGSGグループ内のその他の会社(発行会社を除きます)に対する償還請求権を有さず、その他いかなる者に対する償還請求権も有しません。

7.2 英国の破綻処理当局による、発行会社に関する破綻処理権限の潜在的な行使に関するリスク

EU銀行再建・破綻処理指令(「BRRD」)が2014年7月2日付で発効しました。EU加盟国は、BRRDを遵守するために必要な法令および管理規定を2014年12月31日までに採択および交付すること、ならびにペイルイン規定(遅くとも2016年1月1日付で適用するものとされました)を除き、これらを2015年1月1日付で適用することを要求されました。これは、金融の安定を保護し、納税者の損失に対するエクスポージャーを最小限に抑えるべく金融危機に先制的に対応するための権限およびツールを国の「破綻処理当局」に対して提供することを目的とするものであることが言明されています。

BRRDの要件の大半は、英国において、英国2009年銀行法(その後の改正を含みます)および関連する規制(「英国銀行法」)を通じて実施されています。英国銀行法は、「破綻処理制度」を規定しています。同制度は、英国破綻処理当局が、当該金融機関が破綻している、または破綻する可能性が高い、その他の措置を講じることにより当該金融機関の破綻を防止できるという妥当な見通しがない、および破綻処理を行うことが公益に照らして必要であると考える場合に、イングランド銀行(または特定の状況においては英国財務省)に対し、英国の金融機関(例えば発行会社)に関して(他の英国当局と相談の上)破綻処理措置を講じるための実質的権限を付与しています。

英国破綻処理当局に対して付与される破綻処理権限には、以下の各権限が含まれます。

- ・ 支払われるべき金額を減額する(ゼロにすることを含みます)、または該当する有価証券を他の有価証券(該当する金融機関(もしくは子会社)の普通株式を含みます)に転換するための権限(いわゆる「ペイルイン」ツール)
- ・ 該当する金融機関の事業のすべてまたは一部を「ブリッジバンク」に対して譲渡するための権限
- ・ 価値減損資産または問題資産を資産運用プールに対して譲渡するための権限
- ・ 該当する金融機関を商業購入者に対して売却するための権限

また、英国破綻処理当局は、契約上の取決めを変更し、本来であれば生じる可能性のあった履行請求権または解除権を停止し、また英国において英国銀行法に基づく再建および破綻処理権限を有効に行使することを可能にするため、法律を適用除外または変更する(遡及的効力を持たせることも含めて)ための権限を付与されています。

投資家は、破綻処理が実施される状況において、発行会社(またはゴールドマン・サックスの一社)に対して公的金融支援がなされるのは、該当する英国破綻処理当局が最大限可能な限りにおいてペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールを評価し、利用した後に限り、最終手段として提供されるにすぎないことを想定すべきです。

投資家は、発行会社(またはゴールドマン・サックスの一社)に関して当該破綻処理権限を行使すること、またはその可能性を示唆することさえも、本社債保有者の権利に対して重大な悪影響を与える可能性があり、またその投資額の一部またはすべてについて損失をもたらす可能性があることを認識すべきです。破綻処理制度は、該当する金融機関が破産状態に陥る前に実施されるよう設計されており、当該金融機関により発行された有価証券の保有者は、英国破綻処理当局による破綻処理権限の行使(「ペイルイン」ツールの行使を含みます)を期待することができない可能性があります。さらに、破綻処理制度が実施された金融機関により発行された有価証券の保有者は、当該権限を行使した結果、当該有価証

券が減額され、または当該有価証券がエクイティに転換されることになったとしても、英国破綻処理当局による権限の行使に異議を申し立てる上でごく限られた権利しか有しません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他】

1【法律意見】

当社の法律顧問であるアシャースト・エルエルピーは、本社債の要項ならびに本社債の発行および販売がすべての必要な会社の行為によって適法に承認された場合、本有価証券届出書の「第一部 証券情報」に含まれる「第2 売出要項」と題する項において企図されている日本における本社債の売出しは、イングランドの証券法に違反しないという趣旨の法律意見書を提出しています。

2【その他の記載事項】

発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人の名称が本社債の売出しに関する目論見書の表紙に記載されます。

下記の文言が目論見書の表紙裏に記載されます。

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含みます）（以下「米国証券法」といいます）に基づく募集または売付けのための登録がされておらず、今後も登録されないほか、アメリカ合衆国内においてまたはアメリカ合衆国人に対してもしくはアメリカ合衆国人の計算もしくは利益のために募集し、売出し、または交付することはできません（本段落において使用された用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有しております）。」

「この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面、本社債への投資により想定される損失額について記載される書面及び無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人である八十二証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。」

また、目論見書の表紙裏の特記事項の直後に、本社債に関する契約締結前交付書面、想定損失額のシミュレーションおよび無登録格付に関する説明書を挿入します。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1【資本金の増減】

該当事項はありません。

第2【事業等のリスク】

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および半期報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、本有価証券届出書提出日（平成30年9月28日）において重要な変更はありません。

また、当該有価証券報告書および半期報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日（平成30年9月28日）現在、当該事項に関する発行会社の判断に重要な変更は生じておりません。

第3【最近の業績の概要】

2018年6月30日に終了した6か月間に係る中間財務書類

(1)損益計算書(未監査)

	注記	2018年6月に終了した6ヵ月間		2017年6月に終了した6ヵ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
純収益	4	4,546	508,425	3,279	366,723
一般管理費		(2,852)	(318,968)	(2,129)	(238,107)
営業利益		1,694	189,457	1,150	128,616
支払利息等		(125)	(13,980)	(186)	(20,802)
金融収益純額		5	559	2	224
税引前利益		1,574	176,036	966	108,037
法人税等	5	(402)	(44,960)	(251)	(28,072)
当期純利益		1,172	131,076	715	79,966

当社の純収益および営業利益は、当期および過去の期間の継続事業から生じたものである。

(2)包括利益計算書(未監査)

	注記	2018年6月に終了した6ヵ月間		2017年6月に終了した6ヵ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
当期純利益		1,172	131,076	715	79,966
その他の包括利益					
純損益にその後に振替えられることのない項目					
年金制度に関連する保険数理上の損失		(13)	(1,454)	(150)	(16,776)
債務評価調整	10	308	34,447	(120)	(13,421)
その他の包括利益の構成要素に帰属する英国繰延税金		(78)	(8,724)	68	7,605
当期その他の包括利益/(損失)(税引後)		217	24,269	(202)	(22,592)
当期包括利益合計		1,389	155,346	513	57,374

添付の注記は財務書類の一部である。

(3)貸借対照表(未監査)

	注記	2018年6月現在		2017年12月現在	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
固定資産		270	30,197	210	23,486
流動資産					
保有金融商品(2018年6月および2017年12月現在、担保として差入れた保有金融商品それぞれ29,587百万米ドルおよび24,178百万米ドルを含む)	6	651,385	72,850,898	640,264	71,607,126
担保付契約	7	213,083	23,831,203	204,820	22,907,069
未収金	8	76,522	8,558,220	74,052	8,281,976
現金・預金		37,638	4,209,434	20,727	2,318,108
		978,628	109,449,756	939,863	105,114,278
短期債務：1年以内に期日の到来する金額					
売却済み購入金融商品	6	(593,891)	(66,420,769)	(589,922)	(65,976,876)
担保付借入金	9	(162,642)	(18,189,881)	(158,069)	(17,678,437)
その他未払金	10	(107,656)	(12,040,247)	(103,584)	(11,584,835)
		(864,189)	(96,650,898)	(851,575)	(95,240,148)
純流動資産		114,439	12,798,858	88,288	9,874,130
流動負債控除後資産合計		114,709	12,829,055	88,498	9,897,616
長期債務：1年を超えて期日の到来する金額					
担保付借入金	9	(16,886)	(1,888,530)	(17,378)	(1,943,556)
その他未払金	10	(65,075)	(7,277,988)	(39,730)	(4,443,403)
		(81,961)	(9,166,518)	(57,108)	(6,386,959)
負債性引当金	11	(12)	(1,342)	(10)	(1,118)
年金制度の積立余剰額を除く純資産		32,736	3,661,194	31,380	3,509,539
年金制度の積立余剰額		349	39,032	321	35,901
年金制度の積立余剰額を含む純資産		33,085	3,700,226	31,701	3,545,440
資本金および剰余金					
払込資本金	12	582	65,091	582	65,091
資本剰余金		4,864	543,990	4,864	543,990
資本準備金(配当不能)				17	1,901
利益剰余金		21,911	2,450,526	20,727	2,318,108
その他の包括利益累計額		(72)	(8,052)	(289)	(32,322)
その他資本性金融商品	13	5,800	648,672	5,800	648,672
株主持分合計		33,085	3,700,226	31,701	3,545,440

添付の注記は財務書類の一部である。

(4)持分変動計算書(未監査)

	注記	2018年6月に終了した6ヵ月間		2017年6月に終了した6ヵ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
払込資本金					
期首残高		582	65,091	582	65,091
株式の発行	12	17	1,901		
株式の消却	12	(17)	(1,901)		
期末残高		582	65,091	582	65,091
資本剰余金					
期首残高		4,864	543,990	4,864	543,990
期末残高		4,864	543,990	4,864	543,990
資本準備金(配当不能)					
期首残高		17	1,901	17	1,901
株式の引受け	12	(17)	(1,901)		
期末残高				17	1,901
利益剰余金					
期首残高		20,727	2,318,108	22,316	2,495,821
IFRS第15号の適用による利益剰余金への累積影響額(税引後)		(5)	(559)		
当期純利益		1,172	131,076	715	79,966
株式の消却	12	17	1,901		
中間配当				(3,000)	(335,520)
株式報酬		347	38,808	308	34,447
株式報酬に関する関係会社からの費用振替え		(347)	(38,808)	(308)	(34,447)
期末残高		21,911	2,450,526	20,031	2,240,267
その他の包括利益累計額					
期首残高		(289)	(32,322)	(246)	(27,513)
その他の包括利益/(損失)		217	24,269	(202)	(22,592)
期末残高		(72)	(8,052)	(448)	(50,104)
その他資本性金融商品					
期首残高		5,800	648,672	5,800	648,672
期末残高		5,800	648,672	5,800	648,672
株主持分合計		33,085	3,700,226	30,846	3,449,817

添付の注記は財務書類の一部である。

(5) キャッシュ・フロー計算書(未監査)

	注記	2018年6月に終了した6ヵ月間		2017年6月に終了した6ヵ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業活動から生じたキャッシュ	15	17,983	2,011,219	13,754	1,538,247
税金還付額		1	112		
税金支払額		(85)	(9,506)	(297)	(33,216)
営業活動による純キャッシュ		17,899	2,001,824	13,457	1,505,031
投資活動によるキャッシュ・フロー					
固定資産に係る資本的支出		(89)	(9,954)	(48)	(5,368)
投資活動に使用された純キャッシュ		(89)	(9,954)	(48)	(5,368)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
その他Tier1債の発行による収入				5,800	648,672
中間配当				(3,000)	(335,520)
長期劣後ローンの返済				(3,581)	(400,499)
長期劣後ローンの利息支払額		(29)	(3,243)	(449)	(50,216)
財務活動に使用された純キャッシュ		(29)	(3,243)	(1,230)	(137,563)
現金および現金同等物純増加額		17,781	1,988,627	12,179	1,362,099
現金および現金同等物期首残高		20,654	2,309,943	16,881	1,887,971
現金および現金同等物に係る為替差益/(損)		(887)	(99,202)	710	79,406
現金および現金同等物期末残高	14	37,548	4,199,368	29,770	3,329,477

2018年6月に終了した6ヵ月間における非資金活動

・当社は、ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッドに額面1米ドルの普通株式17.3百万株を割り当て、その後、17.3百万株の普通株式を消却した。いずれの取引も無償取引であった。詳細は注記12を参照のこと。

添付の注記は財務書類の一部である。

(6)財務書類に対する注記（未監査）

注記1 一般情報

当社は非上場無限責任会社であり、イングランドおよびウェールズで設立され、本社を置いている。登記した事務所の所在地は、英国 ロンドン市 EC4A 2BB フリート・ストリート133、ピーターバラ・コートである。

当社の直接の親会社は、イングランドおよびウェールズで設立され、本社を置いている、ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド（以下「GSG UK」という）である。GSG UKおよびその連結子会社を「GSG UKグループ」という。

最終の支配会社および連結財務書類が作成される最小および最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国で設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「グループ・インク」という）である。その連結財務書類および一定の法定提出書類（様式10-Q四半期報告書および10-K年次報告書等）においてザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびその連結子会社（以下「GSグループ」という）ならびにその事業活動の追加情報が提供されており、これらはGSグループの主要な事業拠点である、アメリカ合衆国10282ニューヨーク州 ニューヨーク、ウェスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders/から入手することができる。

注記2 重要な会計方針の要約

作成基準

当社は英国会計基準に従って財務書類を作成している。本財務書類は、FCAの定める開示透明性規則およびFRS第104号「期中財務報告」（以下「FRS第104号」という）に従って作成されている。本財務書類は、FRS第101号「簡易化された開示のフレームワーク」に従って作成された2017年度の年次報告書と併せて読まれるべきである。

会計方針

適用された会計方針および開示に関する例外は、2018年1月1日現在において有効な新しい会計基準の適用を除き、2017年度の年次報告書に記述されたものと一致している。これらの変更の性質および影響は、FRS第104号で要求されているとおり、以下に示される。

IFRS第9号「金融商品」

当社は、2018年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という）のこれまで適用していなかった規定を適用した。自己のクレジット・スプレッドに起因する金融負債の公正価値の変動（債務評価調整、以下「DVA」という）に関する要求事項は2016年1月1日より早期適用している。IFRS第9号で認められているとおり、当社はIAS第39号「金融商品：認識と測定」（以下「IAS第39号」という）におけるヘッジ会計の要求事項を引き続き適用している。

当社が適用したIFRS第9号の残りの規定は、分類および測定ならびに減損に関するものである。当社は、IFRS第9号の経過規定に従い、比較数値を修正再表示しないことを選択している。移行日における当社の金融資産および金融負債の帳簿価額に変更はない。

分類および測定 IFRS第9号は金融資産の分類に対して原則主義アプローチを導入している。その結果、損益を通じて公正価値で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、および償却原価で測定するもの、の区分に分類される。

IFRS第9号により、負債性資産は、当社のビジネスモデルおよび資産のキャッシュ・フローの性質の組合せに基づき分類することが求められる。

2018年1月1日現在のIFRS第9号およびIAS第39号に基づく金融資産の測定区分および帳簿価額は、以下の表のとおりである。IFRS第9号を適用した結果、当社は2018年1月1日現在、18.2億米ドルの担保契約を損益を通じて公正価値で測定するものから償却原価で測定するものに振り替えた。

(単位：百万米ドル)

	IFRS第9号		
	公正価値での測定が義務付けられている	償却原価	合計
<u>2018年1月1日現在</u>			
保有金融商品	640,264		640,264
担保付契約	138,545	66,275	204,820
未収金	653	72,725	73,378
現金・預金		20,727	20,727
金融資産合計	779,462	159,727	939,189

(単位：百万米ドル)

	IAS第39号			
	トレーディング 目的で保有	公正価値で評価 するものとして 指定	ローンおよび 債権	合計
<u>2018年1月1日現在</u>				
保有金融商品	640,264			640,264
担保付契約		140,360	64,460	204,820
未収金		653	72,725	73,378
現金・預金			20,727	20,727
金融資産合計	640,264	141,013	157,912	939,189

当社の金融負債の分類および測定は、IFRS第9号の適用による変更はない。

減損 IFRS第9号は、該当する金融資産の減損に係る手法を変更し、IAS第39号の発生損失モデルをフォワード・ルッキングな予想信用損失（以下「ECL」という）アプローチに置き換えるものである。

当社は、今後12カ月のデフォルト率に基づき予想損失を見積もることが求められる。ただし、組成以降、信用リスクが著しく増大した場合には、予想信用損失は資産の残存期間にわたるデフォルト率に基づく。

当社は、IFRS第9号の主要な要件に準拠する減損モデルを開発および検証した。IFRS第9号を適用した結果、計上した信用損失に著しい変動はなかった。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2018年1月1日より、当社はIFRS第15号を累積影響額を調整する移行アプローチを用いて適用している。本基準（修正後）は、財およびサービスの移転から生じる顧客からの収益の認識に係る包括的な指針、特定の契約費用の会計処理に係る指針、ならびに新たな開示要件を定めている。

本基準の適用の結果、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー案件に係る返金不要のマイルストーン・ペイメントの認識を案件の完了まで延期する。この基準の適用による2018年1月1日の累積影響額は、利益剰余金5百万米ドル（税引後）の減少であった。

当社はまた、特定の費用の表示を将来の期にわたり変更し、純収益における純額ベースから総額ベースとし、その結果、2018年6月に終了した6ヶ月間の純収益および一般管理費は、当社の過去の表示と比べて231百万米ドル増加した。

表示の変更

当社は、2017年度の年次報告書において、担保付借入金の一部を遡及的に表示変更し、当該残高をその他未払金から担保付借入金に振り替えている。その結果、注記15および注記18における2017年6月に終了した6ヵ月間の比較数値は、該当する場合において、この変更を反映するように修正された。

注記3 重要な会計上の見積りおよび判断

重要な会計上の見積りおよび判断は、以下の項目を除き、2017年度の年次報告書に記述されたものと一致している。

年度末の裁量報酬の見積り

当社の報酬および給付の大部分は年度末に確定する裁量報酬を示している。当社は、見積年間裁量報酬を各期中報告期間に割り当てる最も適切な方法は、かかる期間の純収益に応じて比例配分することであると考えている。

注記4 セグメント報告

当社は、投資銀行業務、機関投資家向けクライアント・サービス、投資および貸付業務、ならびに投資運用業務の4つの事業セグメントで事業活動の報告を行っている。当社のセグメントの詳細については、本財務報告のパート「業績 - セグメント報告」(訳者注:原文の該当箇所をいう)を参照のこと。

表示基準

当社のセグメント報告の表示基準は、2017年度の年次報告書に記載されているものと一致している。

セグメント別純収益

当社のセグメント別純収益については、本財務報告のパート「業績 - セグメント報告」(訳者注:原文の該当箇所をいう)を参照のこと。

セグメント別営業利益

当社の重要なセグメントの営業利益は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
投資銀行業務		
純収益	778	594
一般管理費	(679)	(415)
営業利益	99	179
機関投資家向けクライアント・サービス		
純収益	3,007	2,151
一般管理費	(1,781)	(1,465)
営業利益	1,226	686
純収益合計	4,546	3,279
一般管理費合計	(2,852)	(2,129)
営業利益合計	1,694	1,150

上記の表において、

- ・純収益合計には、投資および貸付業務ならびに投資運用業務に関連する純収益が、2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間においてそれぞれ761百万米ドルおよび534百万米ドル含まれる。
- ・一般管理費合計には、投資および貸付業務ならびに投資運用業務のセグメントに関連する一般管理費が、2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間においてそれぞれ455百万米ドルおよび300百万米ドル含まれている。2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間において、株式に基づく報酬の時価評価に関連して一般管理費合計からそれぞれ63百万米ドルおよび51百万米ドル控除されており、この控除は当社のセグメントに配分されていない。

セグメント資産

当社の資産のほとんどすべては、機関投資家向けクライアント・サービスに帰属する。

注記5 法人税等

当社の法人税等の分析は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
当期法人税		
英国法人税	192	46
外国税額	61	45
当期法人税合計	253	91
繰延税金		
一時差異の発生および解消	149	160
繰延税金合計	149	160
法人税等合計	402	251

注記6 保有金融商品および売却済未購入金融商品

保有金融商品および売却済未購入金融商品は、当社の営業活動における金融商品および投資から成る。保有金融商品には、担保として差入れた保有金融商品が含まれる。

当社の保有金融商品は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
現物商品		
マネー・マーケット商品	287	434
政府債および政府機関債	25,532	21,095
モーゲージおよびその他の資産担保ローンおよび有価証券	728	641
企業向け債務商品	16,526	15,535
持分証券	41,679	35,944
コモディティ	147	406
現物商品合計	84,899	74,055
デリバティブ商品		
金利	345,647	356,901
信用	27,240	30,158
為替	121,059	108,600
コモディティ	11,561	11,222
株式	60,979	59,328
デリバティブ商品合計	566,486	566,209
保有金融商品合計	651,385	640,264

当社の売却済未購入金融商品は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
現物商品		
政府債および政府機関債	19,551	13,055
企業向け債務商品	2,966	2,406
持分証券	21,582	18,335
コモディティ		3
現物商品合計	44,099	33,799
デリバティブ商品		
金利	337,544	348,980
信用	24,103	28,106
為替	120,075	110,955
コモディティ	11,414	11,218
株式	56,656	56,864
デリバティブ商品合計	549,792	556,123
売却済未購入金融商品合計	593,891	589,922

上記の表において、

- ・企業向け債務商品には、コーポレート・ローン、社債およびその他の債券が含まれている。
- ・持分証券には、上場株式、プライベート・エクイティ、上場ファンドおよび転換社債が含まれている。

注記7 担保付契約

当社の担保付契約は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
売戻条件付契約	118,462	122,539
借入有価証券担保金	94,621	82,281
担保付契約合計	213,083	204,820

上記の表において、

- ・担保付契約合計には、グループ会社に対する債権が、2018年6月および2017年12月現在において、それぞれ1,385.8億米ドルおよび1,195.1億米ドル含まれている。
- ・担保付契約合計には、1年を超えて期日の到来するものが、2018年6月および2017年12月現在において、それぞれ10.1億米ドルおよび522百万米ドル含まれている。

注記8 未収金

当社の未収金残高は、以下の表のとおりである。以下に注記されているものを除き、未収金はすべて、貸借対照表日から1年以内に期日が到来する。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
ブローカー/ディーラーおよび顧客に対する債権	59,095	62,988
親会社およびグループ会社に対する債権	16,995	10,386
繰延税金	348	575
その他未収金	38	34
前払金および未収収益	46	69
未収金合計	76,522	74,052

上記の表において、

- ・ブローカー/ディーラーおよび顧客に対する債権には、前払コモディティ契約に係る1年を超えて期日の到来するものの残高が、2018年6月および2017年12月現在において、それぞれ6百万米ドルおよび44百万米ドル含まれている。
- ・未収金合計には、金融資産が2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ761.0億米ドルおよび733.8億米ドル、ならびに非金融資産が2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ425百万米ドルおよび674百万米ドル含まれている。

注記9 担保付借入金

当社の担保付借入金は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
1年以内に期日の到来する金額		
買戻条件付契約	89,458	98,892
貸付有価証券担保金	67,208	56,038
関係会社間ローン	1,200	
発行社債	2,893	1,253
その他借入金	1,883	1,886
合計	162,642	158,069
1年を超えて期日の到来する金額		
買戻条件付契約	10,840	11,226
貸付有価証券担保金	1,509	2,063
発行社債	267	405
その他借入金	4,270	3,684
合計	16,886	17,378
担保付借入金合計	179,528	175,447

上記の表において、

- ・ 1年を超えて期日の到来する買戻条件付契約には、5年を超えて期日の到来するものが2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ79百万米ドルおよび83百万米ドル含まれており、期日は2030年である。
- ・ 1年を超えて期日の到来する発行社債およびその他借入金には、5年を超えて期日の到来するものが2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ20.9億米ドルおよび13.0億米ドル含まれている。2018年6月現在、当該商品の期日は2023年から2040年の間である。当該商品に関する支払いは、通常、主に金利、株式、および信用に関連する原金融資産を参照して行われる。
- ・ 担保付借入金合計には、グループ会社に対する債務が、2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ1,159.7億米ドルおよび1,203.6億米ドル含まれており、そのうち1年以内に期日の到来する金額は、2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ1,113.1億米ドルおよび1,164.0億米ドルである。
- ・ 発行社債およびその他借入金は、担保として差入れられた有価証券により担保されている。差入れを受けた担保は保有金融商品または担保付契約によるもののいずれかとして認識されている。

関係会社間ローン

2018年6月現在、1年以内に期日の到来する関係会社間ローンは、2017年12月と比べて増加した。これは、17.1億米ドルの新規借入によって担保付借入金が12.0億米ドル増加したこと(505百万米ドルの返済によって一部相殺されている)を反映している。

注記10 その他未払金

当社のその他未払金は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
1年以内に期日の到来する金額		
無担保借入金	29,112	27,544
ブローカー/ディーラーおよび顧客に対する債務	61,708	57,675
親会社およびグループ会社に対する債務：		
その他の無担保債務	14,531	16,210
株式に基づく報酬	483	702
未払法人税	197	66
租税公課	242	301
その他未払金および未払費用	1,383	1,086
合計	107,656	103,584
1年を超えて期日の到来する金額		
無担保借入金	64,670	38,924
親会社およびグループ会社に対する債務：		
その他の無担保債務	32	44
株式に基づく報酬	308	697
その他未払金	65	65
合計	65,075	39,730
その他未払金合計	172,731	143,314

上記の表において、1年以内に期日の到来する金額合計には、金融負債が2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ1,072.2億米ドルおよび1,032.2億米ドル、ならびに非金融負債が2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ439百万米ドルおよび367百万米ドル含まれている。2018年6月および2017年12月現在の双方において、1年を超えて期日の到来する金額はすべて金融負債である。

無担保借入金

当社の無担保借入金は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
関係会社間		
ローン	20,679	20,276
その他借入金	886	779
短期関係会社間無担保借入金	21,565	21,055
ローン	39,456	14,920
劣後ローン	5,377	5,377
その他借入金	1,337	1,800
長期関係会社間無担保借入金	46,170	22,097
関係会社間無担保借入金合計	67,735	43,152
外部		
当座借越	90	73
発行社債	6,842	5,329
その他借入金	615	1,087
短期外部無担保借入金	7,547	6,489
銀行ローン	170	170
発行社債	18,084	16,411
その他借入金	246	246
長期外部無担保借入金	18,500	16,827
外部無担保借入金合計	26,047	23,316
無担保借入金合計	93,782	66,468

上記の表において、

- ・1年を超えて期日の到来する発行社債およびその他借入金には、5年を超えて期日の到来するものが2018年6月および2017年12月現在においてそれぞれ104.9億米ドルおよび94.6億米ドル含まれている。2018年6月現在、当該商品の期日は2023年から2057年の間である。当該商品に関する支払いは、通常、主に金利や株式関連の原金融資産を参照して行われる。
- ・1年を超えて期日の到来する関係会社間ローンには、5年を超えて期日の到来するローンが含まれている。2018年6月現在、当社には2024年4月8日から2028年4月7日の間に期日が到来する10.1億米ドルの変動利付借入金があった。2017年12月現在、当社には2023年2月8日から2027年12月22日の間に期日が到来する12.1億米ドルの変動利付借入金があった。

債務評価調整

当社は、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定された発行社債の公正価値を、GSグループのクレジット・スプレッドを考慮した率で将来キャッシュ・フローを割引くことにより算定している。

当該金融負債に係るDVA利益/(損失)純額は以下の表のとおりである。

DVA	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
	308	(120)

上記の表におけるDVAは、その他の包括利益の債務評価調整に含まれている。

長期劣後ローン

長期劣後ローンは、親会社およびグループ会社からの長期劣後ローンから成る。当該債務に対する担保設定はなされておらず、米国連邦準備制度理事会のフェデラル・ファンド・レートに一定のマージンを加えた利率で利息が生じる。マージンは、GSグループの加重平均債務コストの変動を反映して定期的に再設定される。長期劣後ローンは、健全性監督機構（以下「PRA」という）より承認された規制資本（規制による資本減額があればそれに従う）を構成しており、PRAの承認を条件として返済が可能である。2024年12月26日から2025年9月9日までの間に、53.8億米ドルの長期劣後ローンが返済される。

関係会社間ローン

2018年6月現在、1年以内に期日の到来する関係会社間ローンは、2017年12月と比べて増加した。これは、12.2億米ドルの新規借入によって無担保借入金が403百万米ドル増加したこと（529百万米ドルの返済および287百万米ドルの借入金の期日が延期され長期区分になったことによって一部相殺されている）を反映している。

2018年6月現在、1年を超えて期日の到来する関係会社間ローンは、2017年12月と比べて増加した。これは、330.6億米ドルの新規借入および287百万米ドルの借入金の期日が延期され短期区分から変更されたことによって無担保借入金が増加したこと（88.1億米ドルの返済によって一部相殺されている）を反映している。

注記11 負債性引当金

当社の負債性引当金は当社に対する一部の訴訟に関するものであり、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年	
1月1日現在	10	10
引当金繰入額	2	2
6月30日現在	12	12

当該引当金に関する詳細を開示することは重大な不利益となるため、IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」で認められているとおり、詳細は開示されていない。

注記12 払込資本金

当社の払込資本金は、以下の表のとおりである。

割当済、請求済および払込済株式	(単位：百万米ドル)	
	額面1米ドル普通株式 (単位：株)	
2018年1月1日現在	581,964,161	582
当期の割当	17,300,000	17

当期の消却	(17,300,000)	(17)
2018年6月30日現在	581,964,161	582

当社の資本構成を簡素化するため、2018年5月10日に当社はGSG UKに額面1米ドルの普通株式17.3百万株を無償で割り当てた。その後、当社は無償で普通株式17.3百万株を消却した。この結果、当社の配当不能資本準備金が17.3百万米ドル減少し、株主持分の利益剰余金が17.3百万米ドル増加した。

注記13 その他資本性金融商品

その他資本性金融商品は、1単位当たり1百万米ドルの無担保のその他Tier 1債（以下「AT 1債」という）5,800単位を合計対価58.0億米ドルでGSG UKに発行したものである。AT 1債には償還期限がなく、償還要求不能で、年利8.55%の非累積固定金利が付され、その支払いは一定の支払能力および規制に関する要件に従って当社の裁量により決めることができる。

当社またはGSG UKグループのCET 1比率が7%を下回った場合、AT 1債は取消不能な元本削減が行われる。また、当社は、2037年8月より後は任意の時点において当社の裁量によりAT 1債のすべてを払込済普通株式へ転換することができる。

注記14 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書上の、当社の現金および現金同等物は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年6月現在
現金・預金	37,638	29,997
当座借越(注記10参照)	(90)	(227)
現金および現金同等物合計	37,548	29,770

上記の表において、現金・預金には、当社が利用できない現金が2018年6月および2017年6月現在においてそれぞれ44.0億米ドルおよび32.4億米ドル含まれている。

注記15 営業活動によるキャッシュ・フローの調整

当社の営業活動によるキャッシュ・フローの調整は、以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
税引前利益	1,574	966
以下の項目に対する調整		
減価償却費および無形資産償却費	30	16
確定給付制度の収益	(5)	(2)
為替差損/(益)	895	(707)
株式報酬費用	24	42
IFRS第15号移行調整	(7)	
負債性引当金	2	
支払利息等	125	186
営業資産負債の増減前に生じたキャッシュ	2,638	501
営業資産の増減		
保有金融商品の減少/(増加)	(11,121)	33,603
担保付契約の増加	(8,263)	(16,574)
未収金の増加	(2,695)	(4,199)
営業資産の増減	(22,079)	12,830
営業負債の増減		
売却済未購入金融商品の増加/(減少)	3,969	(38,206)
担保付借入金の増加	4,081	27,365
その他未払金の増加	29,421	11,314
営業負債の増減	37,471	473
確定給付制度への拠出金支払額	(47)	(50)
営業活動から生じたキャッシュ	17,983	13,754

営業活動から生じたキャッシュには、利息支払額が2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間においてそれぞれ25.6億米ドルおよび10.4億米ドル、ならびに利息受取額が2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間においてそれぞれ24.9億米ドルおよび12.6億米ドル含まれている。

注記16 財務上のコミットメントおよび偶発債務

コミットメントおよび偶発債務

当社のコミットメントおよび偶発債務は以下の表のとおりである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
条件付およびフォワード・スタート担保付契約	48,203	58,756
フォワード・スタート担保付借入金	27,429	20,511
その他	3,306	3,691
合計	78,938	82,958

条件付およびフォワード・スタート担保付契約には売戻条件付契約および有価証券借入契約が含まれ、フォワード・スタート担保付借入金には、将来の日付(通常は3営業日以内)において決済される買戻条件付契約および担保付貸付契約が含まれる。

また当社には売戻条件付契約を通じて顧客および取引相手先に条件付融資を行うコミットメントがある。これらのコミットメントに基づく当社の融資は、売戻条件付契約のすべての条件を満たすことが前提となっており、実行されないままコミットメントが満期を迎える可能性もある。

その他のコミットメントは、主に担保付コミットメントに関するものである。

また、通常の営業活動から生じた当社の資産には担保登録されたものが存在する。

リース

当社は、解約不能長期リース契約によりいくつかの建物を賃借している。リースは、契約で定める一定期間後に再交渉の対象となるもので、当社は契約に基づいて、これらの不動産に対するすべての保険料、維持および修理に関する費用の支払いを行っている。

訴訟事件等

当社は、当社の業務を遂行する上で生じた事項について、様々な司法手続、行政手続および仲裁手続(以下に記載されたものを含む)に関与しているが、これらの影響について信頼性をもって見積ることは実務上困難である。

金利スワップ反トラスト訴訟 当社は、2015年11月にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において提起され併合された、金利スワップ取引に関連する反トラスト法の集団訴訟を意図した訴訟の被告に含まれている。当社はまた、スワップ執行ファシリティの運営会社3社およびその一部の関連会社により、2016年4月以降にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において提起された、金利スワップ取引に関連する2件の反トラスト法訴訟の被告にも含まれている。公判前手続きのため、これらの訴訟は併合されている。これらの訴状は概ね、被告らが共謀して金利スワップの取引所取引を妨害したとする申立てに関連する、連邦反トラスト法および州のコモンローの違反を主張するものである。当該各訴訟の訴状では、州の反トラスト法の違反も主張されており、また宣言的救済および差止による救済ならびに金額を特定しない3倍損害賠償が求められている。2017年1月20日、被告らは集団訴訟および個別訴訟の1件の却下を求める申立を行った。2017年7月28日、連邦地方裁判所は、各訴訟において原告が主張している州のコモンローの違反を却下するか、却下しない場合であっても両訴訟における反トラスト法および集団訴訟を意図した訴訟における州のコモンローの違反の主張を2013年から2016年に係るものに限定する判決を下した。2018年5月30日、集団訴訟を意図した訴訟の原告は、第3併合修正訴状を提起した。2018年7月19日、被告は2件目の個別訴訟の却下を求める申立を行った。

クレジット・デフォルト・スワップ反トラスト訴訟 当社は、スワップ執行ファシリティの運営会社およびその一部の関連会社により、2017年6月8日にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において提起された、クレジット・デフォ

ルト・スワップ取引に関連する反トラスト法訴訟の被告に含まれている。訴状は概ね、被告らが共謀して原告のスワップ執行ファシリティ上のクレジット・デフォルト・スワップの取引を妨害したとする申立てに関連する、連邦および州の反トラスト法ならびに州のコモンローの違反を主張するものである。訴状では、宣言的救済および差止による救済ならびに金額を特定しない3倍損害賠償が求められている。2017年9月11日、被告は却下を求める申立を行った。

コモディティ関連訴訟 当社は、2014年11月25日以降にニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において提起され、直近では2017年5月15日に修正された、プラチナおよびパラジウムの取引に関連する集団訴訟を意図した訴訟の被告に含まれている。当該修正訴状では概ね、被告が共謀して現物プラチナおよびパラジウムのベンチマーク価格を操作したとする連邦反トラスト法および商品取引法の違反が主張され、宣言的救済および差止による救済ならびに金額を特定しない3倍損害賠償が求められている。2017年7月21日、被告は第3併合修正訴状の却下を求める申立を行った。

1 マレーシア・ディベロップメント・バーハッド(以下「1MDB」という)関連事項 GSグループは、マレーシアの政府系投資ファンドである1MDBが関与する資金調達取引およびその他の事項に関連した調査および検査の一環として、様々な政府および規制機関ならびに自主規制機関より召喚状を受領し、文書および情報の提供要請を受けている。GSグループは、これらの政府および規制機関による調査および検査のすべてに協力している。

規制当局の調査および検査ならびに関連訴訟 グループ・インクおよびその関連会社の一部(当社を含む)は、以下のGSグループの事業および業務に関する様々な事項について、様々な政府および規制機関ならびに自主規制機関による多数のその他の調査および検査の対象となっており、いくつかの案件では、召喚状を受領し、文書および情報の提供要請を受けており、また訴訟対象にもなっている。

- ・ 2008年の金融危機
- ・ 公募のプロセス
- ・ 投資運用サービスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービス
- ・ 利益相反
- ・ 政府が関連する資金調達およびその他の事項
- ・ 社債、国債、為替、コモディティおよびその他の金融商品の募集または売出し、オークション、販売、取引および決済ならびに関連する販売ならびにその他の連絡および活動、ならびに、かかる活動に対するGSグループの監督と統制(これには、空売りに関して適用される規則の遵守、アルゴリズム、高頻度および定量的取引、先物取引、オプション取引、発行日取引、取引報告、テクノロジー・システムおよび統制、証券貸付の実務慣行、信用デリバティブおよび金利スワップの取引および決済、コモディティ取引および金属の貯蔵、私募の実務慣行、有価証券の割当および取引、ならびに為替レートなどのベンチマーク金利の設定に関する取引業務および連絡が含まれる)
- ・ 英国贈収賄防止法および米国海外汚職防止法の遵守
- ・ 雇用および報酬の実務慣行
- ・ リスク管理統制システム
- ・ インサイダー取引、会社および政府の動向に関する重要な非公開情報の乱用および流布の可能性、ならびにインサイダー取引統制および情報障壁の有効性

さらに、当社の関連会社およびかかる関連会社の事業および業務に関する調査、検査および訴訟(上記の様々な事項を含むが、他の事項も含む)は、当社の事業および業務に影響を及ぼす可能性がある。

注記17 金融リスク管理および資本管理

当社の金融リスク管理および資本管理に関する特定の開示は、本財務報告のパートI(訳者注:原文の該当箇所をいう)におけるその他のリスク管理および規制上の情報と共に表示されている。

注記18 金融資産および金融負債

区分別金融資産および金融負債

当社の金融資産および金融負債の区分別の帳簿価額は、以下の表のとおりである。2018年6月および2017年12月現在における、IFRS第9号およびIAS第39号に基づく金融資産は、それぞれ以下の表のとおりである。詳細は注記2を参照のこと。

(単位:百万米ドル)

	金融資産		
	公正価値 (義務づけられているもの)	償却原価	合計
<u>2018年6月現在</u>			
保有金融商品	651,385		651,385
担保付契約	132,363	80,720	213,083
未収金	173	75,924	76,097
現金・預金		37,638	37,638
金融資産合計	783,921	194,282	978,203

(単位:百万米ドル)

	トレーディング 目的で保有	公正価値で評価 するものとして 指定	ローンおよび 債権	合計
	<u>2017年12月現在</u>			
保有金融商品	640,264			640,264
担保付契約		140,360	64,460	204,820
未収金		653	72,725	73,378
現金・預金			20,727	20,727
金融資産合計	640,264	141,013	157,912	939,189

(単位：百万米ドル)

	金融負債			合計
	トレーディング 目的で保有	公正価値で評価 するものとして 指定	償却原価	
<u>2018年6月現在</u>				
1年以内に期日の到来する金額				
売却済未購入金融商品	593,891			593,891
担保付借入金		115,190	47,452	162,642
その他未払金		8,517	98,700	107,217
合計	593,891	123,707	146,152	863,750
1年を超えて期日の到来する金額				
担保付借入金		16,886		16,886
その他未払金		46,243	18,832	65,075
合計		63,129	18,832	81,961
金融負債合計	593,891	186,836	164,984	945,711
<u>2017年12月現在</u>				
1年以内に期日の到来する金額				
売却済未購入金融商品	589,922			589,922
担保付借入金		113,947	44,122	158,069
その他未払金		7,784	95,433	103,217
合計	589,922	121,731	139,555	851,208
1年を超えて期日の到来する金額				
担保付借入金		17,378		17,378
その他未払金		21,046	18,684	39,730
合計		38,424	18,684	57,108
金融負債合計	589,922	160,155	158,239	908,316

上記の表において、保有金融商品は、2018年6月および2017年12月現在、ヘッジに指定されているデリバティブ商品それぞれ58百万米ドルおよび38百万米ドルを含む。

公正価値の階層

金融商品の公正価値とは、測定日における市場参加者間の通常取引で、資産の売却により受取る、または負債の移転により支払われると考えられる金額である。金融資産はビッド価格で評価され、金融負債はオファー価格で評価される。公正価値測定において取引費用は算入されない。当社は一部の金融資産および金融負債を1つのポートフォリオとして測定する(すなわち、市場リスクおよび(または)信用リスクに対する純エクスポージャーに基づき測定する)。

英国会計基準は、公正価値測定の開示について3つのレベルの公正価値の階層を設定している。公正価値の階層は、公正価値の測定に使用される評価手法へのインプットの優先順位を定めており、レベル1のインプットを最も優先順位が高く、レベル3のインプットを最も優先順位が低いとしている。公正価値の階層における金融資産または金融負債のレベルは、公正価値測定に重要なインプットのうち最も低いレベルに基づいている。

公正価値の階層は以下のとおりである。

レベル1 インプットは、同一の非制限資産または負債について、測定日において当社がアクセスできた活発な市場における無調整の市場価格である。

レベル2 評価手法へのインプットは直接または間接的に観察可能である。

レベル3 評価手法へのインプットの1つ以上が重要かつ観察不能である。

経常的に公正価値で評価される当社の金融資産および金融負債のほぼすべての公正価値は、観察可能な価格およびインプットに基づいており、公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類されている。レベル2およびレベル3の金融資産および金融負債の一部については、取引相手先ならびに当社およびGSグループの信用度、資金調達リスク、譲渡制限、流動性ならびにビッド/オファーのスプレッドなどの要素に関して、市場参加者が公正価値を算定するのに必要と考えられる適切な評価調整を行う場合がある。評価調整は通常、市場のデータに基づいている。

評価手法および重要なインプット

現物商品 現物商品には、政府債および政府機関債、企業向け債務商品、持分証券、ならびにデリバティブ以外のその他の保有金融商品および売却済未購入金融商品が含まれる。公正価値の階層の各レベルの評価手法および重要なインプットには、以下が含まれる。

レベル1の現物商品

レベル1の現物商品は、活発な市場における同一の非制限商品の市場価格を用いて評価される。当社は、絶対的な観点と、当該商品の時価総額との相対的な観点の両方による日次平均トレーディング量に基づき、資本性金融商品の活発な市場を定義している。当社は、日次平均トレーディング量と売買取引日数の両方に基づき、債務商品の活発な市場を定義している。

レベル2の現物商品

レベル2の現物商品は、市場価格、同一または類似商品についての最近の売買取引、ブローカーまたはディーラーによる呼び値、あるいは価格の透明性が合理的な水準にある代替的な価格情報源により検証可能である。呼び値の性質(指標的なものか、確定的なものかなど)、および最近の市場活動と代替的な価格情報源が提供した価格との関係が考慮される。

一般的に()現物商品の譲渡が制限されている場合、および(または)()市場参加者が公正価値を算定するのに必要と考えられるその他のプレミアムおよび流動性割引に関して、レベル2の現物商品に対して評価調整が行われる。評価調整は通常、市場のデータに基づいている。

レベル3の現物商品

レベル3の現物商品には、評価における重要なインプットに観察不能なものが1つ以上含まれる。反証がない限り、レベル3の現物商品は取引価格で当初評価されるが、これは公正価値の当初見積りの最善のものと考えられる。その後、当社は公正価値の算定に他の方法を用いるが、これは商品の種類によって異なる。評価におけるインプットおよび仮定は、金融資産の売却時実現価値を含めた実体のある観察可能な証拠に裏付けられる場合に変更される。

レベル3の現物商品の評価手法は商品ごとに異なるが、通常は割引キャッシュ・フロー法に基づいている。レベル3の現物商品の各タイプの公正価値の算定に使用される評価手法および重要なインプットの性質は以下のとおりである。

- ・ モーゲージおよびその他の資産担保ローンおよび有価証券 重要なインプットは通常、相対価値分析に基づき決定されており、以下が含まれる。
 - ・ 類似または関連する資産の取引から推定される市場利回り
 - ・ 裏付担保と、同一または類似する裏付担保が付されている商品の両方の取引価格
 - ・ 借手やローン担保の現在の状況およびデフォルト時の回収に関する仮定
 - ・ 予想将来キャッシュ・フローの時期(デュレーション)。これは、その他の観察不能なインプットの影響を組み込むことがある(期限前償還率など)

- ・企業向け債務商品およびその他の現物商品 企業向け債務商品およびその他の現物商品には、コーポレート・ローンおよび社債ならびにその他の債券、ならびに政府債および政府機関債が含まれる。重要なインプットは通常、相対価値分析に基づき決定されており、同一または類似する対象商品または企業を参照するクレジット・デフォルト・スワップの価格との比較と、同一の発行体が発行する、観察可能な価格またはブローカーの呼び値が入手可能なその他の債務商品との比較の両方を組み込んでいる。重要なインプットには以下が含まれる。
 - ・類似または関連する資産の取引から推定される市場利回り
 - ・iTraxxおよびCDX（企業の信用度のパフォーマンスをトラッキングする指数）などの市場指数の現在のレベルおよび変動
 - ・借手やローン担保の現在の状況およびデフォルト時の回収に関する仮定
 - ・商品の満期およびクーポンの情報
- ・持分証券 持分証券は、プライベート・エクイティおよび転換社債を含んでいる。最近の第三者による完了済または進行中の取引（合併の提案、公開買付、債務の再編など）が公正価値の変動の最良の証拠とみなされる。これらが入手できない場合には、以下の評価手法が適宜使用される。
 - ・業界の評価倍率および上場会社との比較
 - ・類似商品の取引
 - ・割引キャッシュ・フロー法

デリバティブ商品 デリバティブは、取引所で取引される（上場）場合もあれば、店頭デリバティブとして相対取引により契約が締結される場合もある。当社の店頭デリバティブの一部は、中央清算機関を通じて清算および決済される（清算対象の店頭取引）が、一部は両取引相手間の双務契約（二者間の店頭取引）となっている。

当社のレベル2およびレベル3のデリバティブは、デリバティブ価格決定モデル（割引キャッシュ・フロー・モデル、相関モデル、およびモンテ・カルロ法等のオプション価格決定法を組み込むモデルなど）を用いて評価される。デリバティブの価格の透明性は通常、商品タイプ別に以下のとおり特徴が分類できる。

- ・金利 一般的に金利デリバティブの評価に使用される主要なインプットは、長期契約であってもほとんどの場合透明性がある。主要先進国の通貨建の金利スワップおよびオプションの特徴は、取引量が多いことおよびビッド/オファーのスプレッドが小さいことである。インフレ指数などの指数またはイールド・カーブの形（10年物スワップのレートと2年物スワップのレートの比較など）を参照する金利デリバティブはより複雑であるが、主要なインプットは一般的に観察可能である。
- ・信用 個別銘柄とバスケット型の両方を含め、クレジット・デフォルト・スワップの価格の透明性は、市場および対象となる参照企業または参照債務により様々に異なる。指数、大企業および主要ソブリンを参照するクレジット・デフォルト・スワップは、一般的に最も価格の透明性が高い。それ以外の原資産を有するクレジット・デフォルト・スワップについては、価格の透明性は信用格付、対象となる参照債務の借入コスト、および発行体のデフォルト時に引渡される対象となる参照債務の入手可能性に基づき様々に異なる。ローン、資産担保証券および新興市場の債務商品を参照するクレジット・デフォルト・スワップは、社債を参照するクレジット・デフォルト・スワップより価格の透明性が低い傾向にある。また、複数の対象となる参照債務のコリレーションまたは担保付資金調達スプレッドに感応するものなど、より複雑な信用デリバティブは一般的に価格の透明性が比較的低い。

- ・為替 比較的長期間のものを含め、主要先進国の為替レートに基づく為替デリバティブは一般的に価格の透明性が高い。先進国市場と新興市場における為替デリバティブの価格の透明性の主な相違点は、新興市場においては比較的短期間の契約について観察可能な傾向にあるということである。
- ・株式 株式デリバティブの価格の透明性は、市場および原資産により様々に異なる。指数および主要な株式指数に含まれる企業の普通株式に係るオプションは、最も高い透明性を示している。長期間の契約または現在の市場価格から大幅に異なる参照価格が付されている契約を除き、株式デリバティブには通常、観察可能な市場価格がある。複数の個別株式銘柄のコリレーションに感応するものなど、より複雑な株式デリバティブは一般的に価格の透明性が比較的低い。

あらゆる商品タイプの観察可能性に対して、流動性は必要不可欠である。取引量が減少した場合、以前には透明性の高かった価格およびその他のインプットが観察不能になる可能性がある。反対に、きわめて複雑な構造の商品でも、十分な取引量があれば、価格およびその他のインプットが観察可能となる可能性がある。

レベル1のデリバティブ

レベル1のデリバティブには、将来において有価証券の受渡しを行う短期契約で、対象となる有価証券がレベル1の金融商品であるもの、および活発な取引があり、市場価格で評価される上場デリバティブが含まれる。

レベル2のデリバティブ

レベル2のデリバティブには、評価における重要なインプットのすべてが市場のデータによって裏付けられる店頭デリバティブ、ならびに活発な取引のない上場デリバティブおよび(または)店頭デリバティブの市場清算レベルへの較正を行うモデルで評価される上場デリバティブが含まれる。評価におけるインプットの重要性を判断するに際し、当社はとりわけ当該インプットに対するポートフォリオの正味リスク・エクスポージャーを考慮している。

デリバティブを評価する特定のモデルの選択は、商品の契約条件、内在する特定のリスクおよび市場における価格決定情報の入手可能性によって異なる。流動性の高い市場で取引されているデリバティブについては、モデルから導き出された情報が市場清算レベルと較正できるため、モデルの選択に重要な経営者の判断を伴わない。

評価モデルには、契約条件、市場価格、イールド・カーブ、割引率(担保付デリバティブに係る信用補完契約の規定による受取および差入担保に係る利息によるものを含む)、クレジット・カーブ、ボラティリティ指標およびそれぞれのインプットのコリレーションなど、様々なインプットが必要である。レベル2のデリバティブを評価するための重要なインプットは、市場取引、ブローカーまたはディーラーによる呼び値、あるいは価格の透明性が合理的な水準にあるその他の代替的な価格情報源により検証可能である。呼び値の性質(指標的なものか、確定的なものかなど)、および最近の市場活動と代替的な価格情報源が提供した価格との関係が考慮される。

レベル3のデリバティブ

レベル3のデリバティブは、観察可能なレベル1および(または)レベル2のインプットとともに、観察不能なレベル3のインプットを使用するモデルで評価される。観察不能なインプットには、一部のコリレーション、流動性の乏しいクレジットおよび担保付資金調達スプレッド、回収率ならびに一部の株式および金利ボラティリティが含まれる。

当社はレベル3のデリバティブを当初評価した後に、レベル1およびレベル2のインプットをアップデートして観察可能な市場の変動を反映しており、それによる損益はレベル3に計上される。レベル3のインプットは、類似する市場取引、第三者の価格提供サービスおよび(または)ブローカーやディーラーによる呼び値、あるいはその他の過去の市場データなどの証拠に裏付けられる場合に変更される。当社が市場取引を参照してモデルの評価額を検証できない場

合には、別の評価モデルによって大幅に異なる公正価値の見積りが算出される可能性がある。レベル3のデリバティブの評価に使用された重要かつ観察不能なインプットの詳細は、以下を参照のこと。

当初の取引価格と内部開発のモデルにより算出された公正価値との間に差異がある場合、市場参加者が価格設定において考慮するであろう要素(時間の要素を含む)の変化から生じたものに限り、損益が認識される。

評価調整

評価調整は、デリバティブ・ポートフォリオの公正価値の算定に必要な不可欠なものであり、デリバティブ価格決定モデルによって算出された中間市場の評価額を適切な出口価格の評価額に調整するために用いられる。これらの調整には、ビッド/オファーのスプレッド、流動性コスト、信用評価調整および資金調達の評価調整が組み込まれており、デリバティブ・ポートフォリオの担保が付されない部分に固有の信用リスクおよび資金調達リスクを会計処理している。当社はまた、契約条件により当社が受取担保を引渡すまたは再担保に供することができない場合の担保付デリバティブの資金調達の評価調整も行っている。市場に基づくインプットは通常、評価調整を市場清算レベルまで測定する場合に使用される。

さらに、重要かつ観察不能なインプットを含むデリバティブについては、当社は取引に含まれる評価の不確実性を会計処理するためにモデルまたは出口価格の調整を行っている。

その他の金融資産および金融負債

その他の金融資産および金融負債の評価手法および重要なインプットには以下が含まれる。

- ・ 売戻条件付契約および買戻条件付契約ならびに借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金 売戻条件付契約および買戻条件付契約ならびに借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金の評価において重要なインプットは、資金調達スプレッド、予想将来キャッシュ・フローの金額および時期、ならびに金利である。
- ・ 未収金 公正価値で測定する未収金は主に担保付貸付契約および前払コモディティ契約から成る。そのような債権の評価にとって重要なインプットは、コモディティの価格、金利、予想将来キャッシュ・フローの金額および時期、ならびに資金調達スプレッドである。
- ・ その他担保付借入金 公正価値で測定する担保付の発行社債およびその他借入金の評価にとって重要なインプットは、予想将来キャッシュ・フローの金額および時期、金利、資金調達スプレッド、当社が差入れた担保の公正価値(予想将来キャッシュ・フローの金額および時期、市場価格、市場利回りならびに回収の仮定を用いて算定される)ならびに追加担保の差入要求の頻度である。
- ・ その他未払金 公正価値で測定する無担保のその他未払金の評価にとって重要なインプットは、予想将来キャッシュ・フローの金額および時期、金利、GSグループのクレジット・スプレッド、ならびに前払コモディティ契約の場合はコモディティの価格である。ハイブリッド金融商品に組込まれたデリバティブの評価に使用されたインプットは、当社のその他のデリバティブ商品の評価に使用されたインプットと整合性がある。

金融資産および金融負債の公正価値のレベル別内訳

経常的に公正価値で測定される金融資産および金融負債の公正価値の階層のレベル別内訳は、以下の表のとおりである。

(単位：百万米ドル)

	2018年6月現在の金融資産および金融負債(公正価値)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
現物商品	60,067	23,885	947	84,899
デリバティブ商品	13	562,500	3,973	566,486
保有金融商品	60,080	586,385	4,920	651,385
担保付契約		132,363		132,363
未収金		173		173
金融資産合計	60,080	718,921	4,920	783,921
金融負債				
1年以内に期日の到来する金額				
現物商品	39,800	4,289	10	44,099
デリバティブ商品	6	547,741	2,045	549,792
売却済未購入金融商品	39,806	552,030	2,055	593,891
担保付借入金		114,365	825	115,190
その他未払金		6,113	2,404	8,517
合計	39,806	672,508	5,284	717,598
1年を超えて期日の到来する金額				
担保付借入金		16,836	50	16,886
その他未払金		39,690	6,553	46,243
合計		56,526	6,603	63,129
金融負債合計	39,806	729,034	11,887	780,727
デリバティブ商品純額	7	14,759	1,928	16,694

(単位：百万米ドル)

2017年12月現在の金融資産および金融負債(公正価値)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<u>金融資産</u>				
現物商品	51,047	22,437	571	74,055
デリバティブ商品	5	562,731	3,473	566,209
保有金融商品	51,052	585,168	4,044	640,264
担保付契約		140,360		140,360
未収金		653		653
金融資産合計	51,052	726,181	4,044	781,277
<u>金融負債</u>				
1年以内に期日の到来する金額				
現物商品	30,201	3,588	10	33,799
デリバティブ商品	22	553,830	2,271	556,123
売却済未購入金融商品	30,223	557,418	2,281	589,922
担保付借入金		113,314	633	113,947
その他未払金		5,896	1,888	7,784
合計	30,223	676,628	4,802	711,653
1年を超えて期日の到来する金額				
担保付借入金		17,369	9	17,378
その他未払金		15,050	5,996	21,046
合計		32,419	6,005	38,424
金融負債合計	30,223	709,047	10,807	750,077
デリバティブ商品純額	(17)	8,901	1,202	10,086

レベル3の公正価値の評価に使用される重要かつ観察不能なインプット

現物商品 2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社はレベル3の現物商品資産それぞれ947百万米ドルおよび571百万米ドルを保有していた。レベル3の現物商品負債は重要ではなかった。

当社のレベル3の現物商品資産の金額、ならびに当社のレベル3の現物商品資産の評価に使用される重要かつ観察不能なインプットの範囲および加重平均は以下の表のとおりである。

(単位：百万米ドル)	レベル3の現物商品資産および 重要かつ観察不能なインプットの範囲(加重平均)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
モーゲージおよびその他の資産担保ローンおよび有価証券		
レベル3資産	249	144
利回り	2.4%から15.0%(5.5%)	2.3%から19.4%(6.9%)
回収率	30.0%から90.6%(73.6%)	37.9%から89.0%(76.9%)
デュレーション(年)	0.6から14.8(5.2)	0.7から14.0(4.2)
企業向け債務商品およびその他の現物商品		
レベル3資産	618	365
利回り	1.8%から14.8%(5.4%)	3.6%から13.9%(7.1%)
回収率	0.0%から82.0%(58.1%)	0.0%から74.0%(44.5%)
デュレーション(年)	0.9から6.2(3.6)	0.5から5.4(2.3)
持分証券		
レベル3資産	80	62
デュレーション(年)	4.1倍から11.0倍(5.7倍)	3.0倍から3.0倍(3.0倍)

上記の表において、

- ・範囲は、現物商品の各タイプの評価に使用された重要かつ観察不能なインプットの範囲を表している。
- ・加重平均は、各インプットを現物商品の相対的公正価値で加重することにより算定される。
- ・これらのインプットの範囲および加重平均は、ある現物商品の公正価値を算定する際に使用される適切なインプットの代表的なものということではない。例えば、モーゲージおよびその他の資産担保ローンおよび有価証券の利回りの最大値は、特定のモーゲージの評価に適切であるが、他のモーゲージの評価には適切でない可能性がある。したがって、インプットの範囲は、当社のレベル3の現物商品の公正価値測定における不確実性または公正価値測定の可能な範囲を表すものではない。
- ・当社のレベル3の現物商品の評価に使用される利回りまたはデュレーションが上昇すると、公正価値測定の結果が低下し、回収率または評価倍率が上昇すると、公正価値測定の結果が上昇する。当社のレベル3の現物商品はそれぞれ特徴ある性質のため、インプットの相互関係は各商品タイプ内で必ずしも同じではない。
- ・モーゲージおよびその他の資産担保ローンおよび有価証券ならびに企業向け債務商品およびその他の現物商品は割引キャッシュ・フローを用いて評価され、持分証券は類似市場取引および割引キャッシュ・フローを用いて評価される。
- ・ある金融商品の公正価値は、複数の評価手法を用いて算定されることがある。例えば、類似市場取引と割引キャッシュ・フローが同時に公正価値の算定に使用されることがある。そのため、レベル3の残高には、これらの両手法が含まれている。

デリバティブ商品 2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社はレベル3のデリバティブ商品純額それぞれ19.3億米ドルおよび12.0億米ドルを保有している。

当社のレベル3のデリバティブ商品純額、ならびに当社の金利、信用、為替および株式デリバティブ商品の評価に使用される重要かつ観察不能なインプットの範囲、平均値および中央値は以下の表のとおりである。2018年6月および2017年12月現在の双方における、当社のコモディティ・デリバティブに関するレベル3の金融商品純額に重要性はなかった。

(単位：百万米ドル)	レベル3のデリバティブ商品純額および 重要かつ観察不能なインプットの範囲(平均値/中央値)	
	2018年6月現在	2017年12月現在
金利	129	51
コリレーション	73%から95%(84%/84%)	79%から95%(87%/87%)
ボラティリティ(bps)	63から138(85/77)	75から138(107/107)
信用	2,063	1,794
コリレーション	N/A	28%から84%(61%/60%)
クレジット・スプレッド(bps)	2から900(97/72)	1から505(87/56)
アップフロント・クレジット・ポイント	12から50(24/16)	2から55(36/53)
回収率	30%から50%(42%/43%)	22%から73%(70%/73%)
為替	(93)	(110)
コリレーション	10%から33%(22%/21%)	10%から33%(22%/21%)
株式	(171)	(533)
コリレーション	(63)%から95%(44%/46%)	(36)%から94%(53%/65%)
ボラティリティ	4%から58%(19%/18%)	4%から63%(20%/20%)

上記の表において、

- ・デリバティブ資産純額はプラスの額で、デリバティブ負債純額はマイナスの額で表示されている。
- ・範囲は、デリバティブの各タイプの評価に使用された重要かつ観察不能なインプットの範囲を表している。
- ・平均値はインプットの算術平均を表しており、各金融商品の相対的公正価値または想定元本により加重されていない。中央値を上回る平均値は、インプットの大部分が平均値を下回っていることを示している。
- ・これらのインプットの範囲、平均値および中央値は、あるデリバティブの公正価値の算定に使用する適切なインプットの代表的なものということではない。例えば、金利デリバティブのコリレーションの最大値は、特定の金利デリバティブの評価に適切であるが、他の金利デリバティブの評価には適切でない可能性がある。したがって、インプットの範囲は、当社のレベル3のデリバティブの公正価値測定における不確実性または公正価値測定の可能な範囲を表すものではない。
- ・金利、為替および株式デリバティブは、オプション価格決定モデルを用いて評価され、信用デリバティブは、オプション価格決定モデル、相関モデルおよび割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて評価される。
- ・どの金融商品の公正価値も複数の評価手法を用いて算定されることがある。例えば、オプション価格決定モデルと割引キャッシュ・フロー・モデルは通常、同時に公正価値の算定に使用される。そのため、レベル3の残高はこれらの両手法が含まれている。
- ・コリレーションは、2018年6月現在のレベル3の信用デリバティブの評価において重要ではなかった。
- ・為替および株式デリバティブのコリレーションは、クロスプロダクト・コリレーションを含んでいる。

重要かつ観察不能なインプットの範囲

当社のレベル3のデリバティブ商品の評価に使用される重要かつ観察不能なインプットの範囲に関する情報は、以下のとおりである。

- ・コリレーション コリレーションの範囲は、同一商品タイプ（株価指数や個別株式銘柄など）、商品タイプ間（株式と為替のコリレーションなど）、地域間などにおける様々な原資産をカバーしている。
- ・ボラティリティ ボラティリティの範囲は、様々な市場にわたる多数の原資産、満期および権利行使価格をカバーしている。例えば、株価指数のボラティリティは一般的に個別株式のボラティリティを下回る。
- ・クレジット・スプレッド、アップフロント・クレジット・ポイントおよび回収率 クレジット・スプレッド、アップフロント・クレジット・ポイントおよび回収率の範囲は、様々な原資産（指数および個別銘柄）、地域、部門、満期および信用度（高利回りおよび投資適格）をカバーし、また担保付資金調達スプレッドを含んでいる。この幅広い母集団により、重要かつ観察不能なインプットの範囲に幅が生じる。

重要かつ観察不能なインプットの変動に対する公正価値測定の感応度

重要かつ観察不能なインプットの個別の変動に対する当社のレベル3の公正価値測定の方向感応度の詳細は、以下のとおりである。

- ・コリレーション 一般的に保有者が対象となる原資産または指数の価格（金利、クレジット・スプレッド、為替レート、インフレ率および株価など）の一貫した方向のパフォーマンスから利益を得る契約については、コリレーションが増大すると公正価値測定の結果が上昇する。
- ・ボラティリティ 一般的に買建オプションについては、ボラティリティが増大すると公正価値測定の結果が上昇する。
- ・クレジット・スプレッド、アップフロント・クレジット・ポイントおよび回収率 一般的にクレジット・スプレッドまたはアップフロント・クレジット・ポイントの増加または回収率の低下により、買建信用プロテクションの公正価値が増加し、担保付資金調達スプレッドの拡大により、担保付資金調達力の公正価値が増加する。クレジット・スプレッド、アップフロント・クレジット・ポイントおよび回収率は、対象となる参照債務の特徴的なリスク要因と強い関連性がある。これらのリスク要因には、レバレッジ、ボラティリティおよび業界などの参照企業特有の要因、対象となる参照債務の借入コストまたは流動性などの市場ベースの要因、ならびにマクロ経済の状況が含まれる。

当社のレベル3のデリバティブはそれぞれ特徴があるため、各商品タイプ内でのインプットの相互関係は必ずしも同じではない。

その他の金融資産および金融負債

その他の金融資産および金融負債の重要かつ観察不能なインプットには以下が含まれる。

- ・売戻条件付契約および買戻条件付契約ならびに借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金 2018年6月および2017年12月現在の双方において、レベル3の売戻条件付契約、借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金はなかった。2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社のレベル3の買戻条件付契約に重要性はなかった。

- ・未収金 2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社はレベル3の未収金を有していなかった。
- ・その他担保付借入金 2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社のレベル3のその他担保付借入金を評価する際に使用される重要かつ観察不能なインプットは、観察不能なインプットに関する当社のデリバティブ商品および現物商品の開示に含まれている。上記「現物商品」および「デリバティブ商品」を参照のこと。
- ・その他未払金 2018年6月および2017年12月現在の双方において、当社のレベル3のその他未払金を評価する際に使用される重要かつ観察不能なインプットは、観察不能なインプットに関する当社のデリバティブ商品および現物商品の開示に含まれている。上記「現物商品」および「デリバティブ商品」を参照のこと。

公正価値の階層のレベル1とレベル2の間での振替

2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間のそれぞれにおいて、経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債につき、レベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

観察不能なインプットを用いた評価手法を用いて評価される金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債の公正価値は、同一の金融商品の観察可能な現在の市場取引による価格の裏付けがない仮定、または利用可能かつ観察可能な市場データに基づいて、評価手法を全面的にまたは部分的に使用して算定しており、これらの仮定を変更すると、それを用いて算定される公正価値の見積りも変動する。重要かつ観察不能なインプットを用いた評価において、合理的に代替可能な仮定を使用したことによる潜在的影響は、2018年6月および2017年6月現在、有利な変動がそれぞれ約382百万米ドルおよび約227百万米ドル、不利な変動がそれぞれ約235百万米ドルおよび約261百万米ドルと算定された。合理的に可能性のある不利な代替的仮定の決定においては、潜在的な不確実性が存在する事例を識別し定量化するため、詳細な事業およびポジション・レベルのレビューが実施されている。ここでは、利用可能な市場情報の範囲に照らしたポジションの公正価値が考慮されている。2018年6月および2017年6月現在、有利な変動に係る影響は、主に担保付資金調達スプレッドならびに株式および債券デリバティブの評価調整の仮定の変更によるものであり、不利な変動に係る影響は、主に担保付資金調達スプレッド、ボラティリティおよびコリレーションのインプットの仮定の変更によるものである。

損益を通じて公正価値で評価する金融資産および金融負債の当初認識時の公正価値(取引価額)と評価手法を用いて算定された価額の差額(取引初日の損益)に関連して損益計算書に認識されていない金額は、以下の表のとおりである。

	(単位:百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
1月1日現在	161	149
新取引	70	53
当期の損益計算書に認識された金額	(53)	(45)
6月30日現在	178	157

レベル3の推移

経常的に公正価値で測定するすべてのレベル3の金融資産および金融負債の公正価値の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	(単位:百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
金融資産合計		
期首残高	4,044	5,152
利益	340	431
購入	396	454
売却	(131)	(314)
決済	(362)	(575)
レベル3への振替	820	281
レベル3からの振替	(187)	(479)
期末残高	4,920	4,950
金融負債合計		
期首残高	(10,807)	(9,628)
利益/(損失)	323	(740)
購入	4	4
売却	(282)	(175)
発行	(5,026)	(2,946)
決済	3,178	2,702
レベル3への振替	(211)	(163)
レベル3からの振替	934	1,209
期末残高	(11,887)	(9,737)

上記の表において、

- ・金融資産は、保有金融商品に関連する。
- ・金融資産または金融負債が報告年度中にレベル3へ振替えられた場合、当該年度における損益は全額レベル3に含まれる。レベル3の金融資産の増加はプラスの額で、減少はマイナスの額で表示されている。レベル3の金融負債の増加はマイナスの額で、減少はプラスの額で表示されている。
- ・レベル間の振替は、振替が生じた報告期間の期首に認識される。従って、レベル3の金融資産および金融負債のうち、当期末までの期間にレベル3から振替えられたものの損益は、この表には含まれていない。
- ・レベル3の金融資産および金融負債は、レベル1およびレベル2の金融資産および金融負債で経済的にヘッジされることが多い。このため、金融資産または金融負債の特定の種類について報告されているレベル3の損益は、同じ種類の金融資産もしくは金融負債のレベル1もしくはレベル2に帰属する損益、または異なる種類の金融資産もしくは金融負債のレベル1、レベル2もしくはレベル3に帰属する損益で一部相殺することができる。その結果、レベル3の推移に含まれる損益は、必ずしも当社の経営成績、流動性または資金に対する全体的な影響を表すものではない。
- ・2018年6月および2017年6月に終了した6ヵ月間におけるレベル3の金融資産に係る純利益は損益計算書の「純収益」に計上されている。
- ・2018年6月に終了した6ヵ月間におけるレベル3の金融負債に係る純利益323百万米ドルは、損益計算書の「純収益」に利益として211百万米ドルが、また、包括利益計算書の「債務評価調整」に利益として112百万米ドルが計上されている。2017年6月に終了した6ヵ月間におけるレベル3の金融負債に係る純損失740百万米ドルは、損益計算書の「純収益」に損失として666百万米ドルが、また、包括利益計算書の「債務評価調整」に損失として74百万米ドルが計上されている。

以下の表は、上記の要約表に含まれる金融負債に関する情報を、貸借対照表の勘定科目別に示したものである。

	(単位：百万米ドル)	
	2018年6月に 終了した6ヵ月間	2017年6月に 終了した6ヵ月間
売却済未購入金融商品		
期首残高	(2,281)	(2,228)
損失	(199)	(242)
購入	4	4
売却	(282)	(175)
決済	579	258
レベル3への振替	(142)	(124)
レベル3からの振替	266	306
期末残高	<u>(2,055)</u>	<u>(2,201)</u>
担保付借入金		
期首残高	(642)	(536)
利益/(損失)	37	(22)
発行	(285)	
決済	15	34
期末残高	<u>(875)</u>	<u>(524)</u>
その他未払金		
期首残高	(7,884)	(6,864)
利益/(損失)	485	(476)
発行	(4,741)	(2,946)
決済	2,584	2,410
レベル3への振替	(69)	(39)
レベル3からの振替	668	903
期末残高	<u>(8,957)</u>	<u>(7,012)</u>

公正価値の階層のレベル2とレベル3の間での振替

2018年6月に終了した6ヵ月間 金融資産および金融負債のレベル3への振替は、主に一部のモデリングにおける仮定の透明性が低下したことに伴い、一部の為替商品をレベル2から振替えたこと、および主に一部のスプレッドおよび利回りのインプットの透明性が低下したことに伴い、一部のクレジット商品をレベル2から振替えたことを主に反映している。透明性が低下したのは、市場データが不足したためである。

金融資産および金融負債のレベル3からの振替は、主に一部の株価ボラティリティおよびコリレーションのインプットの透明性が増したことに伴い、株式商品をレベル2へ振替えたことを主に反映している。透明性の向上は市場のデータの入手が容易になったことによるものであった。

2017年6月に終了した6ヵ月間 金融資産および金融負債のレベル3への振替は、主に一部の信用デリバティブの評価にとって観察不能なクレジット・スプレッドおよび利回りのインプットが重要になったことに伴い、当該デリバティブをレベル2から振替えたこと、また主に一部の株式デリバティブの評価にとって観察不能なボラティリティおよびコリレーションのインプットが重要になったことに伴い、当該デリバティブをレベル2から振替えたことを主に反映している。

金融資産および金融負債のレベル3からの振替は、主に観察不能なクレジット・スプレッドおよび利回りのインプットが一部のクレジット商品の評価に対し重要でなくなったことに伴い、当該商品の一部をレベル2へ振替えたこと、観察不能なボラティリティおよびコリレーションのインプットが一部の株式デリバティブの評価に対し重要でなくなったことに伴い、当該デリバティブの一部をレベル2へ振替えたことを主に反映している。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債の公正価値

2018年6月および2017年12月現在、当社は、公正価値で測定されない流動金融資産それぞれ1,942.8億米ドルおよび1,579.1億米ドルならびに同金融負債それぞれ1,461.5億米ドルおよび1,395.6億米ドルを保有していた。これらの商品はその性質上短期であるため、貸借対照表上の帳簿価額は公正価値の合理的な近似値である。

2018年6月および2017年12月現在、当社は、1年を超えて期日の到来する、公正価値で測定されない金融負債それぞれ188.3億米ドルおよび186.8億米ドルを保有しており、これは主に関係会社間の長期借入金に関するものである。当該借入金の金利は変動的な性格のものであり、類似する条件および特徴の商品の実勢市場金利に近似している。そのため、貸借対照表の帳簿価額は公正価値の合理的な近似値である。

第四部 【組込情報】

1. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年6月29日 関東財務局長に提出

2. 半期報告書

事業年度（2018年度中）（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

平成30年9月27日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としています。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

本社債は、利息計算期間に適用される利率、満期償還金額および自動期限前償還事由の有無が日経平均株価およびS&P500指数の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500指数についての開示を必要とします。

2 当該指数等の推移

日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 3月	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月
	最高	21,968.1	22,467.87	23,002.37	22,966.38	22,794.19	22,869.5
	最低	20,617.86	21,292.29	22,018.52	22,171.35	21,546.99	21,857.43

出所：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもありません。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではありません。

S&P500指数の過去の推移（S&P500指数終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	
	最低	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 3月	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月
	最高	2,786.57	2,708.64	2,733.29	2,786.85	2,846.07	2,914.04
	最低	2,588.26	2,581.88	2,629.73	2,699.63	2,713.22	2,813.36

出所：ブルームバーグ・エルピー

S&P500指数の過去の推移はS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもありません。過去の上記の期間においてS&P500指数が上記のように変動したことによって、S&P500指数および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではありません。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。